

第4回定例会

令和5年9月1日開会

令和5年9月19日閉会

# 三股町議会会議録

三股町議会

# 目 次

## ◎第4回定例会

### ○9月1日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第40号から議案第63号までの24議案、諮問1件、報告3件一括 上程	4
日程第4	決算審査報告	13

### ○9月6日(第2号)

日程第1	一般質問	16
8番	楠原 更三君	16
12番	山中 則夫君	30
10番	内村 立吉君	41
8番	楠原 更三君(続)	54

### ○9月7日(第3号)

日程第1	一般質問	66
7番	新坂 哲雄君	66
2番	中原 美穂君	75
5番	田中 光子君	86

### ○9月8日(第4号)

日程第1	一般質問	106
6番	堀内 和義君	106
3番	上西 雅子君	118
1番	岩津 良君	131
6番	堀内 和義君(続)	144
1番	岩津 良君(続)	146
日程第2	総括質疑	154

日程第3	常任委員会付託	154
日程第4	質疑・討論・採決（議案第61号）	154

○9月19日（第5号）

日程第1	議案第64号及び発議第2号の取り扱いについて	159
日程第2	常任委員長報告	159
日程第3	質疑（議案第40号から議案第60号までの21議案）	163
日程第4	討論・採決（議案第40号から議案第60号までの21議案）	164
日程第5	質疑（議案第62号及び議案第63号の2議案）	170
日程第6	討論・採決（議案第62号及び議案第63号の2議案）	173
日程第7	質疑・討論・採決（諮問第1号）	173
追加日程第1	議案第64号上程	178
追加日程第2	質疑・討論・採決（議案第64号）	178
追加日程第3	発議第2号上程	179
追加日程第4	質疑・討論・採決（発議第2号）	179
日程第8	文教厚生常任委員会の視察研修報告	180
日程第9	総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	182
日程第10	閉会中における広報編集常任委員会の活動について	182
日程第11	閉会中における議会運営委員会の活動について	182
日程第12	閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動について	183
日程第13	議員派遣の件について	183

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和5年第4回定例会（9月）	議案第40号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認	9月19日
〃	議案第41号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和5年度三股町一般会計補正予算（第3号））	原案承認	9月19日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和5年第4回定例会 (9月)	議案第42号	令和4年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月19日
〃	議案第43号	令和4年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月19日
〃	議案第44号	令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月19日
〃	議案第45号	令和4年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月19日
〃	議案第46号	令和4年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月19日
〃	議案第47号	令和4年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月19日
〃	議案第48号	令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月19日
〃	議案第49号	令和4年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月19日
〃	議案第50号	令和4年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決 及び認定	9月19日
〃	議案第51号	三股町特別会計条例を廃止する条例	原案 可決	9月19日
〃	議案第52号	三股町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例	原案 可決	9月19日
〃	議案第53号	令和5年度三股町一般会計補正予算(第4号)	原案 可決	9月19日
〃	議案第54号	令和5年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	9月19日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和5年第4回定例会 (9月)	議案第55号	令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	9月19日
〃	議案第56号	令和5年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	9月19日
〃	議案第57号	令和5年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	9月19日
〃	議案第58号	令和5年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	9月19日
〃	議案第59号	令和5年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	9月19日
〃	議案第60号	令和5年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	9月19日
〃	議案第61号	工事請負契約の締結について(令和4年災1019/341福留水路本復旧工事)	原案 可決	9月8日
〃	議案第62号	財産の取得について(三股町第7期仮想サーバ等構築事業)	原案 可決	9月19日
〃	議案第63号	財産の無償貸付について	原案 可決	9月19日
〃	議案第64号	町長等の給与の減額に関する条例	原案 可決	9月19日
〃	発議第2号	三股町議会議員の請負の状況の公表に関する条例	原案 可決	9月19日
〃	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	原案 不適任	9月19日
〃	報告第6号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について		

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和5年 第4回定例会 (9月)	報告第7号	令和4年度決算に基づく資金不足比率 の報告について		
”	報告第8号	まちづくり合同会社みまたの経営状況 に関する報告について		

# 一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	楠原 更三	1 行政情報発信状況について	① 平成4年3月26日規則第6号第1条に「町民に対する情報の周知徹底を図る」とあるが、現状をどのように考えるか。 (含、行政情報の発信手段で一番に位置付けているもの、自治公民館加入率の現状及び加入率低下に伴う弊害、行政として考えられる情報の周知徹底に対する今後の関与)	町 長
			② DX化の進展に伴う今後の地域社会のあり方についての考えは。	
		2 町内文化財の指定及び整備への動きについて	③ 町への転入者に対する地区名の周知は、どのように行っているか。	
			① 文化財の保存継承の現在の動き(含、整備及び無形民俗文化財)	教育長
2	山中 則夫	1 町政の諸課題の取り組みについて	② 野崎重則翁像を通して三股の成り立ちを知る整備はできないか。	町 長 教育長
			③ 西南役から150年を前に西南役従軍碑・招魂塚やその他の西南役史跡の整備はできないか。	
			④ 梶山城跡国指定への今後の予定。	教育長
			① 牛ノ峠バイパス休止区間着工を	町 長
② 早期実現のために本町の町長が中心になるべきでは				
③ 三股駅の周辺の整備はどうなったのか				
			④ 三股町は今後“自主・自立”やっっていけるか	

3	内村 立吉	1 防災について	<p>① 内閣府が、災害時に、陣頭指揮を執る首長向けに動画を作っています。この動画を、今後どのように活かしていきますか。</p> <p>② 台風6号による被害状況、今後の対策はどのようなものであるか。</p>	町 長
		2 畜産について	<p>① 宮崎牛について、町独自のブランド牛を作ったら良いのではないか。</p>	町 長
		3 農業について	<p>① 有機農業を核とした持続可能な町づくりは出来ないか。</p> <p>② 農福連携に取り組む事業者が増えている。取り組みもどのように考えられるか。</p>	町 長
		4 相続未登記の農地について	<p>① 本町における相続未登記の農地はどのようなものであるか。</p> <p>② 遊休農地はどのようなものであるか。</p> <p>③ 今後の対策はどのようなものであるか。</p>	町 長
4	新坂 哲雄	1 農業対策について	<p>① 近年、猿による農作物被害が出てるが、その対策は。</p> <p>② 猿の駆除は出来ないか。</p>	町 長
		2 道路整備について	<p>① 切寄の御崎神社の横が、大雨時に土砂が県道まで流れてくるため、御崎神社の参道及び林道、民家等の道路補修工事を早急にお願ひ出来ないか。</p>	町 長
		3 長原茶園の排水について	<p>① U字溝の整備はいつ頃か。</p> <p>② 森林環境譲与税で工事を行うとの事だったが、その後どうなっているのか。</p> <p>③ 山の地主さんより、立木が倒れるため、早めに工事を行ってほしいと要望がきてるが、いつ頃出来るか。</p>	町 長



5	中原 美穂	1 三股町DX推進について	<p>① 三股町が「令和3年3月の第6次三股町総合計画にて、デジタル社会を支える情報環境の整備充実を、施策の基本的な方向として様々な取組を行ってきました」と記載しておりますが具体的な進捗状況を教えてください。</p> <p>② 取組方針（2）に記載してあります「利用者の視点から業務の流れを改革し、地域の実情に応じて誰一人取り残さない人に優しい施策を講じていきます」と記載されておりますが、どのようなお考えで検討されているのか具体的に教えてください。</p> <p>③ 自治体DXの推進が不可欠と記載されておりますが、現状の取組状況、施策の具体化はどのように進んでいるのでしょうか。</p> <p>④ 行政手続きのオンライン化、ぴったりサービス整備の進捗状況、利用実績、町民の意見は把握されているのでしょうか。また、その他、オンライン手続きに関しての取組状況と内容を教えてください。</p> <p>⑤ ペーパーレス（コピー、製本、差し替えなどの事務作業軽減、業務スピード向上など）本町の取組状況を教えてください。自治体DX化による、年間の経費削減見込みは計画に基づき取り組まれているのか教えてください。</p>	町 長
---	-------	---------------	---	-----

6	田中 光子	1 公営住宅等維持管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 30年以上経過した町営住宅の維持管理の現状は</li> <li>② 団地別の入居状況と空き部屋の活用は</li> <li>③ 入居者目線での劣化、損傷の情報がくみ上げられているのか？</li> <li>④ 団地別の維持管理、解体・廃棄までの要する費用の総額は？</li> <li>⑤ 今後、住み続けたいまちづくりの実現へ向けて、町営住宅の施策はどのように考えられているか</li> </ul>	町長
		2 AED利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① AED設置状況及び使用状況は</li> <li>② 必要な時にAEDが正常に機能するよう、適切な維持管理が求められるが、日常点検や消耗品の管理などの保守点検はどのようにしているのか？</li> </ul>	町長
			<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 教職員の研修機会の充実はどのようにされているか</li> </ul>	教育長
			<ul style="list-style-type: none"> <li>④ AEDシートを使用する際のプライバシー保護の手段を検討し、三角巾を導入してもらえないか？</li> <li>⑤ 会社、工場、作業場など、特に、50歳以上の社員が多く働く事業所には、AEDを設置することが望ましいが、町内の状況は把握されているのか？</li> </ul>	町長

7	堀内 和義	1 勝岡小学校通学路の歩道整備について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 町道勝岡蓼池線に接する町道勝岡17号線、勝岡小学校に通じる通学路の歩道整備の進展を問う</li> <li>② 17号線路側にグリーンベルトは敷かれているが道路幅も狭く危険である。縁石のある歩道整備はできないか</li> <li>③ 勝岡蓼池線の途中から緑ヶ丘を通り運動場に抜ける歩道整備も提案されたが、地権者との協議はされているのか</li> <li>④ 勝岡蓼池線から町道17号線の角地が空き家となっており、倒壊の恐れもある危険な状況であるが対策はできないか</li> </ul>	町長
		2 議会のタブレット活用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全議員にタブレットが貸与されているが、議会資料のペーパーレス化はできないか</li> <li>② ペーパーレス化によるランニングコストの試算はされているのか</li> </ul>	町長
		3 マキ科の害虫キオビエダシャクの発生状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① マキ科のイヌマキ(ヒトツバ)等の害虫、キオビエダシャクが大量発生しているが町内での状況はどのようなものか</li> <li>② 町広報紙、回覧等で形態・生態・加害情報を知らせ早期駆除に繋げる対策を取れないか</li> <li>③ 自治公民館やグループで行う防除に町所有の防除機の貸し出し、薬剤補助はできないか</li> </ul>	町長

8	上西 雅子	1 国連の核兵器禁止条約に対する、町長の政治姿勢について	① 国連の核兵器禁止条約に対する、町長の政治姿勢を伺いたい。	町 長
		2 介護予防事業について	① 介護予防事業の内容について、具体的に伺いたい。 ② 当事業の参加人数の推移を伺いたい。 ③ 社会福祉協議会の取り組みとして行われている「びしゃトレ」は、回数を重ねる毎に人数が増えているようだが、参加者へのリスク管理等、職員配置は適正と思われるか伺いたい。 ④ 「足もと元気教室」や「びしゃトレ」の利用者の中で、個別サポートが必要と判断された人に対して、フォローする事業はあるのか伺いたい。 ⑤ 介護予防事業において、平成29年度から自治体へのインセンティブとして創設された「保険者機能強化推進交付金」があるが、これに向けた取り組みはされているのか、取り組んでいれば評価内容について伺いたい。 ⑥ 町の介護予防事業において、運動機能訓練と認知症対策を関連させた事業を行っているのか伺いたい。 ⑦ 介護予防事業の、今後の課題や展望について伺いたい。	町 長
		3 生活困窮者に対する自立支援の取り組みについて	① 町における生活困窮者に対する自立支援に向けた取り組みは、どのように行われているのか伺いたい。 ② 生活困窮者に対する、きめ細かな相談支援がなされているのか伺いたい。 ③ 自立支援の取り組みの、今後の課題等を伺いたい。	町 長
		4 役場庁舎内のバリアフリー化について	① 役場庁舎内や町所有の公共施設について、バリアフリーでは無い箇所が何箇所か見受けられる（議場・議会傍聴席・体育館・各分館・児童館等）。 今後のバリアフリー化の予定を伺いたい。	町 長

9	岩津 良	1 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進について	<p>① 三股町の自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の意義について見解を伺います。</p> <p>② 役場職員におけるデジタル人材の確保の状況と育成についての取り組みは、いかがでしょうか。</p> <p>また、今後の対策が必要であれば、どのように取り組まれるのでしょうか。</p> <p>③ 三股町DX推進基本計画において、デジタルガバメントの推進と掲げられ、AIやRPAによる運営・業務の効率化を目的としていますが、具体的にどのような場面に活用することを考えているのか、また導入に取り組んでいくのかお伺いします。</p> <p>④ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進にあたり「マイナンバーカード」の普及も必要になってきますが、現在の交付率はいかがでしょうか。</p> <p>また、誤登録などのトラブルについても不安視がある中で対策はあるのでしょうか。</p> <p>⑤ デジタルに不安がある方（シニア層のスマホ操作なども）をどのくらい見込んでいますか。</p> <p>その、情報格差を是正する為の支援方法や対策はいかがでしょうか。</p> <p>⑥ 三股町で住民サービスに関連する、ポータルアプリやサイトはいくつでどのようなものがありますか。</p> <p>アプリについては登録（ダウンロード）数はどのくらいでしょうか。</p> <p>⑦ 他の地方公共団体では民間と協定を締結する等、一体となってDXに取り組んでいるところも見られますが、三股町においてもそのような取り組みについて検討されていくことはあるでしょうか。</p>	町 長
---	------	-----------------------------------	---	-----

三股町告示第53号

令和5年第4回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月28日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和5年9月1日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

---

○9月6日に応招した議員

---

○9月7日に応招した議員

---

○9月8日に応招した議員

---

○9月19日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和5年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和5年9月1日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和5年9月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第40号から議案第63号までの24議案、諮問1件、報告3件一括上程  
日程第4 決算審査報告
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第40号から議案第63号までの24議案、諮問1件、報告3件一括上程  
日程第4 決算審査報告
- 

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	石崎 敬三君
教育長	-----	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	鈴木 貴君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	福永 朋宏君
高齢者支援課長	-----	下沖 祐二君	農業振興課長	-----	山田 正人君
都市整備課長	-----	井上 政和君	環境水道課長	-----	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	----	細田 高広君	教育課長	-----	渡具知 実君
会計課長	-----	島田 美和君	代表監査委員	-----	茨木 健君

---

午前10時00分開会

- 議長（指宿 秋廣君） これより令和5年第4回三股町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が議会において指名することとなっております。  
本会期中の会議録署名議員は、2番、中原議員、7番、新坂議員の2名を指名します。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。  
議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。  
〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕
- 議会運営委員長（内村 立吉君） おはようございます。  
それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。  
去る8月28日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和5年第4回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。  
今期定例会に付議されました案件は、専決処分した事件の報告及び認定2件、令和4年度決算認定9件、条例の整備等2件、令和5年度補正予算8件、工事請負契約の締結1件、財産の取得



1件、財産の無償貸付1件の計24件のほか、諮問1件及び報告3件であります。

これら提出議案等の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から9月19日までの19日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、本定例会に提案される議案のうち、議案第61号につきましては委員会付託を省略し、9月8日に全体審議で処置し、議案第62号、議案第63号及び諮問第1号につきましては委員会付託を省略し、本定例会最終日に全体審議で処置することに決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月19日までの19日間とすることとし、今回提案される議案のうち、議案第61号については委員会付託を省略し、9月8日に全体審議で処置することとし、また、議案第62号、議案第63号及び諮問第1号については委員会付託を省略し、最終日に全体審議で処置することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第40号から議案第63号までの24議案、諮問1件、報告3件一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、議案第40号から議案第63号の24議案、諮問1件及び報告3件一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

令和5年第4回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号と議案第41号の2議案については、去る7月1日と8月7日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第40号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

国民健康保険税は、年税額を8期で割った際に生じる各期の1,000円未満の端数を全て第1期に合算し通知しております。本案は、納付各期で分割した際に生じる端数処理について、国

保事務処理標準システムの導入に併せて、各期の金額の平準化を図るため、現在の1,000円未満から100円未満での端数処理へ変更したものであります。

次に、議案第41号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、県の6月補正で措置されました物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業について、所要の補正措置を行ったものであります。

歳入歳出予算の総額123億5万7,000円に歳入歳出それぞれ1億6,700万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億6,706万2,000円としたものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

県支出金は、県物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業補助金2,700万5,000円を増額補正したものであります。

諸収入は、県プレミアム付商品券購入代金1億4,000万円を増額補正したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

商工費は、県プレミアム付商品券換金業務委託料ほか1億8,763万2,000円などを増額補正したものであります。

予備費は、収支の調整額を補正したものであります。

次に、令和4年度の各会計の決算認定に係る各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

議案第42号「令和4年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第43号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第44号「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第45号「令和4年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第46号「令和4年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第47号「令和4年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第48号「令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第49号「令和4年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の8議案については、令和4年度の一般会計及び特別会計における決算認定に係る案件でありますので、一括してご説明申し上げます。

令和4年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、一般会計において、歳入決算額128億8,492万2,984円、歳出決算額121億6,061万9,982円、歳入歳出差引額7億2,430万3,002円、国民健康保険特別会計において、歳入決算額29億

8,410万3,974円、歳出決算額27億8,665万4,621円、歳入歳出差引額1億9,744万9,353円、後期高齢者医療保険特別会計において、歳入決算額3億1,157万8,490円、歳出決算額3億992万8,390円、歳入歳出差引額165万100円、介護保険特別会計において、歳入決算額23億2,466万255円、歳出決算額21億8,017万7,085円、歳入歳出差引額1億4,448万3,170円、介護保険サービス事業特別会計において、歳入決算額1,520万4,433円、歳出決算額1,424万2,413円、歳入歳出差引額96万2,020円、梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額3,890万9,278円、歳出決算額3,812万5,636円、歳入歳出差引額78万3,642円、宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額4,203万9,519円、歳出決算額4,165万5,760円、歳入歳出差引額38万3,759円、公共下水道事業特別会計において、歳入決算額6億3,159万8,481円、歳出決算額6億953万1,875円、歳入歳出差引額2,206万6,606円となり、いずれの会計においても剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様をはじめ、町民各位の深いご理解とご協力の賜物であり、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、議案第50号「令和4年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求め、さらに同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求めるものであります。

初めに、剰余金の処分につきましては、当年度未処分利益剰余金1億4,934万2,423円のうち、2,700万円を減債積立金に積み立て、2,000万円を建設改良積立金に積み立て、1億233万4,243円を自己資本金に積み立て、残余8,180円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に、決算の認定につきましては、収益的収入及び支出において、決算額で収入が4億3,265万8,908円、支出が3億5,466万2,866円となり、当年度純利益は7,799万6,042円となりました。

一方、資本的収入及び支出においては、決算額で収入が1,390万1,897円、支出が2億2,115万4,684円となり、差引不足額2億725万2,787円については、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金等で補填したものであります。

また、建設改良費において、配水管の新設及び更新工事を3.5キロメートル施工するとともに、中央第7水源の電気計装更新工事を実施し、良質で安全な水の安定供給に努めてまいりました。

次に、議案第51号「三股町特別会計条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度から三股町下水道事業、三股町梶山地区農業集落排水事業及び三股町宮村南部地区農業集落排水事業を一つの下水道事業として地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計に移行することに伴い、上記3事業の特別会計を廃止することから、三股町特別会計条例を廃止するものであります。

次に、議案第52号「三股町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度から三股町下水道事業、三股町梶山地区農業集落排水事業及び三股町宮村南部地区農業集落排水事業を一つの下水道事業として、地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計に移行することに伴い、関係する条例について、所要の改正を行うものであります。

内容としましては、平成30年1月に総務省から人口3万人未満の自治体についても下水道事業などの公営企業に対し、現在の本町の水道事業会計のような公営企業会計への移行推進の要請が出され、本町では令和3年度から移行作業を進めているところであり、令和6年4月1日施行に向けて、関係する11本の条例を改正するものです。

次に、議案第53号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度決算、国・県の補助決定によるもののほか、当初予算以後生じた事由に基づく経費等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額124億6,706万2,000円に歳入歳出それぞれ5億4,294万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億1,000万8,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

地方特例交付金及び地方交付税は、交付決定により増減額補正するものであります。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,000万円、子ども・子育て支援対策推進事業費補助金500万円などを増額補正するものであります。

県支出金は、地域計画策定推進緊急対策事業補助金117万4,000円などを増減額補正するものであります。

財産収入は、土地開発基金運用収入などを増額補正するものであります。

繰入金は、特別会計繰入金において、国民健康保険特別会計ほか特別会計の前年度決算に伴う清算返還金などを増額補正し、基金繰入金においては、公共施設等整備基金繰入金7,000万円などを増減額補正するものであります。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を増額補正するものであります。

諸収入は、令和4年度事業における国・県補助金の過年度収入、三股町学校給食会運営委託料前年度清算返還金876万8,000円などを増額補正するものであります。

町債は、勝岡蓼池線法面崩壊防止対策事業600万円などを増額補正し、発行可能限度額決定に伴う臨時財政対策債968万5,000円を減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、地域密着型官民連携事業計画検討業務委託料ほか、564万1,000円などを増額補正するものであります。

民生費は、こどもの居場所づくり支援モデル事業委託料500万円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金6,105万5,000円などを令和4年度事業費確定に伴う国県返還金を増減額補正するものであります。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金733万1,000円、都城市へ返還する衛生センター負担金前年度清算金331万2,000円などを増額補正するものであります。

農業費は、飼料等の価格高騰対策として農業経営収入保険加入支援補助金166万6,000円、三股町飼料価格高騰対策支援金2,962万7,000円などを増減額補正するものであります。

商工費は、企業立地促進事業補助金4,547万9,000円を増額補正するものであります。

土木費は、勝岡蓼池線法面補修測量設計業務委託料600万円などを増額補正するものであります。

教育費は、総合文化施設修繕料780万5,000円、町体育館改修設計業務委託料460万5,000円などを増減額補正するものであります。

諸支出金は、地方財政法の規定による財政調整基金積立金2億4,249万5,000円を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表、債務負担行為補正については、ふるさと納税運営業務委託事業を追加するものであります。

第3表、地方債補正については、勝岡蓼池線法面崩壊防止対策事業などを追加し、臨時財政対策債の発行可能額決定により、限度額を変更するものであります。

次に、議案第54号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億5,622万4,000円に歳入歳出それぞれ6,415万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,037万7,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、令和4年度収支決算により繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしては、令和4年度国保事業費等清算による一般会計への繰出金及び予備費を増額補正するものであります。

次に、議案第55号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億2,866万2,000円に歳入歳出それぞれ53万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,920万円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、連合支出金を減額し、後期高齢者医療保険料及び令和4年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、保険事業費を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第56号「令和5年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額22億5,886万9,000円に歳入歳出それぞれ1億5,024万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億911万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、令和4年度決算に伴う、繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、保険給付費を組み替えるものと基金積立金及び国、県、一般会計への前年度清算返還金を増額補正するものであります。

次に、議案第57号「令和5年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,697万2,000円に歳入歳出それぞれ96万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,793万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、令和4年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出は、一般会計への前年度清算返還金を増額補正するものであります。

次に、議案第58号「令和5年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,606万7,000円に歳入歳出それぞれ78万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,684万9,000円とするものであります。

す。

歳入につきましては、令和4年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第59号「令和5年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,996万7,000円に歳入歳出それぞれ38万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,034万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、令和4年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第60号「令和5年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額13億5,441万6,000円に歳入歳出それぞれ520万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,961万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、令和4年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、公営企業法適用移行支援業務委託料及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第61号「工事請負契約の締結について（令和4年災 1019/341福留水路本復旧工事）」についてご説明申し上げます。

令和4年災 1019/341福留水路本復旧工事につきましては、令和4年の台風14号で被災し、現在、仮設迂回水路を設置している福留水路につきまして、来年の水利時期に間に合うように配慮して本復旧工事に着手するものであります。

去る8月8日に条件付一般競争入札を実施し、入札の結果、有限会社長崎建設が8,377万6,000円で落札したところです。

本契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第62号「財産の取得について（三股町第7期仮想サーバ等構築事業）」についてご説明申し上げます。

本案は、仮想サーバ群の定期的な更新とインターネット環境の再構築を賃貸借契約（リース）にて調達するもので、特に国が指定する基幹業務システムへの移行に伴うセキュリティー対策として、インターネット環境の再構築を実施するものであります。

事業の実施に当たり、物品は円滑な保守作業の移行及び費用の抑制を図るため、現保守業者で

ある株式会社システムナインと随意契約により調達し、リース業者によるリース料率による競争入札を実施し調達するものでありますが、リース期間満了後は、物品総額8,977万4,000円のうち約4,620万円程度を無償譲渡により取得することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号「財産の無償貸付について」ご説明申し上げます。

本案は、社会福祉法人スマイリング・パークに無償貸付している、養護老人ホーム、アシステッドリビングみまたの敷地、三股町大字樺山3685番地を引き続き無償で貸し付けることにより、養護老人ホームの運営を円滑に行い、もって福祉の増進を図るため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続きは町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し同大臣が委嘱することになっております。

現在、本町の人権擁護委員として要職にある竹之下洋子氏の任期が令和5年12月31日付で満了となっております。

氏につきましては、今期満了をもって退任されることとなりますが、2期6年間にわたり、常に自由人権思想の普及に努力され、これまでの崇高なるご尽力に対し、敬意を表する次第であります。

そこで、後任につきましては、種々人選の結果、上西雅子氏を最適任者として推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、24議案と諮問1件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告3件を提出いたしております。

報告第6号「令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、報告第7号「令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について」、報告第8号「まちづくり合同会社みまたの経営状況に関する報告について」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、ただいま提案理由がございましたけれども、総務課のほうから補足説明といたしまして、2つの議案、そして諮問1件について説明をさせていただきた



いと思います。

まず、議案第61号「工事請負契約の締結について（令和4年災 1019／341福留水路本復旧工事）」説明をいたします。

本案の令和4年災 1019／341福留水路本復旧工事につきましては、去る8月8日に条件付一般競争入札を実施しまして、予定価格5,000万円以上の工事について落札者と工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものでございます。

入札参加条件としまして、三股町一般競争入札の参加資格等に関する要綱第6条第1項に規定する建設業者等有資格者名簿に土木一式工事業として登録されている者であること、2つ目に、三股町内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち、本店を有する者であること、3つ目に、三股町が格付している業者の中でAランクに格付されていること等を付したところでございます。

今回の入札には7社が参加しております。その結果、予定価格8,419万6,200円に対しまして、落札価格8,377万6,000円、落札率99.5%で、有限会社長崎建設が落札したところでございます。また、提案理由にもありまして、先議にもお願いしていたところでございますが、その理由としまして、来年の水利用を活用時期に配慮した上で、工期を令和6年3月19日までとしております。議会議決後に少しでも早く着手したいという考えによるものでございます。

続きまして、議案第62号「財産の取得について（三股町第7期仮想サーバ等構築事業）」補足説明いたします。

本案の三股町第7期仮想サーバ等構築事業につきましては、去る8月8日に指名競争入札を実施し、予定価格700万円以上の財産取得に関連して落札者と賃貸借契約を締結するために、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の資料を御覧ください。

予定価格の範囲から指名業者を8社指名し、うち4社の入札参加があったところでございます。その結果、予定価格1億1,850万1,680円に対し、落札価格1億39万9,200円、落札率84.72%で、NTT・TCリース株式会社南九州支店が落札したところでございます。なお、無効となった1社につきましては、入札日の錯誤によるものでございます。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」補足説明いたします。

今回の推薦に至る前に、5名の推薦候補者を立てて協議をいたしました。

今回、推薦する上西雅子氏につきましては、愛知県、静岡県で民間企業に勤められた後、平成24年から、静岡県でNPO法人羊の会、また、NPO法人こころの勤務を経て、現在、都城市にあるNPO法人さらだに勤務されております。

このNPO法人の内容についてでございますけれども、障がい者や認知症、高齢者及び児童相談支援等の幅広い福祉事業に従事されております。

以上の福祉事業の経緯を通して、人権擁護について十分な理解があるとともに、本町の議会議員として人格、識見が高く、町民目線と傾聴な姿勢を備えている人材と判断したことから、人権擁護委員の最適任者として推薦するものでございます。

以上3点、補足説明とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 私のほうから、議案第61号につきまして、補足説明をさせていただきます。

福留用水路本復旧工事につきましては、昨年の台風14号で崩壊した水路の復旧工事を行うものです。

現在は、仮設の用水路を設置して通水していますが、9月末をめどに通水をやめ、仮設水路を撤去する予定です。その後、用水路本線の工事に着手することとし、崩壊した水路橋18.4メートルと、それを支える橋脚と橋台の敷設及び水路橋下流部の水路19.3メートルの復旧を行います。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### 日程第4. 決算審査報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、決算審査報告を求めます。茨木代表監査委員。

〔代表監査委員 茨木 健君 登壇〕

○代表監査委員（茨木 健君） おはようございます。

それでは、令和4年度決算審査について、監査報告を申し上げます。

6月30日に、町長から一般会計、特別会計及び基金運用状況について審査依頼があり、7月4日から7月31日までの期間、監査員2名で決算審査を行いました。

また、水道事業会計の決算審査については、6月30日に町長より審査依頼があり、7月3日に同じく決算審査を行いました。

提示されました決算書、事項別明細書、証拠書類、帳簿等及び関係書類等を審査した結果、いずれの会計も正確、適正に処理されていることを認めましたので報告いたします。

さらに、財政健全化判断につきましては、8月10日に健全化判断比率の4指標及び資金不足比率について審査を行いました。

審査の結果、第6号及び第7号のとおり、早期健全化比率、経営健全化比率、基準をそれぞれ下回っており、町の財政は健全であることを確認いたしましたので、併せて報告いたします。

なお、詳細につきましては、別紙意見書のほうをご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 代表監査委員におかれましては、所用のため、ここで退席されます。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時49分休憩

-----  
[全員協議会]  
-----

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時00分散会  
-----

---

令和5年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和5年9月6日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

令和5年9月6日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	教育長 .....	米丸 麻貴生君
総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長 .....	白尾 知之君	企画商工課長 .....	鈴木 貴君
税務財政課長 .....	黒木 孝幸君	町民保健課長 .....	齊藤 美和君
福祉課長 .....	福永 朋宏君	高齢者支援課長 .....	下沖 祐二君

農業振興課長	.....	山田 正人君	都市整備課長	.....	井上 政和君
環境水道課長	.....	木下 勝広君	ふるさと納税推進室長	.....	細田 高広君
教育課長	.....	渡具知 実君	会計課長	.....	島田 美和君

---

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言して下さるようお願いします。

発言順位1番、楠原議員。

〔8番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（8番 楠原 更三君） おはようございます。発言順位1番、楠原です。通告に従って質問してまいります。よろしくお願いいたします。

最初の質問は、行政情報の周知状況についての質問です。

資料1に、三股町行政事務連絡員の委託業務及び区域に関する規則の抜粋を挙げています。その第1条に、町民に対する行政情報の周知徹底を図るためとその目的があります。周知の徹底とは、誰一人取り残さないということであるはずですが、この規則においての町民は、自治公民館加入者という解釈になると思っております。

現在、他の自治体同様、本町においても地域差はありますが、自治公民館加入率の低下が見られ、全体平均で現在約61%の加入率となっています。このような状況で、この規則でいう行政情報の周知徹底が図られていると言えるのでしょうか。

私はこれまでに、自治公民館加入者の減少について質問をしていますが、自治の問題なので踏み込んだ回答を得られていません。支部加入促進については、総務課を中心に関係課が連携して取り組んでいるという回答をこれまでに頂いています。もちろん、各自治公民館においても加入促進は行われているわけですが、それにもかかわらず減少傾向が続いています。

本町で自治公民館制度が行われ始めて、今年で30年の節目を迎えることとなります。開始当初、現在のような状況が想定されていたのでしょうか。この30年の間に町の人口は増加しながらも、自治公民館加入者が減少していくことで、町として、また地域として、いろいろな弊害が見られるようになってきていると思えます。行政事務連絡員を通しての周知となると、自治公民

館での周知になるということなので、自治公民館加入者の減少は、行政情報の周知徹底という面からも大きな問題となります。

そこで、まず、行政情報の発信手段として一番に位置づけている手段はどれなのか。また、自治公民館加入者が減少していくことによる弊害にはどのようなものがあるのか。そして、情報の周知徹底に対して、行政としてどのような関与が今後考えられるのかということを含めて、町民に対する行政情報の周知徹底の在り方の現状をどのようにお考えなのか伺います。

あとは質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。行政情報発信状況について、町民に対する情報の周知徹底を図るとあるが、現状をどのように考えるかについてお答えいたします。

ご質問にある規則第6号は、三股町行政事務連絡員の委託業務及び区域に関する規則であり、第1条に町民に対する行政情報の周知徹底を図るための手段として、町は自治公民館組織を通じて、行政事務の連絡調整を行政事務連絡員に委託する旨の内容が示されているものであります。

現在、町民への行政情報の発信は、回覧、広報紙、防災行政無線、町のホームページ、公式LINE、公式フェイスブックを使用しており、災害等の緊急時には、防災メール、テレビテロップなどを手段としているところであります。

ご質問の回答については、総務課長のほうから回答させます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、総務課のほうから回答させていただきます。

今年2月に実施しました行政事務活動に関わる支部長アンケート結果におきまして、町からの情報取得の手段についての質問では、回覧が31.4%、広報紙22.5%、町ホームページ16.8%、防災行政無線14.4%、公式LINE10.4%の順で、情報取得は紙面によるものが53.9%、デジタル化、紙以外でございますが45.3%という結果でございました。行政事務連絡を通じた連絡体制を活用しての発信の役割は、高いものと捉えているところでございます。

また一方では、回覧に関する現在の方法に関する意見としまして、回覧の手間、回数に対する消極的な意見が3割弱見受けられ、行政事務連絡活動として、回覧の在り方に見直しを求める意見もあるところでございます。

このようなことから、行政情報の発信と行政事務連絡員活動の関係性において、自治公民館による地域コミュニティの維持活動は非常に重要であります。自治公民館加入率の低下による回覧行動の低迷は、行政情報の発信、周知徹底の弊害はもとより、地域コミュニティの希薄化に

もつながることも懸念されます。

行政としての情報の周知徹底につきましては、地域コミュニティーをつなぐ要素として、現行どおり、行政事務連絡員を活動主体として取り組んでいきたいと考えますが、情報取得の手段はデジタル化により多様化し、一方的な情報発信ではなく、必要とする情報のみを選択する時代でありますので、目的に応じた情報発信の工夫と手段に選択幅を持たせることが必要であるというふうに考えます。

例えば、地域コミュニティーを目的とした回覧では、高齢者向け内容を文字化、スマホ等の端末を持つ世代の内容はQRコードからや公式LINEへの登録・案内を促すことで、回覧回数や紙枚数の削減が見込まれます。また、公式LINEでは、子育て世代向けや防災情報、緊急性を伴う情報等を発信でき、さらに情報内容を再確認できます。

このように、情報発信の工夫と手段の使い分けによって、効果的な行政情報の発信、周知徹底に取り組めるよう総務課、秘書広報係を中心に、現在、三股町ホームページ運営委員会で協議を進めているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 防災無線、それから公式LINE、フェイスブック、ホームページ、これが4割近くということでしたけれども、今言われました防災無線というのは、ほとんど聞こえないという声が多いですよ。14.4%と今言われましたけども、これはもうゼロに等しいようなもので。まあ確認しようとしたら電話でもって確認という方法はありますけれども、多くの方はそこまでせずに、何だったんだろうかという状況であると思います。

それから、LINEとかフェイスブック、これについても10.4とか言われましたけれども、数字的にはあるけれども、情報を周知徹底のほうにはまだほど遠い。回覧、広報紙が50%を超えて53.9ですか。やはり大半はこれであるというのが今言われたわけですけども。

回覧の手間が面倒であると、昔からあるんですよ。けど、これが回覧の手間が地域コミュニティーを強くしているという面はあるんですね。それをもう一回見直して、やめるのか、変えるのか。それに対してのメリット、デメリットも考えていかなければならないと思うんですが。まあ、後のほうの質問、DX化のどうのこうの、またそれを持っていきたいと思っておりますけども。

なぜこのような質問をしたかといいますと、五本松に関する情報ですね。これ今、議会でアンケートを取って集計していただいているわけですけども、中身が分からないという人が大部分なんですね。広報紙で詳しく出されています。それから、ホームページ等でもありますけれども、実際、アンケートに回答していただいた方は、積極的にこの町政に関心のある人だと思うんですけども。その人たちの中で、よく分からない、または分からないという人が圧倒的に多いという

事実を目の当たりにするにつれて、行政情報について、周知の徹底がこれでなされているのかなと思った次第なんですね。

それと、執行部の声をじかに聞きたいと言われる方もいらっしゃると思います。実際、前に町長と語る会というのが各地区で行われてきたわけですが、コロナによって行われなくなってきております。これも参加者は限られたものであったかと思えますけれども、生の声を聞く場として、これは重要な機会であったのではないかな、特に関心を強く持っている方々にとっては、重要な機会ではなかったかなと思うんですが。この町長と語る会のような会の今後の予定というのはあるのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいま頂きましたご質問にお答えをいたします。

地区座談会といたしまして毎年しておりまして、議員ご指摘のように、コロナがありまして開催を見送っている経緯がございます。

今年度の地区座談会につきましては、まだ協議、検討していないところではございますが、今後、来年以降、もしくは今年度でもまた協議をして、できるような時期等がございましたら、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） とにかく行政情報を周知徹底させるためには、どういう方法が現状に合っているかというのは、普段から考えておいていただかなければ、面倒くさいことだと思います、少しでも徹底させるということは。けど、誰一人取り残さないという視点からいけば、やらなければならない重要な行政の仕事だと思いますので。ぜひ今の状態、回覧、広報紙が半分以上、情報の周知の方法として半分を占めている回覧、広報紙、それが自治公民館加入者がほぼ全部という実情からいきますと、加入者が減少していく現在、何とか今後を考えなければいけないと思いますけれども。

もう一回、そういうことについて今後どうするのか、周知徹底の在り方をどうするかという考え方をお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） これは②の質問とはまた別ということによろしいですか。

先ほど申しましたとおり、一つ行政情報の発信の手段として回覧ということ、地域コミュニティーの一つの要素であろうということで考えています。だから急激にこれをなくす方向とか、そういうのは全く考えていません。今後もこのコミュニティーの要素として、自治公民館の組織を活用した中での情報発信を続けていかなければいけないなというふうに思っていますが。この地



域コミュニティーの中で、この情報発信を一つの要素として捉えるのであれば、そういった方向で行きたいと思うんですけども。

片や、別な視点で自治公民館活動、いわゆるそのコミュニティーの活動という視点で、この自治公民館が必要なんだという別な要素を考える場合、私としてはやはり、この自主防災組織というのを今進めておりますけれども、そういった防災上でやはりお互いの協力が必要、共助の部分とか、そういったのは組織の立ち上げをすることによって、よりコミュニティーが強化される要素にもなるんじゃないかなというのは、一つ私の考えとして持っているところでございます。

情報伝達については、要素から考えると、やはり今後も自治公民館の活動組織を活用した中で情報伝達は進めていくべきだというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 私は山王原に住んでいますけれども、第1部消防の管轄の自治公民館の館長さんたちと年に1回お話をさせていただく場があるわけですが、年々、後継者がいないと、自治公民館役員の後継者がいない、苦慮しているということで、一番の問題になっているわけですが、そういう中で、この自治公民館をもっと活用していくということを言われて、当然のことなんですけども、自主防災組織を今以上に組織し直していくという、今話がありました。自主防災組織を三股町はどうしてもつくらなければならないという地域は、そう多くはないと思っているんですね。

先日、大東建託で住みここのよい自治体ランキング2023年版が発表され、御存じだと思いますけれども、本町は県内におきまして4年連続1位であるということでしたが、いろんな人にこれを聞くんですね。何でだと思いますか。何で26市町村で三股が一番、1位を4年連続取るのでしょうか。適切に答えることのできる人はあんまりいらっしゃらないですね。考えてみると、この地域コミュニティーがまとまらなければならないというような危機感がない、それだけ住みやすいと、そういうことにつながるのではないかなという答えの人も意外と多かったですね。

ですから、この4年連続1位ということを考えますと、自治公民館におけるこのまとまりというものは、住み心地に関しては、さほど大きな問題ではないと考える人も多いのかなと思ったところでした。

あちこちに行きますが、資料の3を御覧ください。

先日9月1日、宮日新聞に載っていた記事です。御覧になった方は多いと思いますけれども。この中で、宮崎市の地域自治区制度の在り方について見直しを検討するという記事が載っていました。地域まちづくりの在り方検討会、座長が宮大の教授を中心にして13人を組織してということでしたけれども。

その検討会で報告書を市長に提出された。報告書の中身には、人口減少や高齢化に伴い、役員の担い手不足や固定化などの課題を指摘された。そこで、市独自の条例を制定した上で、地域の実情に合った運営体制などを決定できる仕組みをつくることなどを提言したとありました。宮崎市の場合は、これ見ますと、2006年の導入後初ということでした。三股の場合はたしか1994年ですよね。10年以上、途中いろいろ改変があったのかもしれませんが、三股の場合には1994年、95年、どこかそこらだと思えますけれども。

先ほども言いましたけども、30年を迎えますので、そろそろこの見直しを、自治公民館制度の見直しを考え始める、検討を始めるとしてもいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。全て行政情報の周知徹底を図るためということで。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 行政情報の発信の手段の視点から考えた場合の捉え方なんですけれども、先ほど言いましたように、コミュニティーの要素の一つというふうに考えた場合に、今進めている自治公民館組織を活用した中での情報発信ということは、やっぱり今後必要であろうと思います。

ただ、今、先ほど申しましたデジタル化というところを含めた場合に、それを求めている方々もいらっしゃるということでもあります。一応、行政情報の発信となると、ほぼこちらのほうから一方的な情報の発信という形になってきますが、実際、それを情報をほしい方々にとっては、中にはその選択、これだけの情報がほしいとか、そういう方々もいらっしゃいます。そういうふうな利便性の向上を考えたときに、このデジタル化というのはやはり非常に大事でありますので、そのデジタル化のDXも、うちのほうでもまた進めていかなきゃいけない案件でありますから。それと併せたところで、この情報発信の仕方というのは、デジタル化も大きな一つの手段ということを考えながら、進めていかなければいけないなというふうに思っています。

ただ、その情報を受け取る側については、一気に全てをデジタル化するわけでもなく、受け取る側にやはり選択肢を持たせなければいけないと私は思っておりますので、その辺はやはり工夫と検討を重ねていかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 次の質問と絡むわけですけども、DX化の進展に伴う今後の地域社会の在り方というのと絡みますけれども。

現状におきましては、行政情報を発信する方法、先に言いますと、一番大きな流れが自治公民館を通しての流れということですけども。自治公民館に加入している人が少なくなっている、6割の人しか入っていないということは、発信する段階において一番重要である回覧とか、

広報紙を通しての情報発信というのが、スタートから6割の人を対象にしているという現実なんですね。残りの4割の人たちは、ホームページとか、LINEとか、フェイスブックとか、防災無線、それに頼っているかもしれませんが。

私も考え方が古いかもしれませんが、やはり文字に残す、現在は紙についてです。紙に載った文字に残していつでも見れる、そういう状況がまだ現在のところ一般的ではないかと思ひまして。そのためには自治公民館に入ってよかった、入っていてよかった、そう思わせるような、自治公民館の運営の中身に入るかもしれませんが、自治公民館に入っていてよかったと思えるような、自治公民館住民の顔がお互いに分かるような程度の規模に再編するとか、そういうようなことは考えられないでしょうか、もう一回お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 情報発信のその手段というところからの考え方、その自治公民館の班の編成とか構成については、なかなか申しにくい点があるのかなというふうに思います。やはりそれは、自治公民館を主体としたところでの考え方、組織編成という点で持っていかなければいけないのかなというふうに思いますけれども。

情報発信の視点からの班編成、構成というのは、こちらのほうからはちょっと難しいのかなというふうには思います。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 難しいと思います、それは。編成を変えるというのは物すごく難しいことだと思いますけれども。だから、もう一回自治公民館の在り方を考え直すことを始めませんかということ伺っているんですね。

実際、山王原で500所帯あります。自治公民館で500というのは多いような気がするんですよね、実際に。どれくらいの規模が適正かというのはよくは分かりませんが、経験上500というのはちょっと多いような気がしております。そうであれば、入っていてよかったという感があまり感じられない、イコール自治公民館加入者が減っていく、イコール行政情報の伝達のネットワークが密ではなくなるというふうにつながっていくと思います。

したがって、今回の質問は、行政情報発信状況についてが一番なんですけれども、発信ネットワークをより密なものにするためにはという意味からいって、一番肝心要の回覧、広報紙、これが行き渡るような、そういうような在り方を今考え始めていいのではないかなと思っております。難しいことを聞いているのももちろん思っております、簡単なことではないと思っておりますけれども、それをやっていくことが必要な仕事ではないかなと思っておりますが、もう一回お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今のご質問なんですけれども、大所帯なのでなかなか情報の伝達の仕組みというか、伝え方が難しいというのが、ご意見じゃないのかなと思います。

やはり、行政のほうからそういった組織の編成に関するものを指示、指導するというのはなかなか難しい。一番はやはり自治公民館として、自治として、その辺の伝達の在り方の視点から見ても、自治公民館の内部の、例えば支部の編成数とか、そういうのは考えていただければいいのかなと思います。

一つ事例があります。町民室のほうでこの支部管理の推進を行っているんですが、昨年ですか、蓼池だったと思うんですけども、こちらの公民館のほうから要請がありまして、支部をちょっと大所帯なので編成し直したい、新しく支部をつくりたいとか、軒数をちょっと編成したいという相談がありましたので。それについては、全然可能ですと、うちの回覧には全然問題ありませんので、そこはちゃんと自治公民館内、もしくは支部同士で話をしていただいて、線引きをしていただければというところでの相談があったところです。

それに対して、うちのほうとしては、サポート的なアドバイスをしたということで、回覧、情報の伝達については何ら問題ありませんというアドバイスをした経緯もありますので。そういったイメージの中で考えると、やはり自治公民館でそういったやりやすいような形、それを編成するということは自治公民館内で考えていただければいいのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今まで自治公民館のことを聞いてきましたけれども、自治のことであるからということで踏み込んだ答えがなかったと今、さきに言いましたけれども。だから今度は手を変えて、行政情報の発信という状況からちょっと詰めてみようと思って質問を考えたところだったんですけれども。

宮崎市が今回、地域の実情にあった運営体制などを決定できる仕組みをつくると、そういうのはありましたけれども、今それに似たようなのが一部含まれたのが、今課長の答えの中であったような気がしますけれども。もうちょっと根本的に見直すような動きを始めるきっかけを、この30年を節目にさせていただいたらどんなもんかなと思っておるところです。町長、何か一言ないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま質問、これは自治公民館の在り方をどうするかということで、これは行政がタッチすることではなくて、自治公民館自体でそういう声が上がってくれば、それを受け止めて、町として対応するというような形になろうかと思います。要するに、今のところ私もそういう自治公民館の在り方について、再編しよう云々というのは全く聞いておりません。

そういう声もございません。

そして、またこれからの情報発信の仕方というのは、町からの一方的な情報発信ではなくて、DXでなくて、要するに自治公民館の中でのDX、要するに情報の発信の仕方もいろいろあって、規模の大きさによっていろんなやり方があるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、宮崎には宮崎の事情があったんでしょうけど、三股は三股なりの取組、いろんな声を聞きながらやっていきますけれども。今のところ、自治公民館の再編とか、そういうことを全く考える声等は全く聞いていませんので、そういう意味合いでは、また自治公民館のほうにもこういう一般質問があったというのは伝えながら、教育委員会のほうで伝えていただきながら、どうするのか、そのあたりは自治公民館の連協がございまして、そういうところで議論してほしいなというふうに思います。

そしてまた、情報の発信の仕方としては、支部加入といっても今6割と言われましたけれども、これについてはほとんどの、植木以外については、植木とか、稗田の一部、それ以外は大体8割ぐらいいは入っているんですね。実際、住民票の分母からするとそういう答えになりますけれども。実際、地域から一件一件拾い上げていくと、7割、8割というような以前の調査もございまして。そういう意味合いでは、我々は今回の回覧、そしてまたいろんな情報の発信の仕方で伝わっているところもあると思います。

ただ、言われるように、まだまだこの情報の発信の仕方がまだ十分伝わってないというところもあろうかと思っておりますので、昨日も行政改革推進本部でお話したんですけれども、より情報を町民の皆様に見える行政、伝わる行政、これに徹するように情報発信をもっともっとやってくださいねというのを課長たちに、皆さん方をお願いしたところでございます。

やはり町の動きを皆さんに知ってもらい、先ほど五本松の話もありましたけれども、本当に情報をもっともっと流しながら理解していただくと、これは本当に重要だなというふうに思います。そういう意味合いでの徹底といいますか、それについては今後、十分検討させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今言われました見える行政、伝わる行政、そのためにはこの行政情報の発信、そして周知の徹底というのはどうしても避けて通れない、避けて通ったらいけないことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、次のDX、大体出尽くしたような感じはありますけれども。

私が思うのは、今、紙媒体で対面でのやり取りというのが回覧板を通して行われています。これがDXが進展することによって、もう行政と個との関係になりますよね。急にはもちろんなら

ずに、徐々にだと思えますけれども。この行政と個との関係が続いていきますと、この隣近所との絆を維持していくという方法、これは自治公民館で考えることもあると思えますけれども、DX化とともにこの絆を維持していくための方策というものも平行して考えていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、質問の②ということで、DX化の進展に伴う今後の地域社会の在り方についての考えについてお答えしたいと思います。

本町では、第6次三股町総合計画において、安心安全で豊かさを実感できるデジタル社会の推進を目指した、デジタル社会を支える情報環境の整備・充実を施策の基本的な方向とした上で、具体的には、施策計画として令和4年11月に三股町DX推進基本計画を作成しております。

取組方針では、住民の多様なライフスタイルに寄り添えるDX施策を講じて、地域社会のデジタル化を目指すとしてあり、取り組むべき事項にSNS等を活用した町民と行政の情報共有とし、情報発信の手段としてSNS等の既存の運用を見直し、積極的に活用するとしております。

行政情報の発信の在り方につきましては、先ほど述べましたとおりでございます。目的に応じた情報発信の工夫と手段に選択幅を持たせることが必要と考えております。DX推進基本計画に、SNS等の既存の運用を見直し、積極的に活用するとありますが、町民と行政の情報共有における積極的な活用の範囲として、デジタル化の推進を妨げず、地域コミュニティのバランスを考慮する中に進めることが重要であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） とにかく先ほど言いましたように、対面での絆の確認、そういうものが少なくなることがないような情報の伝達、これも工夫していただくとありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に行きますけれども、本町は普段使うことの多い地区名と本来の住所とが混在しております。大字樺山といっても、自治公民館でいけば山王原、仲町、上米、中米、谷、櫟田となるわけですが、郵便はがきなんかでいきますと、三股町山王原誰々さんで届くんですね。それから仲町自治公民館、大体場所がここだと昔からの人は分かります。それから健診、そういうのも1地区、2地区、3地区で流れていきます。しかし、移住してきた方々にとってみると、三股に慣れ親しむための一つの壁となっているということをお聞きします。

このような正式な住所名ではない地区名の周知について、若い人も今回議会アンケートを取ったときに、何地区ですか、1から9ですね、分からないと答えた人も結構いらっしゃるんですね、若い人に多いようです。そういう正式な住所名ではない地区名の周知について、どのような方法

で行われているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、町への転入者に対する地区名の周知についてお答えいたします。

町のほうでは、転入者に支部加入の促進を図るための事業としまして、町民保健課窓口前の町民室に、支部加入促進推進員が従事しているところでございます。

町民保健課戸籍係に来られた転入者は、町民室窓口にて促され、推進員が地図にて転入地の自治公民館を確認し、ごみの出し方、活動の内容、自治公民館館費、支部費等の情報を説明しているところでございますので、この時点で地区名は周知できているものと捉えているところですが、今質問がありました1地区から9地区というところの、数字での地区名を示しているかどうかについては、ちょっと確認していないところでございます。自治公民館名で周知はしているというところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 町民室で口頭で言うんですか。地区名については口頭で。それとも図面でもって、こことここがどこどこ地区と言うんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 地図ですね。転入者のまず住所を確認した上で、ゼンリンの地図上で転入者の方にお住まいはここですと、この区域がと。もう全て地区分けしてますので、ここはどこどこ自治公民館の区域になりますという、地図上で説明いたします。

また、ある自治公民館においては、支部の加入を促すために独自の支部加入の促進のためのチラシ等も作っておりますので、そこに該当する方々につきましては、そのチラシも配付しつつ、活動内容等を説明しているというような状況でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 地図はそのとき見せるだけで、手渡しはされていないんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） コピー等は渡していないですね。地図上での確認ということで、そのものを渡すということはないです。転入者のほうから希望があれば、コピーして渡すというような形にしております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） できたら、その場で地図下さいとか、来たばかりの人は言えないと思いますし、こういう状況になっていますと。実際、回覧は郵便での住所よりも地区名のほ

うが一般的に回覧の中に書かれていますので。そのときに、あ、ここはどこかなと思ったときに見えるような、そういうようなサービスがあってもいいんじゃないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） その辺はこちらのほうから促すというか、確認はしたいと思います。位置が分かりますかということで、もし必要ということであれば、コピーをお渡しできるのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よろしくお願ひします。簡単なことだと思いますので。それで三股町民になったという感覚が、よそ者じゃなくて地元の人で、もう普通の会話から、あんたはどここねと言えるような、話題にぼっと入っていけるようになるようお願いしたいと思います。次の質問に行きます。

文化財の保存継承の現在の動きについて伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 文化財の保存継承の現在の動き（含、整備及び無形文化財）についてお答えします。

本年度は、梶山城跡の南麓に位置する本郷久秀・忠通兄弟の墓を囲んでいる石柵の修復を行う予定です。時期につきましては、修理に影響のない、雨季を避け秋頃から石柵周辺の間伐を行い、現地に残る石柵の部分を再利用しながら修復を行う予定です。

また、町内の標柱については、老朽化の激しい標柱3本について、この3本はからねこどん、坂ノ下遺跡、そして谷地区の馬頭観音の建て替えを予定しております。

無形民俗文化財については、特に民俗芸能を指していると思われませんが、保存会が存続する限り継承されていくものと考えておりますし、保存会によって、町内の小中学校で踊りの指導・継承は実践されています。町としましては、保存会の活動を支援するために補助金交付の継続をしております。民俗芸能の研究についてまとめた最初の刊行物は、平成3年に発行された三股の民俗芸能であると把握しております。編集委員は、民俗芸能に詳しい学識経験者、鳥集忠男様、松原武実様、大河原光廣様や郷土史研究会の歴代会長等を含め21名で構成されています。その後の民俗芸能を町指定文化財にという記録は管見の限り確認できておりません。平成3年当時以上の調査体制を組織することは困難であり、さらなる知見を得ることも困難と言わざるを得ないのが現状であります。

教育委員会といたしましては、平成17年において、地域伝統芸術等保存事業においてDVD



を作成し、映像としての記録保存も実施してまいりました。今後も民俗芸能の保存及びその活動について、変わらず支援していく考えでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 去年6月の一般質問で、私はこんな質問をしています。読み上げます。これ議事録に載っているやつです。

指定文化財として指定できないかについて検討していきたいとの答弁から1年経過しました。去年ですよ、これ。町内にある13の民俗芸能の町指定を含めて、文化財の指定の動きはどのようになっているのか、その動きについて伺います。

同じなんです、今回の質問と。しませんというのはないから、慎重に検討していきたいという答えを受けて、去年、1年以上たちましたということで質問しています。

今回もそれを受けて、去年の6月のやり取りを受けて、同じ質問をしているんです。何も動いてないということですよ。文化財調査委員会を立ち上げるのを検討したいとか、そういうのは今までの議事録には載っているんですが、今の回答でいくと、おととの回答と同じなんです、進展はないんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） ご指摘があったとおり、町の動きとしては今現在、その町指定についての根拠というか、そういうところを探ってはいるところなんですけども、そこがまだ根拠としてのものがないので、その町指定というところには進んでいないところです。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 町の指定にする要件は特別なという回答も今までにもらっています。あとは、指定するかしないかだけだと思うんですよ。その前に文化財調査委員会を立ち上げたかどうか、立ち上げようとした動きがあったのかどうか、そこに絡むと思うんですが。まず文化財調査委員会を立ち上げようという動きがあったのかどうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 先ほど、調査委員会の立ち上げということについては、今のところまだその動きはございません。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） もうやる気がないんじゃないかと思うんですが、その答えがですね。去年の6月の定例会での町長の答弁に、すごくいいことが書いてあるんですね、述べられているんです。もう一回繰り返します。議事録から引っ張り出しました。

本町の文化財は、本町の歴史の中で生まれ、今日まで保存継承されている町民の貴重な財産で

あります。これらの財産を保護し、伝承していくことは、今を生きる私たちの責任でもあります。このような見地から、文化財の保存継承にも積極的に取り組んでまいりたいと考えていますという言葉があります。

これを受けるならば、去年1年たちました。その前、もう3年、4年ぐらい言っているんですよ、これ。皆さんお聞きしましたか、また言っていると思われていると思うんですが。ほとんど動きがないから、標柱を2本変えましたとか、もう本当微々たる動きなんですね。そのうちに、この町民の貴重な財産、それを保護していく動きがないと思われてもいいと思うんです。今を生きる私たちの責任なんです。なぜこれができないのか、もう一回お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 文化財保護としての動きとしては、その町指定というのがなかなか時間もかかりますし、そういった点で、どちらかという文化財を行っている団体、そちらのほうの意見を聞きながら、その文化財の発展というか、そういうところに視点を置いて今事業を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今言われた団体というのは具体的に何ですか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 町のほうで補助金を交付しています13団体を考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 私も今まで幾つもの保存会の方々と代表の方とも話してきているんですけども、町指定になったら元気がもらえると言われていています。要望を特別しなくてもそういう気持ちはあるんですね。

次の資料を御覧ください。資料の4。これは7月29日、宮日新聞の一面記事。一面記事に写真入りで載った文章の抜粋です。

家畜の無病息災や五穀豊穰を願う牛越祭りは28日、えびの市の菅原神社であった。略ですけども、県の無形民俗文化財に指定され400年以上の歴史を持つというのがあります。

この保存団体の方々は、県の指定だからという誇りが物すごく強いんですね。だから、そういうような民俗無形文化財が三股にはあるんですよ。それをなぜ指定できないのか。お金が発生するわけではありません。今までもお金は保存会のほうに支援している現状がありますので。なぜ一歩も踏み出そうとできないのか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） なぜというのは先ほども申し上げましたとおり、史実の確認とかが

できないので、どちらかといったら、そちらのほうを重点というか、進めるよりも、その芸能団体ですね、こちらのほうの発達とかの支援をしていくというほうがよりよりのではないかという事で考えております。

○議員（8番 楠原 更三君） 今の回答をもう一回、午後が一番でお願いします。すみません。

-----

○議長（指宿 秋廣君） 残りの質問分については、最後の質問者が終了した後に行うことができるとしておりますので、ご協力をお願いします。

これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時53分休憩

-----

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、山中議員。

〔12番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（12番 山中 則夫君） こんにちは。2番目の山中です。質問の前にちょっと皆さん方に三股の歴史を知っちゃっか話をします。

三股の駅が東都城駅になっていたのをみんな知っている。東都城。私も56年やったですか、昭和56年に三股に帰ってきて、特急で都城に着いて、第一歩、三股町からということで、第一歩、三股駅に降り、ホームに降りたんですよ。そしたら駅名が東都城駅になっちゃってもうびっくりしました。ショックを受けました。三股町にありながら、西都城は知っていますよ、それは昔から都城市にあるということで。それでも三股駅が何で東都城駅やろうかなと思って。そしてその明る日、56年の帰ってきたときの二、三日して、明る日やったと思います。そのときの町長が私のおやじと同級生であったわけです。おやじが町長のところに行って、私が三股に、また生活を今からしますのでよろしくと言ったんだけど、私は三股駅が東都城駅になっちゃっておかしいと思ったから、町長、何で三股駅が東都城駅になっちゃったのですかと言ったら、町長が言われたのを今でも覚えていますけど、町長言わく、そしたら三股も三股の農協が都城農協と合併して、今はもう都城農協になっているんだよと言われたもんだから、しかし三股はまだ合併はしてないですがねと言ったら、そのうちにもう都城と一緒になるんだと言ったんです。

そして、それから明る年の57年から、もう私は傍聴に何時間も来ました。議会の傍聴に。そして18人、そのときは議員がいましたので、いろんな議員に三股駅は三股の玄関なのに何で東都城駅ですかと、いろいろと運動しました。そしたら、町長が気持ちがあってくれたんです。ちょうどその頃はまだJRではなくて国鉄の時代です。そして鹿児島県の鉄道管理局に町長と総務

課長が行って、そして昭和61年の2月にまた三股駅になりました。私は嬉しかったです。その夕方、駅名を見に行ったらちゃんと三股駅になりました。おかしいやあれやと思って、しかし47年から東都城駅になって、47年にこんな事になったのが、よそにいたもんやから知らなかったです。そして61年に三股駅になりました。本当に嬉しかったですよ。とにかくあそこの駅の近くで食堂とかやっている人たちがみんな喜びよかったですよ。本当に。その代わり三股の行政が議会が400万の予算を使ったんですよ。もう国鉄なんか赤字やもんやから一銭も出さんですよ。

何で私がこういうことを言ったかというのは、平成18年の合併をしなかったんだから、もっと頑張らなきゃいかんのに、1市1町になっただけです。なっただから都城市と協力しながら頑張っていきましょうと、そういう意味で三股駅のことを、三股町を大事にしましょうと。本当にもう合併はないですよ、三股。あったときは吸収合併になりますよ。この前私は都城市長ともいろいろ話もしましたが、8月3日にですね。そういうことですので、今日は質問する前にすみませんでした。

それでは質問に入ります。質問の要旨は、要するにこの前、牛ノ峠線が何か協議会ができたということで新聞に報道されていましたが。そのことをまず聞かんと、ああいうのは協議会が立ち上げ、都城市長が会長、三股と日南の市長が副会長ということで立ち上げましたので、ひとつ町長は、その件に対してはどういう思い、私は特に牛ノ峠線は30年前からいろんなところで、これは大事な、三股町にとって大事なところなんですよ。その辺をまず一つお聞きします。

あとは質問席で質問します。すみません、長くなりまして。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 牛ノ峠バイパス休止区間着工をとの質問にお答えいたします。

牛ノ峠バイパスは日南市を起点とし、鹿児島県曾於市の一部を経て、都城市に至る国道222号の一部であり、日南市と都城北諸県郡との時間短縮を図るため、日南市酒谷から本町を通り、都城市早鈴町に至る延長20.6キロメートルのバイパスとして計画をされました。その整備につきましては、当時の建設省の権限代行業業により、昭和42年から事業が進められておりましたが、都城市安久町から本町宮村寺柱地区までの約7.1キロメートルにつきましては事業費が大きくなることなどにより、平成10年度に休止区間となったところでございます。

このような中、休止区間の事業の早期再開を目指し、昨年9月13日に都城市、日南市の商工会議所と本町の商工会が中心となった国道222号牛ノ峠バイパス建設促進民間協議会が設立され、そして今年の7月21日に都城市、日南市そして本町の行政機関による国道222号牛ノ峠バイパス建設促進協議会を設立したところでございます。

また、休止区間の一日でも早い事業再開が実現することを目指しまして、民間協議会と連携し、熱意を内外に示すため10月14日には都城総合文化ホールにおいて決起大会の開催を予定しております、議員の皆様にもご来賓として案内しているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） まず、牛ノ峠線はですね、三股町にとっては一番大事なんですよ、大事なところですので、ひとつそういう発起人会ができていろいろやる、これは最初にお願いされたのは私なんです。私は2年前に都城市役所に池田市長と会うということで行ったんですけど、池田さんがちょうど出張で、そのときちょうど市長室の待合室におったんですよ、今の副市長の児玉さんか。今休んでいるけど。あの人に来て、山中さん、ちょっと話があるちゅうから、何の話やろうかね、そしたら、そのときに児玉さんが言いやるのは、副市長が言うのには、都城は志布志線を取りかかって志布志線が完全に開通してないから、今また都城のほうから、牛ノ峠線を言うわけにいかんから、三股町で何とか、三股町から立ち上げてくださいよって。私は、それは協力しますがということで、それからですよ、もう2年かかりましたよ。

そしたらさっき言われたように、去年の9月に民間の方から、私は商工会の会長にも10回以上言いに行きましたよ。そしたら、何で志布志線を最初にして、牛ノ峠線が休止になったかちゅうのは、そのころはちょうど中国と貿易しよるちゅうことで、そのためには志布志線が大事だつてことで、それで移ったんですよ。私がちょうど議員になった頃なもんやから、よう知っちゃうんですよ。そしたら、それじゃ三股が何も言えんわけですよ。本当言や、あんたたち、本当は今度の、私が今だから言うわけじゃないけど、後援会長というか、地域の協議会の会長は三股町の町長がせんといかんとですよ。そのくらい、何でかという、国道222のバイパス工事ちゅうのは、あそこは今、舗装されていないんです、私は見に行きましたよ。ちゃんとジャリ道ですよ。あそこは約7.1キロ、8キロまで、ほとんどそのうちの8割から9割は三股に通っている道路なんです。だから国道やからあそこは、金は三股町が出す必要はないんですよ。

それでいろいろ都城の安田商工会議所の会頭、去年行って面会をして、それからいろいろ協力して、日南は日南協議、商工、議会も、物すごい賛成するんですよ。日南の人たちのあその道路が全部きれいになればですね、改良されれば。都城に出て行きたいんですよ。だから志布志もいいけど、志布志は三股にはたいしたあれはないですがね、都城はいいかもしれない。あそこはさっき言ったように、中国との貿易をしようと言って、代議士が、ある人が、何とかという代議士が一生懸命やったんです。そしたら今、中国ともうまくいってない、貿易も大したことはない。それで先ほど副市長の児玉さんが私に、三股からさせてくれて、去年民間ではできたんだけど、民間ばかりで、それで私は都城市長なんかとも会って、あんたたちも協力してくださいよって、

たったの20.6キロの間で、まだ舗装になってないところは7キロばかりしかないんですよ。それがほとんど三股を通っているんです。みんな三股のところにも全部、宮村、全部ある。地域の何人かに言いに行きましたよ。民間からまず協力してもらわんと、行政がやれやれちゅうばかりでいかんから、その気になってますよ。

そして去年は大淀開発、沿線の土地を持っているのは大淀開発が全部持ちよってです。大淀の社長にもちゃんとお願ひに行きましたよ。だからそういう面で、せっかくできたんだから、三股町は本当に積極的に、待ちよるばかりじゃ駄目ですよ、やればいいわけで、できんときはある、やるところ見せてくださいよ、とにかく。我々もまたそれには協力するんだから。

だから、今度10月の17日ですか、決起大会があるんですから。それにも町長自らが、そういうのがあります、みんな一人でも多く参加してくださいと言ってもらいたい。やっぱり町長が言うのなら、やっぱりいろいろ我々が言うのとまた違って、やっぱりあれがあるんですよ、熱が。やっぱり伝わってくるんですよ。そういうことも含めて今後ともよろしく。そして何でもいろいろ進言をしたりするときは、いろんなことは情報を提供するの、町長がしてくださいよ。アピールするのはよかちゅう話ですわね。都城に全部持っていかれるというのはね、そういうことも含めて。

では、今度は3番目の……。

○議長（指宿 秋廣君） 2番は答弁はいらないの。

○議員（12番 山中 則夫君） 2番はもういい。

次は3番に移ります。

駅前ですよ。駅前、これももう長年、私も駅に高校時代はちょっと下宿しちよったことがあるから。駅はもう本当に自分の庭みたいなものです。そういうことも含めて、駅舎ができたりいろいろしたんだけど、本当に駅の発展のために、今後ともどういふことを取り上げていくかちゅうのをちょっと聞きたいんです。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 三股駅の周辺の整備はどうなったのかというご質問にお答えをいたします。

駅周辺に関わる整備事業といたしまして、平成16年度のトイレ改修や20年度の産業会館建築と駅舎改築、21年度には駅前多目的広場の整備、22年度には駅駐車場と駐輪場の整備、25年度に駅前ロータリー広場の整備に取り組みました。

また、それに加えて、今年3月には三股駅バリアフリー化事業といたしまして、7,411万円を投入し、今まで跨線橋を渡ってしかホームに行けなかったことから、足の不自由な方や高齢者、妊産婦などにも利用しやすい駅となることを目的に、改札口からホームまで遮断機を通り直

接ホームまで行けるように、スロープや階段を設置したところです。今までに3億円を超える投資を行ってきたところです。

また一方で、ソフト事業といたしまして、平成25年度から、みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業の中のメニューとして、駅周辺賑わい再生支援事業を創設し、駅舎内にありますコミュニティー拠点施設や駅周辺区域内において、地域づくりの再生を推進する目的で、活動する団体に対して補助金を交付する事業を行っており、昨年度までに4つの団体に対して補助を行ったところです。

今後の周辺整備といたしまして、都市再生整備事業として、玄関口としての三股駅、役場周辺及び五本松団地跡地を核とする中心地ゾーンの整備活性化に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） いろいろ今まで駅前には5億ばかりの投資しているんですね、あそこは。というのは、あそこの今、商工会とか物産があるところのあの土地は県が持っていたんです。県が持っていたんだけど、私はあそこをどうしても商工会をあそこに将来移さないかんというようなで、県と、そのときはJRになっていたから、県と宮崎のJR事務所と、あつこの中の主任みたいな人と電話で二、三回話をしましたよ。あそこは三股町のいいところだから、三股町に優先的にあそこを払い下げをしてくださいよと。その頃は民間と入札が何社か入って一緒になるんです。そして一富士ちゅう旅館の大将が私に言いましたが、あそこを競売の対象にすると、ただの家ができるばかりですがねちいったもんやから、私は2回か3回か、ちょっと忘れましたが、宮崎のJRの鉄道管理部とさして話をしましたよ。そしたら向こうの担当が、そしたらあそこを三股に払い下げるけど、そのときはその土地の一部幾らでもいいが、そこに公園か何か町の施設を造ってくださいと、そういう条件だったんですよ。分かりましたということで、公園でも簡単に造ればいわけです。はい、分かりましたと言いよって、三股町に払い下げますからと。何でかという、宮崎駅の裏にもそういう土地があるんですよ。それを私は宮崎によく行きよったから、知っちょっからがいろいろ言いよったんです。何で宮崎はできて三股はできないんですかと。それで私は、あそこの土地のことはもう一番知っているんですよ。

それで、その後いろいろ、障がいができたりいろいろしたけど、何かもうひとつ発展がない、せつかく先ほどやられたバリアフリーとかのあれで駅をよくしたちゅうのは分かるんだけど、何かもうひとつ魂を入れてないんです。駅が一番大事、三股町の玄関口ですよ、あれ。大阪とか東京なんかに出稼ぎに行った人たちは、あれが出発地点、あそこはやっぱり大事なところなんです。だから駅に投資を今までいっぱい投資をしたんだから、もっと駅は、あそこの駅の駅舎の中に、

あそこなんか今、閉鎖されている。あそこに駅とか商工会造る前は、あそこの駅舎の中に隣近所の年寄りたちが、憩いの場ちゅうことで、あそこを簡単な喫茶店にしましょうちゅうて造ったんです。そして今は閉鎖しているでしょう。年間に1回か2回はイベントがあるけど、あとは全部閉鎖ですから、あそこ。せつかく駅をよか風にして、それで、やっぱり乗降客を増やそうと思えば、手を打たないといかんですがね、本当に。そのままになっちゃう。金ばっかり入れて、5億も6億も入れて、そのままです、あれ。だから、そこ辺ももう一度改革してくださいよ、本当に。どげんですか、駅前の、何か将来の構想あるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。ただいまのご質問にお答えをいたします。

今、閉鎖をされているというふうにおっしゃっていただいた多目的室、あちらについては、先ほど答弁で申しました、みんなで創ろうの補助金がございます、今年も実は申請が上がっております、音楽を通して町のにぎわいを創出したいという団体さんから申請が上がっております。年に数回ということでおっしゃっていただきましたけど、駅のバス事務所が窓口ではございますが、そちらのほうで今定期的にイベントといいますか、集まりも、ようやくコロナが明けて、少しずつ増えてきたというのが実情ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） そういう計画もいいんですけど、やっぱり駅舎とか駅というのは三股の玄関口だから、魂を入れなきゃいかんとですよ。私に町民からの要望があるのに、要は規制のあれですよ。今駅舎の中にコインロッカーも造ってくださいと、コインロッカー、10個も20個も必要ないですから。やっぱり駅に行って雨が降ったり止んだりして、止んだときに、またヘルメットを持って宮崎まで、学校まで通うんですよ。そのために駅の中にそういう要望があったから、何件がありました。

それで、私は先月だったか、都城市の駅長に会いに行きました。駅長です。駅長が一番話が分かるなと思って。そしたら、うちは今JRがやっているから、そのコインロッカーはあることあるんですけど、宮崎が全部管理しています、そっちで聞いてくださいと言うような事だったから。三股は三股町が造っているから、三股町は管理しているから、何でもできるとはいかんけど、要望があればできることはできるんですがね。だから5個でも10個でも、都城のように、都城もちようどもう古いですけど10区画はありますよ。一番高いのは600円、そして500円、あと安いのは300円ちゅうことで。だから子供たちも助かるんですよ。そういう気持ちを分かってくれんと、やっぱり年寄りや若い者は大事にしないと駄目ですよ。本当にやっぱり宮崎までへ



ルメット持っていくのは大変ですよ。だからそういうことを含めて、ちょっと目線をちょっと低くして、何か国から補助金が出るとか、それで取り組むんじゃないかと、三股町民のために取り組んでください。それだけのことです。よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 答弁、何かありますか。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 駅周辺の開発関係は平成の頭から、企画が注視しながら町の大きな一つの事業として取り組んできたところでございます。

用地取得に関しましては生産事業団が持っていましたので、JRの、そちらのほうから2回に分けて用地取得をいたしました。そして、西側、東側、どんなふうの開発していくのか。要するに駅周辺全体の計画をつくりまして、そしてまず西側のほう、駐車場のほう、そちらのほうを整備しよう、そしてその後にもまたいろんな議論がございまして、東側については、商工会をどう産業会館としてやっていくのか、いろんな議論を踏まえて、そして今現在の姿になっているところでございます。

そして、また駅舎については、利用の仕方ですが、以前は、以前と違いますか、あそこで「よかもん市」なんかもやっておりましたので、日曜日関係については、三股町の保健室というような形で、血圧測定とか、そういう使い方もさせていただきました。そしてまた、楠原議員もいらっしゃいますけれども、サロンというような形でも定期的に使わせていただいております。それ以外にも「まちドラ！」とか、いろんな行事関係であそこの多目的室を活用しながら取り組んでいます。閉まっているときが多いというような話もございしますが、できるだけ開放しながら皆さんに使っていただくと、そして駅に関心を持ってもらおうと、そういう取組は非常に重要だろうというふうに思います。

そういう意味合いから、三股町の中心市街地の再開発という考え方の下に、三股駅を玄関口としまして、そして都市再生整備計画に基づいたところで、その周辺整備、要するに五本松を含めて、この中心市街地の面的整備をやっていこうと、そういうことで回遊性のあるまちづくり、そういうことで駅とそして役場周辺、そして文化会館、そして五本松、そういうところで人のにぎわいを創出しよう。そういう今、このプランを持っていますから、そういう意味合いで、このにぎわいを創出しながら、そしてまた町民が三股駅を大いに活用しながら、そしてまた乗降客を増やしていく、公共交通機関を増やしていく、そういうふうな取組をさせていただきたいというふうに思います。

そういう中で、交通網の再編成ということで、コミュニティバスを三股駅、そしてまた五本松を含めて役場、そういうところのこの中心市街地の回遊性を今度9月にこの社会実験をやりましたので、言われるように、できるだけ中心市街地のほうに周辺のほうからも来ていただく、そういうふうなネットワークをつくりながら、町のこの玄関口である駅含めて、この辺りを盛り上げ

ていきたいというふうに考えていますので、ご理解方、ご協力方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと待つて。山中議員からコインロッカーの話が質問の中にあつたんですが、何かそれについての答えは何かありますか。総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） コインロッカーの件なんですけれども、今、山中議員言われたように、今自転車に乗る際にヘルメットの努力義務化ということも踏まえた上で、駅まで自転車で行って電車を利用される方々にとって、その持ち運びの点についてロッカーがあつたほうがいいんじゃないかという、以前お話を伺つたことがあります。

今、町長からの話があつたとおり、ロッカーの設置という部分につきましては、駅の活性化に伴う、今度、公共交通関係の再編成いたします。そこに駅を中心として、たくさんの方がそこに集まるというか、利用されるということ想定した場合に、観光面も含めて、長期的な滞在とか、時間帯の長期的な滞在とか、そういった視点から総合的に考えたときに、ロッカーは必要ではないのかなというふうに今のところ考えています。

そのヘルメットの着用という点については、ほかにまた対応の仕方もありますので、取られないようにという対策ですね、ありますので、当面はそちらのほうで対応していく方法を考えたほうがいいのかというふうに思っています。

ただ、そのロッカーの設置という部分については、そういった駅利用の今後の利用度等も含めて、設置についてはまたどこかで検討はしなければいけないなというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） よろしくお願ひします。

それでは、次に、最後の4番目の質問をします。

三股町は、平成18年に合併せんかつたんやが、とにかくそのときに私は都城の市長から7回ばかり個人的に、合併しましょうやという電話がありました。今やから言うけど、そのときは私もぬさんかつたんですよ。植木辺りからも嫌がらせなんかきて、ちょうどそのときに副議長をして議長をしとつたもんやから。続けて副議長から議長になる人はあまりいなかつたんですよ。私は運よくて、だから流れは全部知つちよとですよ、4年間。それで都城市長から電話がいろいろあるんです。何もかも全部記憶に今でも取つている。都城は三股と合併したかつたんですよ。それをやりたかつたんです。あとの4町なんかは全部田んぼ、畑でつながっているだけですがね。それで言つたのです、私は7回目にはぴしゃつと言つたんです。市長、私は合併に反対はしてい

ないですよ。しかしこの1市5町の合併は全部借金だらけですがね。都城もそのときは七百何億の債務で、債務は借金です。三股もあったですけどね。だからここは都城市と三股町で、一対一でお互いに協力しながら頑張っていきましょうやて。1市5町で合併すると緊張感がなくなるんです。みんな大きな船に全部みんな借金だらけです。船は沈みますよと言ったんです。1市1町で頑張っていきましょうやと言ったらもう、ガチャッと切りやったです。

そして、都城はそのときは、鹿児島県の財部町と合併するちゅう話が、財部町の土屋町長という人が、私もよう知っているけど。あの人は、自分の町長の任期があと1年ちょっとあるときに辞表を出して、選挙をしやったんですよ。そうしたら鹿児島県が、宮崎県から陣地を取られると思った。2010年までは飛地でもどこでも合併できたのです。だから都城は、三股は合併せんでもいいわと、財部とすれば。何でかという、都城は20万都市をつくりたかったです。10万から20万、20万から30万と、やっぱり権限がどんどん来るのです。一番権限があるのは、三股町が100万都市になれば県に頭下げる必要はないのですよ。県庁が宮崎県に2つあるのと一緒にですよ。だから、そういうことを含めて、そしたら鹿児島が慌てて、そうしたら合併しないという人を対抗馬に出して、そしたら投票日で蓋を開けるのを見たら、その人が勝っちゃったですがね。そして今、鹿児島の曾於市、あれは3町で合併して曾於市になっちゃるですがね。あれは都城と合併すると、鹿児島は何で宮崎県と合併せなならんとかという事だったです。そういうことを含めて、だから私が何を言いたいかという、それだけ岩橋市長からは本当に合併しましょう、仲よくしましょうやと、甘いことを言いやつとです、あの人は、4町はどげんでもいい、三股町は大事ですからと言われたけど、断ったんだけど……。

だからそういうところで、平成の合併のときに三股町だけしなかったのだから、三股町は頑張らないかとですよ。1市1町で頑張っていましょうと。だから、そういうことで自立でやっています。自主・自立でやっています、それは分かるんだけど、本当に町民から見たら、行政が頑張っちゃるぞちゅうのはないですがね、その辺が。本人たちは町長以下みんな一生懸命やっていると思うんだけど、町民にそれが打ってこないんですよ。心に響かないですよ。ああ、頑張っちゃるね。だから町長とか町会議員もだけど、政治は町民に夢と希望を与えないかとですよ。将来は三股が合併せんがと、大したもんだぞというような、将来は分からんぞというような期待を持たせるような、そういう町政をしていくのは、せっかく町長はもう4期目になっているんやから、もうとにかく私利私欲は捨てて、取りあえず三股町を、ちょっとは私利私欲があってもよかですよ。それは当たり前ですよ。しかしもう4期目だから、みんなが認めたわけだから、それでやっていくしかないですがね。また将来あのときの町長はよかったよとか、そういうふうになるんですよ。だから頑張ってもらいたいという。好かんことも言うけど、好かんことなんか当たり前ですよ。そのほうが町長のためになるんですよ。みんな議員が、よかったよかったです

ねという、それは駄目なんですよ。町長ちゅうのは、市長なんかもそうだけど、裸の王様になるんですよ、裸ですよ。周りの人たちがいいことを言うから。本当ですよ、だからそこら辺は、本人が一番分かっているわけだから。あとは頑張ってもらうしかないです。今日はそういう意味で、少しは私の言うことも分かってください。（笑声）よろしく。

○議長（指宿 秋廣君） 答弁を。いいですか。

○議員（12番 山中 則夫君） 答弁は要ります。よろしく。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 三股町は今後、自主・自立でやっていけるのかということで、前回お答えしましたけども、財政面からお答えいたします。

今議会で報告いたしております最新の令和4年度決算の健全化判断比率におきましては、実質公債費比率が0.7%増の6%となったところではありますが、健全化判断基準の早期健全化基準25.0%、財政再生基準35.0%とも乖離している状況で、健全な結果が示されているところではあります。

今後の財政運営につきましては、3月定例会でお配りしました令和9年度までの中期財政計画によりますと、基金総額の減少は見られるものの、単年度収支もほぼ横ばいで推移できるものと考えております。

今後とも財源の確保に努めまして、事業の選択と平準化を図ることで、自主・自立の運営ができるものと考えているところでございます。

前回、議員からご指摘を頂きました投資的経費につきましては、ここ数年総額10億円を下回る決算額となっておりますが、その当時は、中学校の大規模改修事業、中原団地、塚原団地、東原団地などの公営住宅整備事業、勝岡小、三股小、梶山小、宮村小の体育館改築事業、西部体育館建設事業、弓道場建設事業、パークゴルフコース増設事業、テニスコート、旭ヶ丘運動公園陸上競技場整備事業、多目的スポーツセンターリニューアル事業などの大型事業があったことから、投資的経費が伸びていたところでございます。

昨年は、中学校教室の増設事業を、事業費の平準化を図るためにリース事業として発注いたしました。事業費については総額4億4,000万ほどになります。この中学校のプレハブ校舎取得事業を、全額単年度で投資的経費と加えますと11億5,000万円となるところであります。

また、特別会計では、公共下水道暗渠工事に令和4年度は2億7,000万を予算化いたしまして、今年度は3億円を計上しているところであります。

なお、住民からの要望の多い道路関係経費につきましては、2億5,000万前後で決算をしているところでありまして、今後とも道路関係経費につきましては予算規模を堅持していきたいと考えているところでございます。

今後の課題といたしましては、自治体DXの推進、交流拠点施設整備事業、都市再生整備事業、保育料、給食費の完全無償化の実施などございますけれども、財政状況を見ながら、それぞれの施策の実現を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 課長の言うのは分かるんだけど、そういう数字を並べても、議員は本当に町民が喜ぶように、よかったよかった、それなんですよ。それを物理的に言いよる。それも大事だけど、やっぱり町民が望んでいることをいかにするかというのはそこなんですよ。だから、もう一つ、今日はこれで終わりますけど、最後に私の言い分だけ言います。

住みやすい宮崎県で1位やったですよ。それは分かるんですよ。だから私は何か月前だったですかね、東京の大東建宅、あそこに電話して、どういう調査したんですかとか、本当にうれいんだけど。そしたら向こうの担当が、30分ばかり私は話をしましたよ。そしたら、言われたことは、所長はそのときはちょうど所長は今出張中ということではなかった、担当が出たんです。私は宮日とかああいうのに、新聞に掲載されるというよりは本社に聞きますよ。どういう調査をするのか。そうしたら前から、三股町は災害の少ないところで評判がよかったらしいです、本当ですよ。確かに長田から平坦地ですから、こんなところじゃないですから。特に今災害が多いから、だから余計評判がよくなっているんです。それに、議員もやけど町長も職員もみんなそれにあぐらをかきちゃったらいかんですよ。それ以上に町民の望むことを、いろいろ喜ぶことをしていかないかんです。

そういうことを含めて、とにかく町長は4期目だからアピールしてくださいよ。内向きの行政ばかりじゃ駄目ですよ。やっぱりアピールせんと、町外に。やっぱりそういうことは大事だと思うんですよ。都城が日本一とか何とかいう、都城に負けてないかちゅうような頑張らないかんですよ。本当にそれが大事ですがね。そういうことを含めて、よろしく願います。

終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時48分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、内村議員。

〔10番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（10番 内村 立吉君） 発言順位3番、内村です。通告したことについて質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

近年、梅雨の後半に当たる7月上旬に豪雨災害が発生するケースが増えております。行政、地域、住民が警戒を強め、命を守るための備えを徹底することが大事ではないと言われております。

このような中で、損害保険料率算出機構が発表した水害リスクの市町村別5段階評価26市町村の中で、最もリスクが低い一等地は、三股町のみということが令和5年6月28日に発表されております。本町は、以前にも幸福度ランキング、住みよい町として評価されております。今回の評価も水害リスクの少ない町、住みよい町として選ばれております。すばらしいことだと思っております。

しかしながら、現在の災害は、いつどこで起こるか分からない状況です。

このような中で、内閣府は災害時に陣頭指揮を執る首長を向けに心構えや初動対応を指南する動画を作ったそうです。タイトルは、「災害時における市町村の危機管理」。もともとは消防庁が70ページによる文書で作成したのを多忙な首長でも手軽に学べるよう、内閣府が10分の動画にまとめたということであります。この内閣府が首長向けに作った動画を本町の首長としてどのように生かしていきたいと思うかということでご伺ってきたいと思います。

あとは、質問席にて質問していきます。よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 防災について、内閣府が災害時に陣頭指揮を執る首長向けの動画を視聴して、今後どのように生かしていくのかのご質問についてお答えいたします。

動画は、令和5年に消防庁が災害の危機状態において、市町村長が取るべき初動対応を中心に危機管理の要諦を示した内容となっており、危機事態の陣頭指揮を執る要諦として、1つ目に市町村長の責任、心構えに関する行動、判断、2つ目に早めの初動対応の指導、3つ目に的確な避難指示等の発令、4つ目に住民への正確で定時的な情報の提供が挙げられております。総括しますと、市町村長は住民の命を守ることが最大の目標であることから、全責任を負う覚悟を持って、いかに早く初動対応に取り組むか、そして陣頭指揮を執ることの必要性を述べたものとなっております。

この動画から、これまで台風等の災害対策への関わり方を振り返るとともに、過去に3度の土砂災害による犠牲者が発生している経緯、歴史を踏まえて、陣頭指揮に携わる責任、心構えと住民の命を守ることが最大の目標であることを再認識したところでございます。

今後の災害対策に生かす具体的な取組としまして、本町の災害対策の具体的な行動を示す三股

町地域防災計画がありますので、危機管理係を中心として、特に計画の初動対応に関する事項の点検等、必要な見直しを本年度中に行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、町長のほうからいろいろ、4つの項目、それと初動対応を今年度に見直していくということですが、やっぱり情報を早くキャッチして、その中で判断であり、行動することだと思っております。その中で、災害が起きたときも災害が大きくならないようにやっぱり早めに行動することが大切じゃないかと思っております。災害のない町と言われておりますけども、本当にいつどこで何が起こるか分からない状態ですので、みんなでお互いに助け合いで行動していかなければならないと思っております。

その中で、8月上旬に発生した台風6号は、県内は激しい雨が降り続き、線状降水帯災が発生、長い間雨が降り続けました。本町における被害がなかったか、あったら今後の対策というのはどのようにあるかということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、台風6号による被害状況、そして今後の対策についてお答えしたいと思います。

まずは、台風6号による災害対策について報告をさせていただきます。

台風6号の進路予報に基づき、事前準備と情報共有を目的としまして、8月7日午後3時30分に災害対策本部会議を開催しております。8月7日午後10時38分に大雨警報、土砂災害が発令され、情報連絡室を設置。8月8日午前9時に災害対策本部に移行、午後1時に町内全域に警戒レベル3、高齢者等避難の発令に伴い、避難所6か所を開設したところでございます。午後4時に土砂災害危険度の高い町内4つの地域に警戒レベル4避難指示を発令。8月9日午前零時25分に土砂災害警戒情報が発令され、警戒レベル4の継続を行ったところでございます。8月10日午前9時55分、土砂災害警戒情報解除、午前10時、第2回災害対策本部会議を開催しまして、関連施設等の被害状況報告を行っております。この会議の結果を踏まえて、午前11時、町内全域の警戒レベル3、そして4の解除を行っております。そして、同時刻をもって開設した避難所6か所を閉鎖したところでございます。

次に、その中でも避難状況でございますけれども、避難状況は最大値で32世帯の54人が避難されております。同時刻、災害対策本部から情報連絡室体制移行。午後8時30分、大雨警報の解除に伴い、情報連絡室を開散しております。

なお、8月10日午前11時の警戒レベル引下げに伴い、職員と自治公民館による被害調査を実施したところでございます。

次に、被害状況でございます。

令和5年8月22日現在の役場所管課報告、また、被害調査、消防団報告からの被害状況であります。道路河川等被害では、小規模な土砂崩れが2か所、農業関係被害では水田のり面の一部崩壊が1か所、家屋等被害では住宅の一部損壊4戸の報告があったところでございます。公共施設等被害では、本庁舎、児童館における雨漏り数か所、教育・文化施設等においては、被害は確認されておられません。また、負傷者等につきましても、なしという報告を受けております。全般的な状況としましては、災害認定に至るような負傷者や災害は確認されていない状況でございます。また、今後、早急な対応、対策を必要とする案件につきましては、この時点ではないというふうに判断しておりまして、現在もないというふうに判断しているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、いろいろと課長のほうから詳細的に説明があったわけですが、認定になるような大きな災害等はなかったということですので、しかしながら、また災害はいつ起こるか分からないということですから、危機感を持ってやっぱり取り組んでいただければじゃないかと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、宮崎牛、ブランドというようなことで質問していきたいと思えます。

宮崎牛につきましては、経済連が宮崎牛の定義をつくり、Aの5等級、Aの4等級が宮崎牛であります。

本町は、以前にも全国和牛能力共進会、肉牛の部で、蓼池地区の福永昇さん、透さん親子で日本一を獲得しております。その他、町内の肥育農家の方々につきましても、県の枝肉共励会、都城の共励会、その他いろんな技肉共励会で素晴らしい成績を収められております。

そのような中で、本町の肥育組合の方は何名おられるか、その全体の頭数は何頭であるかということで、まず伺ってきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） ご質問の肥育牛組合の方は何名おられるかという質問についてお答えいたします。

本町は、三股町肥育牛部会という組織がございます。現在加入している組合員ですけれども、法人2件、個人6件の計8件で構成しております。頭数については、肥育牛が1,603頭、繁殖牛子牛を取るための親牛ですけれども、こちらが90頭、子牛が50頭、計の1,743頭となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。



○議員（10番 内村 立吉君） 今、肥育牛の方が8名いらっしゃるということですが、そのような中で、鹿児島全共より、肉のうまみ成分、オレイン酸、一価不飽和脂肪酸というようなことが取り上げられまして、宮崎県はその評価が高く、圧倒的な強さで1位を獲得しております。

そこで、全面的にどこも県とか地区とか銘柄を出して、アピールをして行っております。各県のふるさと納税を見たときに、肉の占める割合が上位を占めております。近年、消費者の健康指向が高まり、牛肉の売れ筋が変わってきております。サシの多い高級牛肉よりも、赤身肉が売れている状況であります。

高千穂の人と話す機会がありました。高千穂牛について話をして聞いてみました。高千穂牛についても、Aの5等級、4等級ということでもあります。

都城市が8月25日、東京ドームでやったプロ野球、読売巨人軍、阪神タイガースで、都城産宮崎牛のキャンペーンを行っております。

本町においても、三股を大いにアピールし、宮崎牛ということで売り上げたらというようなことで、このようなブランド確立に向けた取組はできないものかということで伺っていきます。よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） まず、宮崎牛について、先ほどちょっと説明がございましたが、改めて説明させていただきます。

宮崎牛とは、宮崎県内で生産、肥育された黒毛和種の和牛のうち、日本食肉格付協会が定める格付基準の肉質等級、5等級及び4等級の牛肉で、地域団体商標及び地理的表示法に基づく特定農林水産物として登録されております。県内におきまして、地域団体商標の取得品目といたしましては、宮崎牛をはじめ、宮崎の本格焼酎、みやざき地頭鶏など8品目がございます。今、お話しになりました高千穂牛もその一つでございます。

高千穂牛につきましては、高千穂町のブランド牛として紹介されています。この高千穂牛についてですが、その定義はJA高千穂管内、3町でございますけれども、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町で生産され、高千穂町内の肥育農家で肥育された黒毛和種の和牛で、日本食肉格付協会が定める格付において、肉質等級が4以上のもので、平成27年12月に地域団体商標を取得しております。都城北諸管内におきましても同様に、JA都城管内で肥育された黒毛和牛の肉を都城和牛として、平成24年5月に地域団体商標を取得しております。

議員ご提案の三股町産で生産された牛肉を三股産、あるいは三股牛としてブランド化してということについてですが、そのことにつきましては重要であるとの認識はございますが、実現するためにはかなり高いハードルがあるものと考えます。1つ目は、牛肉の生産と流通をどうするのか、2つ目は、ブランドの定義をどうするのか、3つ目は、ブランド化を誰が推進するのか、

4つ目は、出荷数量はどれくらい見込めるのか、5つ目は、宮崎牛や都城和牛との差別化をどうするのかなどが挙げられます。

したがって、三股産あるいは三股牛としてのブランド化につきましては、JAなど関係機関や生産者団体などと一体となった取組が不可欠で、かつクリアしないといけない課題も山積していることから、現時点で本町が主体となって三股牛のブランド化、あるいは三股産という表示につきましては、あるいは地域団体商標登録の取組は現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、いろいろと説明があったわけですが、これにつきましては、いろいろと計画を練っていかねばならないわけですが、いろんなことが難しいということは分かっております。この中で、個人で銘柄を確立しているところもあります。結局、地域で銘柄を確立しているところもあります、日本全国。この中で、何でこういうことを言うかという、やっぱりアピールが難しい、アピールをしてほしいと思います。宣伝、三股を前向きに出して、宮崎牛の中で、やっぱりこういうことをして、その中で、今売れている牛肉というようなブランドを出して、Aの4等級、5等級を出して、売れているのはA4等級、5等級じゃないわけです。赤身肉というか、そういうのが健康志向に入っていて、売れていますので、そういうことを取り組む中で、やっぱり行政ばかりじゃなくて、肥育農家とかいろんなことと話し合いをする中で、こういう中で進めていってもらいたいと思うわけです。やっぱり行政が主体となったそういうことを、話を進めていく、そういう中で、こういうのができてくる、頭からそういうことにやっぱりして、どうにかできるんじゃないかと思ってこういうことを言っております。

本町において、本町の肥育部会の方々は、計画的に月にミヤチクの高崎工場で潰しております。全部がAの5等級、4等級ということではありません。3等級以下もあるわけですので、ふるさと納税、常備出来るはずですが、今、経済連が子牛指定を受けて、県内の子牛繁殖養牛農家に補助金を出しております。これは新しい和牛新時代に向けての対策ということじゃないかと思っております。これは、県内の13JA、来年合併する予定です。1年後は、経済連を入れて4連も合併する予定です。

茨城県などは、和牛のおいしさに着目した全国初の評価基準を設けた新ブランド、常陸牛煌（きらめき）というのを発表しております。風味や油の質にこだわるオレイン酸の比率や、サシの込め方を指し示す交雑指数を基準に採用、消費者が求めるおいしさの追求で存在感を高めると。肉質があって、サシだけでなく、赤身の味わいやうまみを備えた新ブランド常陸牛の全体の評価を高めているということでもあります。

今、ゲノミック評価法というようなこともありますけど、これからやっぱり和牛というのは、

これからの時代は今までの養い方じゃないと思っております。三股産、三股を出したブランド確立に向けた取組をこれからやっていただきたいと思っておりますけども、このようなことに対して考え方を改めて伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 実は、高千穂町の担当者の方に電話でお聞きしたところがございます。高千穂における高千穂牛のブランド化、これは、条件が整っていたからできたということとで担当者からお聞きしました。その理由を申し上げますと、先ほどJA高千穂管内、日之影町、そして五ヶ瀬町、高千穂町、この3町がいわゆるJA高千穂管内ということです。この3町の中で、五ヶ瀬町と日之影町には肥育農家がないということです。つまり、この管内で生産された子牛は、全てとは言いませんが、多くが高千穂町の肥育農家で肥育されるということから、高千穂町がこの高千穂牛ブランドをいうのを町が率先してブランド化したということでもあります。

また、併せてどのような課題があるかということもお聞きしました。やっぱり商業、あるいはバイヤーにそのものが受け入れられないといけないということから、かなりの投資、そしてブランド化にはそういったバイヤーとか、あるいは量がどれだけ確保できるのかというような課題がたくさんあるということでもあります。残念ながら、本町におきましては、都城農協管内、つまり都城市、そして三股町というところで、これを、三股町だけを選びすぐるという形でできるのかどうかということですけども、かなり厳しいハードルがあるということでもあります。

JAといたしましては、都城和牛というのを前面に押し出して宣伝しておりますので、まずはそちらのほうを優先的にやっていく。その中で、今後、肥育農家の方々からの要望等がありましたら、またそれについては協議し、そして、できるかできないかということなど、あるいは費用対効果がどのくらいあるのかということなど、調査しながら進めていくべきではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、高千穂のことをいろいろと言われていましたけど、高千穂は確かに肥育農家が少ないです、繁殖農家が多いわけです。ただ、昔から繁殖生産に向くのは、高千穂の牛はすばらしいことだと言われております。その中で、肥育農家が少ないから、ふるさと納税を受けたときにはその肉が間に合わないというようなことも言われました。確かに、それは。

しかしながら、やっぱり、課長が今後、肥育農家とも協議しながら対応をやっていくということですけども、こういうことは大切じゃないかと思っております。うちの三股町管内のこの肥育農家というのは、どこにもないようなすばらしい農家がたくさんあるわけです。福永昇さん、

透さん、日本一になったわけです。それで、こういう方を、福永ファームとか、西村雄三さんとか、すばらしい方がたくさんいらっしゃいます。今後、肥育農家といろいろな方といろいろな前向きに検討して、こういうことが少しでも、町が町の牛をアピールできるようなことをやっていただければと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 実は、本町におきましては、優良家畜導入事業という事業で、町内産子の子牛の導入について積極的に進めております。

現在、供卵牛、受精卵移植等で生まれた子牛、そして町内で生まれた子牛、あるいは子牛から肥育まで育てる一貫というのがございまして、これらの町内で生まれた牛を町内の肥育農家が飼っていただくための事業を積極的に行っております。令和2年度、その頭数が183頭でございました。令和3年度が175頭、令和4年度が167頭ということで、大体170頭前後の町内産子の子牛を肥育農家が導入するという形になっております。そういったことを考えますと、大体170頭の肉が三股町産ということで表示できるわけです。

ただ、全体的に見ますと、圧倒的に都城市の肥育農家の頭数が多いということもございまして。そういった中で、これは三股町産ということで表示するというのにもかなりの計画的な戦略を練っていないといけないということもあります。そして、数量的にも、この170頭というのが果たしてどうなのかということもあります。そういったところを踏まえて、三股町産というのを表示するということにつきましては、どのような方法でやったらいいのかとか、果たしてそれがどれだけの効果を生むのかということなどもある程度予測しながら進めていかないと、やったはよかったけども、経費だけかかって効果があまり出なかったということもありますので、このあたりはJA関係者、あるいは肥育農家、いろんなバイヤー、そういったもろもろの関係機関とも十分煮詰めていきながら、そういったものをしていくのかどうかということは検討してもいいのかなというの思っております。ただ、現時点では、こういった頭数の現状を見まして、非常に厳しいものかなというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） なかなか難しい状況ですけれども、優良牛につきましても、やっぱり血統的にいい牛とか、データが重視になりますから、データ重視でいい牛は自家保留とかなくなっていくわけですから、そういうようなことは今、課長が言いますけど、なかなか難しいです、確かに。しかしながら、行政だけでやっていくんじゃなくて、肥育農家さんとかいろいろな方もいらっしゃいますので、そういう方と話をしながら、意見を取り入れながら前向きに取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、有機農業について伺います。

化学農薬などを使わない有機農業は、農業生産に伴う環境負荷の低減にもつながると言われております。

農林水産省が2011年度に策定したみどりの食料戦略に基づく取組で、全国84自治体がオーガニック宣言を行っていることとあります。本町では、高鍋町と木城町がオーガニック宣言を行っているということでもあります。同戦略では、国内全耕地に占める有機農業の割合を増やすことが掲げられております。

オーガニック宣言2018年、高鍋・木城有機農業を核とした持続可能なまちづくりを目指しており、宣言により新規就農のサポートや販路拡大などの実現に向けた取組をされていると言われております。

このようなことで、本町も有機農業を核としたまちづくりはできないものかということで伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 有機農業を核とした持続可能なまちづくりはできないかのご質問についてお答えいたします。

関連した質問につきましては、本年3月の議会においても回答させていただいたところでございます。

まず、有機農業とは、我が国では平成18年度に策定された有機農業の推進に関する法律において、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業という。」と定義いたしております。

有機農法のメリットについてですが、一番は安心して食べられるという点にあるかと存じます。化学肥料や農薬に制限があるため、どのような農薬が使われたのか分からない一般の野菜よりは、比較的安心してと言えることや、生態系を守ること、野菜本来のおいしさを楽しめるということも有機農業のメリットであると考えております。

一方、有機農法のデメリットについてですが、1つ目はオーガニック、いわゆる有機栽培を名乗るには有機JAS認証が必要であるということです。有機農業を対外的に示すものの一例が有機JASマークですが、このマークを使用するには、農林水産省の登録認証機関の検査で一定基準に沿うことが認められなければなりません。書類審査や実地検査があり、認証費用もかなりかかります。例えば、化学肥料、農薬を使わないなどはもちろんのことですが、周りから使用禁止資材が飛んでこないようにしたり、播種または植付け前の2年以上、有機肥料で土作りをした田畑で生産したりする必要がございます。2つ目は、病虫害や雑草の防除対策が難しいという点であります。例えば、雑草を取り除くために使用できる農薬は限られ、手作業で除草せざる

を得ないこともあります。また、化学肥料、農薬を使用できないことから、その分のコストは下がったとしても、代わりに作業時間は増えてしまうということもあります。さらに、取り組む生産者が少ないために、周囲の生産者にノウハウを聞くことが難しいことや、さらに有機農業は栽培技術が確立されないこともあり、教えてくれたとしても、勘と経験によるノウハウに過ぎないという可能性もあります。3つ目は、手間がかかる割に、慣行栽培に比べると収量が上がらない傾向があるということです。一例といたしまして、農林水産省の資料の中で、露地ニンジン作での有機農業経営と慣行農業経営の比較事例を挙げています。これによりますと、10アール当たりの単収は、慣行農業が3,986キロに対しまして、有機農業は3,000キロと3割ほど下がるというデータが示されてありました。また、収量や品質を安定させることも難しく、計画生産がしにくいという一面もあります。4つ目は、収量が上げづらいため、販路は限定されてしまうという点です。結果的に有機農業で生産された農産物の販路は、消費者への直接販売が多い傾向にあり、販路を自身で整備する手間がかかります。

3月の一般質問でも回答させていただきましたが、まずは有機農業のメリット、デメリット等を理解してもらい、拡大に向けた機運を高めることが重要と考えております。

有機農業で注目されている綾町においては40年以上、全国的に有名な熊本県山都町では50年以上にわたり、行政や関係者、農家が一体となって関わって進められているのが有機農業の現状でございます。一、二年で成果が出るものではなく、有機農業、オーガニックについては、長期的な視野に立って進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） なかなか難しい状況ですけども、有機農業、環境保全型農業というのがありまして、化学農薬とか、化学肥料の低減、生物多様性の保全など、環境に配慮した取組を審査するということでもあるそうです。結局、こういうふうなことも考えて、いろんなことを考えて取り組んでいただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 有機農法に代わるものとして、宮崎県では、ひなたGAPの認証制度というのがございます。こちらは進めていける可能性が非常に高いというふうに認識しております。

実は、このひなたGAPの認証制度におきまして、本町の農事法人の今新、こちらが令和元年8月にこのひなたGAPの認証を受けています。この作物ですが、こだわり米という名前です。ヒノヒカリを北諸県農業改良普及センターの指導員のサポートの下、農薬管理や圃場管理などの対策に取り組んで、今新が独自で土作りや水にこだわって生産したものをこだわり米とい

うことで販売しております。手がける米の作付面積ですけれども、約20ヘクタールのうち、およそ10%となる約2ヘクタールで生産しております。この方法は、実際、本町でもこのような取組を行い、製品として出しているということがございますので、この方法を用いて減農薬あるいは有機肥料を使った作物として取り組める可能性はあるというふうに思っております。必ずしも、有機農法を町全体的にやるということは非常にリスクがありますので、一戸一戸の農家がこういった作物の栽培を手がけるということは可能であるかというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 一挙にやっていくということは、なかなか難しいです。農業も集落営農とか、いろいろまとめていらっしゃるところもありますので、このことについては、やっぱり循環型農業を推進するというようなことが言われております。本町は畜産が盛んです。畜産を主体とした資源循環型農業を、有機分を拡大するというようなことも大事ではないかと思っております。そして、生物の多様性ということは言われておりますけど、このようなことにも当てはまるんじゃないかと思っております。そして、先ほど今新の話が出ましたけど、やっぱり有機ジャガイモのあれなんかも適しているんじゃないかと思っております。その中で、樺山地区も今いろいろやっておりましたけども、そのようなことも大切じゃないかと思っております。順次、少しずつでもいいからやっていければいいのではないかと思っております。

その中で、農業で障がい者の就労や生きがいに場をつくる農福連携という組む事業者が2022年度、全国で6,000件を超えたことが農水省の中のまとめで分かっております。

農福連携というのは、有機農業と相性のいい展開と言われております。福祉の学びの場も働き方が有望だと言われております。このようなことで取り組んでおられるようなところがあるか、また、このようなことに対してどのように考えられるかということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 福祉課のほうからお答えいたします。

農福連携について今取り組んでおられるところという質問でございました。

今回、3つの機関、団体のほうに確認を取っております。まず、ハローワーク都城、こちらの情報では、農業分野の求人は年に数件程度ということでありました。これにはNPO、ハローワーク未登録の事業所数は入っておりませんので、そちらは不明ということでありました。また、県の農業関係の事業を受けていらっしゃる宮崎県農業法人経営者協会、こちらは令和4年度、昨年度から農福連携センターというのを中につくられております。こちらのほうに確認しましたところ、三股町、都城圏域は、農業で仕事を受けたいところと、農業で仕事をしたいという方のマッチングをするセンターなんですけど、三股、都城圏域はゼロ件ということでありました。また、民間の動きとしまして、都城三股農福連携協議会というところがあるというのを確認いたしました。

こちらは農業生産者と医療機関、介護事業者のほうで、目的としては認知症の高齢者のリハビリというような意味でこのような事業を展開されているということでした。こちらの代表者のほうにも農林水産省の農福連携ということで三股、都城はどんなでしょうかということでお伺いしましたところ、ちょっとないんじゃないかなということでしたのであります。

引き続き、1番もこのままお答えしてということよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

この農福連携について、この取組をどのように考えているかということの質問にお答えいたします。

農福連携は、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組で、これにより障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあるものです。

2019年に発信された農福連携ビジョンでは、農福連携を農業分野における障がい者の活躍促進の取組にとどまらず、ユニバーサルな取組として、農業だけでなく様々な産業に分野を広げるとともに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪・非行をした者の立ち直り支援等にも対象を広げ、据え直すことも重要であるとしています。このような農福連携ビジョンを広げ、支え直すことも重要であるとされ、農と福の持つ意味の広がりが生み出す新たな価値も期待されているところです。

町では、三股町第3次障害者基本計画にあるように、働く意欲があっても一般就労が難しい障がい者に対して、個々の特性に合った仕事が見つけられる支援体制の整備を支援しております。この支援体制に農業分野も加わることで、障がい者等の雇用の場の確保や賃金向上、また、障がい者の生きがい、一般就労へつながるメリットがあると考えます。農業分野から見ても、労働力の確保、農地の維持拡大などメリットがあり、連携する取組に深い意義があると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろと詳しく、なかなか難しいです。これは本当に難しいと思います。しかしながら、やっぱり今から先は働き手がいなくなったり、人員確保ができなくなったりありますので、今から先、こういうことが増えてくる可能性もあると思いますので、いろいろあったら後押しをしていただければいいんじゃないかと思っております。よろしくお願ひします。

最後になります。相続未登記の農地についてです。

農水省が初めて実態調査した相続未登記の農地は、全国で9万5,000ヘクタール、本県で



は2,000ヘクタール増加しております。本町の場合、農地面積7万8,774ヘクタールの28.4%が該当しております。本町における相続未登記の農地の状況はどのようなかということ伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 本町における相続未登記の農地はどのようなかのご質問についてお答えいたします。

三股町全域で相続未登記農地は、令和5年8月の調査地点で2,456筆、197ヘクタールとなっております。その1年6か月前の令和4年2月の調査では、2,322筆、189ヘクタールでありました。したがって、134筆、8ヘクタール増加しているということでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 134筆、8ヘクタールが増加ということです。相続未登記農地が増えているということになります。その中で、遊休農地はどのような状態であるか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 遊休農地はどのようなかのご質問についてお答えいたします。

まず、遊休農地とは、1年以上にわたって耕作を行っておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地、または、周囲の農地と比べて著しく低利用となっている農地で、農業委員会の調査に基づいて判断された農家の意思に関わらない客観的な不耕作状況の農地をいいます。毎年、農地法に基づく利用状況調査の判定基準により、農業委員や農地利用最適化推進委員が農業振興地域、農用地区域を重点に利用状況を確認して判断いたしております。その結果は、毎年度、県担い手対策課に報告しております。

議員ご質問の相続未登記の農地のうち、遊休農地の状況についてであります。令和5年3月の報告では29筆、2万1,067平米、その前年、令和4年3月報告分は34筆、1万9,114平米で、筆数につきましては5筆減りましたが、面積は1,953平米増加いたしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 筆数については少なくなっているけど、面積は増えているということです。その中で、県の担い手農地対策課は、登記のされない農地のほとんどが相続の権利を持つ人たちによって活用されたり、貸し出しているのが現状だと言われております。ただ、権

利関係が不明確だと合意形成が難しく、農地の集積、集約化の妨げになるというようなことを言われております。農地中間管理機構、農地バンク、農地賃貸仲介者の弊害にもなっているということでもあります。全国では、ほかに災害復旧、仲介業務が円滑に進まないというようなことも言われております。この相続未登記の農地、遊休農地についての対策ということで、どのようなことがあるか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 今後の対策についてお答えいたします。

遊休農地の対策と未相続農地に分けて回答させていただきます。

まず、遊休農地の対策といたしましては、農業従事者の高齢化や減少が主な原因であることから、農地の所有者及び相続人の意向の確認の徹底と、担い手農家への集約強化、町外からの新たな担い手農家の呼び込み、新規就農者への農地あっせん、地権者自らが保全管理するなど、遊休農地の解消を図っていきたいと考えております。

なお、農業委員会では、遊休農地の発生防止を活動の目的の一つとして掲げております。したがって、農業委員会や農地利用最適化推進委員では、個別パトロールやブロック単位での一斉パトロール等によりまして、遊休農地の解消や新規発生防止に努めているところでございます。

次に、未相続農地の対策といたしましては、農業委員会で相続人を探索、町外市町村の方につきましては、戸籍謄本の公用請求を求めたりして、特定された相続人に対して、相続未登記農地の解消に向けた相続手続を促しております。

なお、相続手続が完了するまでの臨時的措置といたしまして、相続人の過半の同意を受けた農地の管理人と農業担い手農家との利用権設定契約を進めているところでございます。

相続人が不明、または相続放棄されている農地につきましては、担い手農家への権利設定ができませんので、遊休農地になり、荒廃が進むと不法投棄の発生場所になる可能性が高まるなど、周辺農地等への影響が懸念されるため、県や農地関係機関との協議を行い、所有者不明農地の活用に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。現在、県内におきましても、ある自治体におきましては、こういった取組を進めているところがあるとうかがっております。したがって、そういった先進的取組をやっている自治体への調査等も行いまして、できるものについては進めていきたいというふうに考えております。

また、民法不動産登記法、所有者不明土地関係の改正によりまして、令和6年4月1日から相続登記が義務化されることとなりますので、農業委員会でも相続義務化について窓口等での啓発周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） なかなか登記やらいろいろ、遊休農地というのは、これ複雑になってくるんじゃないかと思っております。なかなか思うようにいかないんですけど、塵捨て場とか、そういうことにもなってきますから、遊休農地というのはいろいろと難しい状況ですけども、あまりこういうのは増えないように、いろんな方と話をしながらやっていただければいいんじゃないかと思っております。終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時21分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位1番、楠原議員の残りの一般質問を行います。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） すみません。先ほどに続きまして伺っていきます。もう一回、文化財の指定が進まない現状がありますけれども、なぜなのか、理由を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） いろいろご説明した点に併せて、また回答させていただきたいんですけども、別の自治体のほうにも町の文化財指定に関するところでお聞きしたところで、そしてその自治体は、やはり昔に指定しているものであり、その指定になった背景とか、そういった時期などが町のいわゆる資料と歴史的資料との整合性というか、そういうところと合致しないところがありまして、今回そういう町指定のところをそういうところをするよりも、今回、保存継承を応援するほうに力を注力したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今までよりも前進した答弁を期待していたんですけども、完全に後退しているんです。今までの議事録を見ますと、前向きな答えをずっと頂いてきていたんです。令和3年6月の石崎教育長の答弁の中には、「確かに、同じような伝統芸能が否定されている例がございます。」ほかの市町村においてということですが、「三股町は、三股町の判断で指定については考えていきたいと思えます。」ちょっと途中、抜きますけれども、「町のほうでもサポートしながら、指定できないのかというのはきちんと検討していきたいというふうに考えています。」と。指定できるかできないかきちんと検討したいということなんですけど、今回持って来ていないんですけども、先ほど言いましたが、指定するためには文化財調査委員会を立ち上げる必要があるという答弁が今までにあります。順番からいったら、調査委員会を立ち上げる、

そこで検討する、一定の答えが出る、それを聞きたいんです。文化財のそういう委員会を立ち上げようという動きはなかったんですか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 今のところ、文化財のそういう委員会を立ち上げているという動きはありません。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 先ほども言いましたけども、町長は積極的に取り組みたいと言われているんです。それを受けて、前の福永課長のときには非常に前向きな答弁を頂いていた、ご存じだと思います、ここで一緒に聞いているわけですから。それをできないという理由が今さっきのでは納得できないんです。指定に対して必要な特別な要件はないというのは、当時の石崎教育長からきちんと聞いております。それなのになぜできないのか。26市町村の中で、指定された文化財数が一番少ない、これを何回も言っているんです、私は。ほかのところはいっぱいあるんです。だから、もうそれ以上はないのかもしれない。三股の場合には、眠っているような状態のやつがいっぱいあります。ご存じだと思いますけれども、なぜできないのか、もう一回お願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 今のなぜという質問ですけども、今のところはそういう町指定文化も大切なんですけども、いわゆる梶山城、あちらのほうの事業というのも重要でございますので、そちらのほうの指定というか、こちらのほうにも尽力を尽くしているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今までもこういうことに関しては、何々があるからほかの案件に取組めない、または取組みにくいとの答弁が繰り返されているんです。前は、高才第3地区のあれが入っているからできない、何があるからできないと、何でなのでしょう。複数の案件に同時に取組めないこの機動性に欠ける状況があると感じているんです。これに関しては、そう大きな予算を必要とするものではないと思うんですけども、町長いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この無形文化財を、郷土芸能の関係を町の指定文化財にできないのかということをお話では聞いて、これ一般質問でも何回も聞いているわけなんです、私も前向きに捉えてほしいなというふうに思います。教育委員会の管轄でございますので、町のほうからとやかく言うことはできませんけれども、13のこのすばらしい郷土芸能のあるわけですから、そのあたりのところの歴史とかいろいろなもの細かく必要なかどうか、その辺がよく分かりませんが、三股町の郷土芸能のということの冊子、立派なものが出来上がっています

ので、あるいは基本にこの検討はできないのか、そのあたりは教育委員会のほうで早めに文化財保存調査委員会を立ち上げていただいて、言われるように検討して、できるかできないか、何ができないのか、できないのはなぜなのか、そういうところをしっかりとやってほしいなというふうには思います。町としまして、今、教育委員会のほうの文化財関係、町史のほうの編さんの後の仕事もやっています。そして今、高才第3のほうもやっています。そしてまた梶山城、いろいろと仕事が多い関係で、なかなか手が回らない部分もあったんじゃないかなというふうに思います。そういうところは非常に町長部局としてもこのことは注視しなければならないと。人事の面でも非常に厳しいところで頑張っているということをご理解いただきたいなど。ただ、やはりこの件については、もう数年前からお話があるわけですから、しっかり取り組んでほしいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ということ、後先になりましたけど、教育長とされまして、今まで石崎教育長のほうでこのいろいろやり取りをさせてもらっていたんですけども、今の状況でどう思われますか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 昨年度からこの件につきましてはご意見を頂いているところですが、私たちもこれまでに作ったといいますか、そういう資料等を見たときに、確かな、そう言い伝えられているとか、そういうような表現しかないものですから、これが長い間継続して伝承されてきたというところあたりの根拠とか、そういうものがなかなか乏しいところもありまして、これを今13の保存会がありますが、全てをその検討に入れるのか、そういういろんなところを担当の黒木のほうともいろいろ意見を交換しながら進めているところなんですけど、何を根拠にしてというところあたりが一番私たちも困難に考えているところです。ただ、その文化財指定という形ではなかなか厳しいところがあって、もう今、補助金を13の保存会に出しておりますので、そういうところを違う形の名称といたらおかしいですけど、そういうような形で何か指定はできないとか、そういうことも含めて考えているんですが、ほかの文化財指定の要件等もありますので、民俗芸能をどういう形で指定するかというところについては、もう長い時間かかっていますが、検討中ということでお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今までも他の自治体では、何々と伝えられている、その程度で指定になっているところが幾つもあるということは、ここで申し上げます。それと、町文化財指定につきましては、必要な要件はないということも答弁で頂いています。だから、なぜできな

いのか。補助金はもう何年もあるわけですから特別な予算も必要ではないと。あとはこの誇りです。各保存会の方々の方が町指定である、そういうものを伝承しているという誇りに指定文化財だよというものを与えるだけだと私は思っているんですけども、なぜそれが進まないのか。まず、さっきから繰り返しますけれども、指定には文化財調査委員会の立ち上げが必要であるというのをもう2度ぐらい聞いているんですが、なぜその文化財調査委員会自体が立ち上がらないのか不思議でならないんですけども、もう一回、教育長お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 最初の答弁で申した鳥集さんを中心とした21名でこの民俗芸能については調査をしていただいたんですが、それ以上の調査委員会といいますか、そういうものを立ち上げることは困難だということも一つありまして、そのときの調査したものが一つの本にもまとめられていまして、それを参考にしたときに、いわゆる町指定の文化財というような形で指定できるかどうかということあたりを教育委員会としては今のところ確かなものがないということで、そこまで進んでいない段階です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、この時代に鳥集さんの名前が2回も3回も出るということ自体がおかしいと思うんです。もう何年も前にお亡くなりになっているんです。それはもう事実ですから、前に進もうとしたら鳥集さんの名前が出てくること自体おかしいと思いませんか。それよりも、この文化財調査委員会を立ち上げるためにはどういう方法があるのか、それを考えていただくことが先決じゃないかと思えますけども、過去を見るんじゃなくて、現在ある中においてどうやったらこの調査委員会が立ち上がるのか、それをぜひ検討してください。いかがですか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 検討しますというよりも、考えていきたいというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 文教三股の教育長ですので、文教三股、どうやったらそれが内容を伴ったものとして言えるのか考えていただきたいと思います。また先に、このことについては質問を続けていきたいと思います。

時間もなくなっていまいますので、次、行きます。

この役場正面にあります胸像、野崎重則翁像ですけども、何をした人なのか知っている人が町内においてどれほどいらっしゃるのでしょうか。役場正面にありますので、重要な方であるということは分かっているはずなんですけれども、特に中学生、将来の三股を担うような子供たちがどういう人なのか、やっぱりこれを自然と分かっていくような、そういう整備が必要ではないかと思うんです。去年の町長の答弁、何回も言いますけれども、町の個性を掘り起こす重要な本

町の歴史資源となる一人の人物なんです。それこそ、町民憲章にあります先人の偉業の一つを表す方だと私は思っております。横のほうに説明文がありますけれども、これすらもどれほどの人が目にして読まれたのでしょうか。

私の資料の5、最後ですけれども、ここに抜粋を書いております。こういう感じなんです。漢文調で、「翁は、つとに社会発展の基は人材の育成にありとし、学校の移転、併合、校舎の増改築、施設の整備、全校高等科の併置、——のが平仮名になっています、すみません——進学の奨励等、教育の振興に心血を注ぎ、略、追懐すれば、春風秋雨ここに幾星霜、翁の施策は今ぞ花開き、幾多有為の人材輩出し、教育三股の名声はいよいよ上がり、産業は高度の成長を遂げる。」というようなことが横に書いてあるんです。けど、ぱっと見てすぐ理解できるような状況ではないように感じております。

そこで、理解しやすい解説文を添えたもの、解説文を見やすいところに設置するというような整備はできないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、質問の②で、その後が続いて、今言ったそういうものができないかということによろしかったのでしょうか。野崎重則翁を通して三股の成り立ちを知る整備はできないかのご質問にお答えします。

野崎重則は、初代及び3代目の村長を務め、その功績をたたえ、庁舎玄関前に胸像が設置されています。その基礎部分の左側には、今おっしゃいました遺徳をたたえる碑文が見られ、後ろには胸像建立の経緯が見られます。これらの碑文は、その全文が「みまたの石造文化 続編」で文字化されており、「三股町史」や「三股の今日を築いた人々」などの刊行物においても、その足跡をたどることはできます。ただ、野崎重則翁が村長を務めた明治20年代から30年代の一次資料が決定的に不足しており、調査に限界があるのか現状です。三股の成り立ちを知る整備というものがどのような整備となるか現段階では具体的には回答できませんが、教育委員会としましては、現時点における研究成果を提供するという形で協力していきたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） もう一回、尋ねますけれども、そういう資料を提供と、誰にどのように提供するのでしょうか。もう一回お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 現段階においては、広く研究成果を提供するという形で協力したいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 町民にというふうに理解していいんですか。（「はい」と呼ぶ者

あり)

明治20年代の資料がないからしない、できないということですね。いろいろな方に伺いますと、明治20年代から大正の始めにかけて、その頃の三股村のことに関しての資料がないというのは聞いておりますが、それなのに、その後にこの胸像があちこちに建てられています、文章があります、どこからかそれは来ているんですね。そういうことから考えたら、やはりあるからには整備する、分かるようにする、それは当たり前のことじゃないかと思うんです。歴史的資料がどうのこうのという前に、もう説明文があるんです、何にしても。

次に行きます、時間がないんですけども。

次の西南役から150年を前に西南役従軍碑・招魂塚、その他の西南役史跡の整備はできないかということですが、これにつきましても多分資料がないと思いますけども、石碑があって、文章がずっとあるんです。たしか大正の始めに書かれた文章がずっと書かれています。それは、一次資料ではないかもしれませんが、それを基にということはどうでしょうか。お尋ねします。

○議長（指宿 秋廣君） 丸の3番。

○議員（8番 楠原 更三君） 2番、3番お願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） では、3番についてご回答いたします。

西南役から150年を前に西南役従軍碑・招魂塚やその他の西南役史跡の整備についてお答えします。

西南戦争における三股の動きは不明な点が多く、一次資料知事資料は「鹿児島暴動軍記」という薩摩側の従軍日記ぐらいでしょうか。昭和36年発行の「三股町史」や昭和60年発行の「三股町史改定版」では、梶山地区の山田川での合戦や、長田地区の尾佐川での活戦の描写がありますが、出展が不明です。また、薩摩軍右本隊の本部や臨時野戦病院が梶山にあったとの記述がありますが、往時をうかがい知る痕跡は確認できません。

なお、西南戦争の従軍碑や招魂塚については、「みまたの石造文化 続編」で文字に起こしてあり、記録保存は残っておる状況です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） できないことばかり聞いているんですけども、もう何ともならんのですか。明治45年に出されました「都城誌」というのがあります。誰でも国会図書館のライブラリーに入っていけばすぐ検索できて、たしか全部で144ページあったと思うんですけども、ほとんど読むことができます。それは何を基に書かれたかと言われたら分からないかもし



れませんけれども、きちんとそういうのがあるんです。その中に、都城の日誌なのに、三股のことも結構書かれているんです。そういうものを資料としてできないのか。今言われたように、はっきりとした一次資料がないからできないじゃあ何もできません。多分、役場が引っ越しするときに、資料が大分散逸したんだと思います。そうしたら、もうその散逸した部分の資料に書かれていたはずの部分については何もできないということになるんですけれども、それでいいんでしょうか、教育長。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 議員が整備というのを、どのことを整備と言われているのか、ちょっと私も理解できませんが、町の教育委員会としましては、この従軍碑は、招魂塚を「みまたの石造文化 続編」、そういうもので記録保存したりということで行っているんですが、この整備というのはどのようなことを言われているのかお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 町民の皆さんに広く理解してもらえるような整備という意味で使っています。すみません、それは言葉足らずで。今のでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次回またこれは答えを考えとってください。

この西南戦争関係でいきますと、前に言いましたけれども、早馬神社、早馬公園の中にあります石灯籠が倒れていると。これ明治12年に建てられたやつなんです。これが無残にも倒れたまんま、もう草にまみれてしまって、明治12年、20名の方が西南戦争で亡くなった、それを慰霊するためのやつなんですけど、その前のそこが倒れたまんま、何か三股の冷たさが何となく感じるんですけれども、そういうものも整備していただきたい。前にもこれ写真入りで一般質問したことがあるんですけれども、改めてそういうことで、その整備のことも含めて次回またお尋ねしたいと思います。

あと、最後ですけれども、梶山城跡の国指定への今後の動きについて伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 梶山城跡国指定への今後の予定についてお答えします。

梶山城跡国指定に向けては、文部科学大臣宛ての意見具申書の提出が必要となります。意見具申書には、学術的評価をまとめた報告書が必要であり、この学術的評価を行うために立ち上げたのが梶山城跡保存整備検討委員会です。委員会では、3つの分野で評価を行っていただくこととなります。1つ目は、縄張図や地形測量図を使い、現状を地勢的に把握し、学術的に評価すること、2つ目は、発掘調査による遺構の保存状態を確認し、考古学的知見に基づいた評価を行うこと、3つ目は、文献資料等による歴史的評価を行うこととなっております。現在、3つ目のこの文献資料の調査を行っているところです。

国指定案件については、県の教育委員会の指導の下、協議しながら進めていく必要があります。まずは梶山城の評価報告書を梶山城保存整備検討委員会と連携しながら完成させ、意見具申書を取りまとめていく予定でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） デジタブじゃないですけども、前に聞いたような回答なんです。令和3年の石崎教育長の答弁の中にも似たようなことがあるんですけども、そのときに、「この際国の指定ということで、全力を傾注してまいりたいと考えております。」という非常に前向きなことがありました。その後、コロナでどうのこうのでちょっと足踏みした時期もありましたけれども、工程表というのはないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 現在のところ、その工程表というのはございませんけども、例えば1つ目の縄張図と地形測量図、そちらについてはまたいろんな状況が変わっておりますので、こういうところを同時に進めながら、今回の意見具申書についての資料を作るに当たって進めたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 縄張図というのは八巻先生が描かれたのがありますよね。それじゃなくて、また新たにということですか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） そこはまた八巻先生のご意見をお聞きしながら進めていきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩せんで大丈夫ですか。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 八巻先生の縄張図が前も言いましたけれども、佐土原城の縄張図が国指定に持っていく重要な資料として出されて、国指定になっているんですよね。梶山城も八巻先生の縄張図があり、八巻先生の講演が文化会館であり、それが「ふるさとみまた」にきちんと載っているというのを今でも言っています。あれを読むともう十分、八巻先生のその縄張図が通用するんじゃないかと思っているんですけども、違うんですか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） すみません、先ほどちょっと一言付け加えるのを忘れていましたので、崩れた部分とかそういうところがございますので、そういうところをまた改めて測量とか、そういう縄張図についてのご意見なんかを頂きたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） その予定はできているんですか。いつ頃にどういう形で八巻先生にお願いをするというようなことはあるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） これについては、具体的にいつというのは申し上げられないんですけども、できるだけ早い時期にはそういう、当然予算も伴うことですので、そこについてはまた早急に検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 先ほどから、文化財係の黒木さんの名前が出てきますけれども、お一人であれもこれもということがずっと続いてきたと思っているんですが、去年かおとし、担当の方をもう一人という話がありましたけども、どのようになっているのでしょうか。誰かお分かりの方、お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 今、1人増えているのは高才第3の発掘作業、あちらのほうを主体的にいろんな準備がございます。初年度ですので、いろんな想定しない事態なんかも出てきておりますので、そういうところを対応していただいているということです。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） どうしても人材が足りないという感じがするんですけども、いかなもののでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩せんでも大丈夫。総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 昨年度から、今業務の体制は3人体制になっています、令和5年度現在。1人が黒木さん、それとあと、今教育課長のほうが高才第3の発掘調査を主的な担当として1人、そしてもう一人は、昨年度からそういった資格というか、学校で学んだ方を1名、会計年度として雇っております。現在3名体制でしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 我々、今の町議会議員の任期もあと3年となりました。3年の中で進んでほしいという思いがあるんですけども、思い返していくと、もう5年以上前から言っていてほとんど変わらない状況が今あると、残り3年でどうなのかというのを考えると、質問していてもしょうがないなという気にもなりつつあるんですけども、そういうことにならないよ

うに、去年の6月の町長の言葉をもう一回紹介したいと思いますが、「本町の文化財は、本町の歴史の中で生まれ、今日まで保存・継承されている町民の貴重な財産であります。これらの財産を保護し、伝承していくことは、今を生きる私たちの責任でもあります。このような見地から、文化財の保存・継承にも積極的に取り組んでまいりたいと考えています。」という言葉です。非常に私はこれで力をもらったんですけども、これについて町長、一言頂けますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） その当時にお話しして、答弁にさせていただきましたけど、その気持ちはまったく変わりません。そういう気持ちでこれからも進めていきたいと思っています。ただ、やはり人事の面なのか、それともどういう体制だったら前に進むのか、また教育委員会といろいろと話をさせていただきたいなというふうに思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 何とぞよろしくお願ひいたします。文教三股として恥ずかしくないような体制が一日も早くできることをお願いしたいと思っております。終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。残りの質問は、明日以降に行うことといたします。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時04分散会

\_\_\_\_\_

---

令和5年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和5年9月7日(木曜日)

---

議事日程(第3号)

令和5年9月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	教育長 .....	米丸 麻貴生君
総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長 .....	白尾 知之君	企画商工課長 .....	鈴木 貴君
税務財政課長 .....	黒木 孝幸君	町民保健課長 .....	齊藤 美和君
福祉課長 .....	福永 朋宏君	高齢者支援課長 .....	下沖 祐二君

農業振興課長	.....	山田 正人君	都市整備課長	.....	井上 政和君
環境水道課長	.....	木下 勝広君	ふるさと納税推進室長	....	細田 高広君
教育課長	.....	渡具知 実君	会計課長	.....	島田 美和君

---

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位4番、新坂議員。

〔7番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（7番 新坂 哲雄君） おはようございます。通告によりまして、4番、新坂でございます。

コロナの中、収束がなかなか見られない状況下にあります。前半のコロナの影響で客足が伸びず、都城市市役所の近くの昔からのれんのあるホテルが9月末をもって閉店となります。まだまだ企業が回復するには時間がかかると思います。

それでは、本題に入らせていただきます。

農業対策について伺いをいたします。

近年、猿による農作物被害が出るが、その対策についてお伺いをいたします。

あとは、質問席にて話をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

農業対策について、近年、猿による農作物被害が出ているが、その対策はとのご質問にお答えいたします。

まず、猿による農作物被害についてですが、担当課である農業振興課においては、これまでに具体的な被害の報告は受けていないということでもあります。

ただ、本年5月に長田地区の住民の方から猿の目撃情報が寄せられたことから、職員のほうで、その連絡を受けてすぐ現地に向かいましたが、動きが早いために確認はできなかったところです。

現在、町から三股猟友会で編成する有害鳥獣駆除班へ、5月18日と8月18日の2回、捕獲の許可を出しております。

人家や公道から400メートル以内は猟銃の使用ができないことから、わなを仕掛けて対応しているというところがございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ありがとうございます。駆除をされるちゅうことで安心はしておるんですけども、イノシシと猿と似通った被害があるんですけども、資料を手元に出していると思いますが、イノシシは電柵である程度予防はできるんですけど、猿は電柵を張っても効果がないということでもあります。

私の近くで、私も目撃をしているんですけど、4月頃はまだ1匹だったんですけど、最近また二、三匹増えております。目の前で動いていますので、よう観察をしております。

近所の人たちから苦情が来るのは、スイカ、ナスビ、トマト、柿、今、柿も熟れておりますけど、稲もやるんです。イノシシは入ったら分かるんですけど、猿は小型やもんですから、稲の中でしゃがんで食べるんです。私も現地を見ましたので分かるんですけど、皆さん被害を出さないんですけど、スイカを食べられた、ナスビをやられたち、みんな聞くんです。

猟友会の人たちも言ってるけど、猿ばかりはなというような感じを受けるんですけど、非常に困っています。

大八重のトンネルの近くには約10匹以上おります。餌が山にないもんですから、どんどん人家のほうに降りてきます。

私の近辺もイノシシをあんまり見かけることはなかったんですけど、大きいのが、私も田んぼをやられました。電柵を張っても、あれは頭がいいのか知らんけど、飛び越えて入るのかどうか分かりませんが、人間で触って電気が来ないんじゃないと、触れば人間には電気がぱっと来ます。瞬間的にぴっぴっぴちゅうような速度で電柵は電気が来るんですけど、なかなか、そこが問題であります。住みかを見ていると、空き家に住んだり、点々と竹山の中で過ごしたり、今度来られた木下さん、木下恵介さん、あそこの裏山の竹山にイノシシが来るちゅうて、誰かエサをやる人がおるんやろうということも言われておりますけど、長田にイノシシがおるなという最近言われまして、ありますけど、農作物に被害が出なければいいんですけど、あれがどんどん大きくなると子供なんかにもやっぱり影響があると思うんです。夜に鳴き声を上げるんです、車の上にごみやら、あんげなやつ盛り上がって車を汚すという意見もあります。いろいろ、私もよう、もう近くでそれが発生しているもんですから、よく朝晩に見て、ああ、またあつこに、2匹、3匹おるとか発見します。捕まえようちゅうても捕まえならんすよね。そういう状況ですけど、

そこ辺も加味した返答をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） ②の猿の駆除はできないかのご質問ということで回答させていただきます。

わなにつきましては、現在、猿が目撃された地域に1か所でございますが、設置しているところであります。ただ、これまで捕獲したという情報は得ておりません。猟友会の方々からは、猿は頭のいい動物なので、なかなか捕獲が難しいと聞いております。

なお、これまで猿による人的被害が出ていないことから、仮に猟友会が猿を捕獲したといたしましても、山奥に放すという対応になるかと思っております。人的被害が出た場合には、殺処分することも検討しないといけないということで考えております。

なお、猿の目撃情報ですけれども、梶山のほうでも、そういった目撃情報があります。これまで見なかったんだけど、猿がいるということで、町内のあらゆるところで、そういった猿の目撃情報があるということについてはつかんでおります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 猟友会の方も知り合いもたくさんいらっしゃいますけど、皆さんもう80近いぐらいの人が猟友会の人たくさんいます。やっぱり若手も育ててもらわんと、今後は人間よりかイノシシのほう多くなる可能性があります。

皆さん電柵を張っている人も、いない人もいるんですけど、今はもう実りを長田のほうは稲がもう実っております。やっぱりイノシシが入ると匂いがついて出荷ができないという話も聞いておりますので、そこ辺を注意深く猟友会のほうに協力をいただいて、どうかしていただきたいと思います。

もう最近になくイノシシも大きいのが庭先の中に出てくるんですよ。やっぱり山にもう実がないから、もう食べ物がなくなっちゃうんですね。そういう状況です。

それはひとまず、これで終了いたします。

次に入ります。

次に、2番目の道路整備について伺いをいたします。

切寄の御崎神社横の大雨のとき土砂が県道まで流れてくるため、御崎神社の参道及び林道、民家等の道路補修工事は早急にできないのかをお伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 切寄の御崎神社の参道等の道路補修工事を早急にお願ひできないかの質問にお答えいたします。



御崎神社西側の道路につきましては、町道梶山47号線になりますが、民間事業者による土砂の搬出入により路面のひび割れや砂利の散乱等が見受けられるところがございます。

土砂の搬出入につきましては、平成28年7月に三股町開発行為に関する指導要綱に基づく事前協議が提出され、現在も土砂の搬出入が続けられている状況でございます。

これまでも大雨等の際には土砂の流出が見受けられ、民間事業者や本町が土砂の撤去を行っているところです。

今年7月の大雨の翌日にも土砂の流出に伴う対応を要したことから、同じ月にですね、民間事業者と協議を行いまして、流出した土砂の早期撤去をお願いしますとともに、今後の土砂搬出の工程等を確認させていただきまして、町が舗装補修を行うとした場合は、それ以降の土砂の搬出入は行わないということを確認させていただいたところです。

こういった状況を踏まえまして、道路の円滑な交通を確保するため、県道都城北郷線の交差点から御崎神社の駐車場までの舗装補修について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今、説明を受けたんですけど、ちょっと納得できないところがあるんですけど、私も神社の役員をして、しょっちゅうあそこに二、三十人の方が集まって、あそここの話がよく出るんです。黒木宮司さんですか、御崎神社の係をされているんですが、あそこはもう何年たったら出来るとなということも言われました。

あそこは、林道、ダンプの出入りも結構あるんです。やっぱり頑丈な舗装か何かやらないと簡易舗装じゃ長くもちないと思うんです。上のほうの材木を積んだ大型車が下りてくるわけですから、あそこは別に道路を、山林は別に造ったほうがいいんじゃないですか。

民間の人がぐらいいですよ、もう、めちゃくちゃ、舗装しても長くは、私はもたないと思うんですよ。頑丈なやり方をしないとまたほげますよ。あそこは幅も狭いし、大型車、ダンプの出入りが盛んにありますよ。

何か特別な措置を取らないと、公民館からも、二、三年前から要望がしてあるけど、何の返答もないということを聞いております。

集落の人たちは、みんな御崎神社に集まるんですよ。もう、いつもあそここの話が出るんですよ。地元において、何しよっとかち言われますよ。あっことは。やっぱり考えて早くやるのが必要ですよ。まあダンプが通るようなことは分かりますけど、早急に工事をやらんと民間の人はぐらいいですよ、あっことは。（「そうだ」と呼ぶ者あり）よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 答弁が要りますか。

○議員（7番 新坂 哲雄君） もう1回、その工事をやる、いつ頃やるのか、そこ辺を聞きたい。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 今、議員からのご指摘のとおり、トラックの往来によって、先ほどお話ししたような状況でございます。そういったこともあって、もし、舗装補修をしても、また同じような状況にすぐになってしまうというおそれがあることから、今回、民間事業者のほうとお話をしまして、それ以降にはもう、うちの舗装補修した後にはもう搬出入は行わないということでしたので、それであれば舗装補修をすれば、一般の方の通行には支障がないような形にはできますので、そういった形で対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

今から検討を行いますので、実際の時期については、まだ、今のところ未定でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） それであれば、公民館から要望が上がっているはずですから、そこ辺も、なしのつぶてじゃなくて、公民館に説明をするなりしないと、集落の人たちが不安を持っていますよ。やっぱり、いつになるか、分からん話ですがね。計画性のあることを的確にやってくださいよ。お願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 答弁要るの。質問の形式になってないけど。

○議員（7番 新坂 哲雄君） いや、関連があって話をしているわけですから、それを集落の人達も期待をしていますので、前向きな回答を公民館長なりにそこ辺を報告してください。申請をしているわけですから。

○議長（指宿 秋廣君） 報告ということですので、都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 公民館からの要望についてですが、こちらのほうで今確認ができておりませんので、確認をして、必要があれば、そういった対応もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 以前のことは分からないと思うんですけど、もう二、三年前から上げてあるちゅうことで、御崎神社での会合でも、公民館長から上げてあるって、地域の人が言っていますので、そこ辺も、もう一回ですね、ほかのところも上がっているか分かりませんが、1番目に、あっこは大事なところですので、考えてください。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） お願いで終わると答弁にならないんで、質問で。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 工事を早めをお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 要望で終わってしまったら答弁しようがないですけど。

○議員（7番 新坂 哲雄君） いやいや、やけど、私も、これは公民館から聞いて発言をして、

前向きでないから、再度念を押したわけですよ。

今、課長からあったから、いついつやるという返答があれば、集落の人も安心をされると思うんですよ。そこですよ。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 今から、先ほどお話ししましたように、その舗装補修について検討を行いまして、その内容も踏まえて、あと、公民館からの要望の有無等も確認させていただきまして対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 次に、3番目の長原茶園排水についてお伺いをいたします。

先般の一般質問でも質問いたしましたけど、この件について再度お願いをして、整備状況は今後どうなるのかをお聞きいたしたい。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） U字溝の整備はいつ頃かにつきまして回答いたします。

今年の3月議会の一般質問で本件について質問があり、台風14号は昨年9月に発生し、報告を受けたのが本年1月23日で調査を行っております。

台風から1か月以内に被害報告等を行っていないとその年の台風の災害にできないという規定になっておりますと答弁いたしました。つまり、国の災害復旧工事として指定されないという趣旨の回答をいたしたところです。

その後、議員から今後の対応について質問があったわけですが、現場調査等を行いながら検討していきたいと答弁いたしました。現場調査については、被害報告を受けた1月23日に茶園の管理責任者の方の立会いの下、行っています。その際は、崩壊箇所付近に近寄らないようにと指示し、併せて災害復旧工事の対象にならないことをお伝えいたしました。

また、本年8月8日から9日に襲来いたしました台風6号の災害箇所調査において当該現場を確認いたしております。その結果、1月23日の時点の状況と比較して大きな変化は見られませんでした。現場確認の際には、茶園の管理責任者の方に立ち会っていただき、前回同様、崩壊箇所付近に近寄らないようにと指示したところであります。

その後、茶園所有者の有限会社宮崎上水園の社長と今後の対応について協議いたしました。

結論といたしましては、社長のほうから、茶園の崩壊箇所の復旧は必要ないとの発言がございました。

また、崩壊箇所から約180メートル下に居住されている方の自宅を訪ねて、大雨時の対応や排水路の現状等について伺ったところ、その方からは、大雨が予想される場合には近所の方と一緒に避難所に避難している。住宅敷地内の排水路は若干シラス等が堆積しているので近い

うちに取り除く。台風6号による災害や土砂の流入等はなかったとお話されました。

したがって、関係者からの聞き取り調査等を踏まえ、当該崩壊箇所の災害復旧工事やU字溝の整備につきましては、優先順位として低いとの判断から、今年度中の施工は考えておりません。

ただ、今後発生する台風や想定外の大雨等によっては被害が拡大することも考えられますので、その状況等を見極めながら検討してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 前回と似たような質問ですけど、これは台風の被害ではないんですよ。水害ですよ。排水が壊れて、水が大幅に流れて、山林が壊れているわけですよ。これは台風とは関係ありません。あれは水の害ですよ。約6町ぐらいの茶園の排水が1か所でだーっと来て、他人の山を、水路が通っていたんですけど、U字溝が今現在もう見えなぐらい埋ってますがね。

今年は台風の雨が少なかったからいいけど、去年と同じようなことあれば、まだ、杉山がべらべら倒れちゃって思いますよ。

やっぱり、今年じゃあ、来年というような言い方じゃあですよ、家主さんのは民間の人です。排水が通っちゃらん何も問題ないんですよ。排水があるから、詰まっちゃるから水はどこを流れますか。山林の中流れるんですよ。また杉がぼんぼん倒るんですよ。やっぱり、そういう皆さんの話をもうちょっと深刻に聞いて、仕事早くやらんにかいかんですよ。

私が農業をしようときに、あそこは、まだ高さが幾らもほげてなくて、災害で工事したことあるんですよ。そのときは、まだ距離が短かったんですよ。今はもう7メートルぐらい陥没していますよね。隣、山林の人はどこに苦情を言ったらいいか分かんませんがね。排水が通っちゃらんなら何も言わんとですよ。排水が山林の中を通っちゃるのが民有地ですがね。そこはどうかせんやいかんですよ。台風じゃねえ、人家に影響がないとか、そういう逃げ腰で言われたら、何も前進はないんですがね。何か早くめどをつけてやってく方法はないんですか。お伺いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 私どもも現地を確認いたしました。確かに倒木が確認されております。

倒木につきましては、次の質問にも関係してくるんですけども、森林環境譲与税を使って、倒木についての処理については検討したいと思っております。

ただ、その山林の所有者から直接まだそういった要望、被害等の報告を受けておりません。したがって、まず報告を受けてから具体的なやり方について、その山の地権者の方々と今後の

対処につきましては検討したいと思っています。

そして、また、排水路のU字溝の布設ですけども、まずはその倒木している木を除去するところから始めないとできません。したがって、先ほどから繰り返になりますけども、その山林所有者の方から、まずは農業振興課のほうに出向いて来ていただきまして、そして今後の対処法について検討したいと。

その後、この分について、どのようにしていくのかということにつきましては、また次の手段になろうかと思うんですけども、検討させていただきます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 山の持ち主さんは宮崎の方で、もう80歳を超えていらして、体が不自由であまり動けないんですけど、子供さんが現場を見に来ております。それでびっくりされております。そこ辺を町のほうがどういう考えを持っているのかで、山は伐採とかは考えるんだけど、何の話もないという話ですので、私も知り合いですので、話をしているんですけど、いつになるのか。

上水さんに聞いても上水さんも返答をうまくしないし、上水さんも、茶園のほうも困ると思うんですよ。早くしないとどひこでんくえていくんですよ、畑のほうは。やっぱり総合的に改良していかないと、いかないと思うんですよ。もう私も、あっこ、ちょこちょこ、また、工事にかかっちゃらんなど、よく、あっこら辺を見に行くんですけど、総体的に。

前向きに、森林譲与税でいいんですけど、早く工事をしてもらわんと、U字溝が、流れれば何もいわんとですよ。U字溝が詰まっているから、また災害が大きくなるか分らないんですがね。大雨はいつ降るか分らないし、今年は少なかったから安堵しているんですけど、これが昨年と同じような大雨だったら、また杉がまた倍以上倒れると思います。杉も50年60年生ぐらいたっていますので、結構あれを除去するにはU字溝を入れがならんと思うんですよ。そこ辺も計画性を持って、やっぱり家主さんに安心してもらうようなことをやらないかとじゃないですか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） まず、民有林ということで、個人の所有の土地となります。そこに我々が勝手に入って倒木を処理することはできません。

ですから、先ほどから言いますように、地権者の方にまずは農業振興課のほうに出向いていただきまして、今後の対策等について、しっかり膝を交えましてお話をさせていただきたい。そこから始まらないとできませんので、そういった順番立ててやっていくということで、先ほど答弁したところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 最初からそういう詳細な説明があれば、私も早く家主さんにも話をし、やけど、もう町があそこに排水を入れちよるわけやから、町が優先してせないかんち私は思っていたんですけど、その辺のところは家主さんに報告をいたしますけど、早急に工事にかかるように森林税でもいいですけど、ひとつ、来年とは言わずに早く工事にかかるようお願いいたします。

次に入ります。森林譲与税は今ちょっとお話が出ましたので、2番は省きます。

先ほどの意見とまた重なっている面もありますけど、3番目の件も今触れましたけど、やっぱり要望があったら、すぐタッチして結論を出すような方向で考えていかないと、この問題ばかりじゃなくて、地元から相談があったのは、逃げるちゅうたら失礼な言い方が分かりませんが、予算も兼ね合いますので、できるだけ要望は早めにやってほしいと思います。総合的にそういう意見です。

これで一応は終わりますけど、やっぱり役場の見解と民間の家主さんとの意見の違いがあって、話せば分かると思うんですけど、そういう手続方法も打たないと家主さんはいつまでも待ちよるわけですから、そういうことも、遠くにいらっしゃっても、連絡を取って速やかに解決するようにやらないと、あそこは北のほうにも民家があって、土がまた今後流れる可能性がありますので、そこ辺も早く手を打ってください。

以上です。これで終わります。最後に何かあれば。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 要望があったということでございますけども、まず山林所有者から電話一本の報告もございません。まず、これが1点。

そして、宮崎上水園の社長のほうからも、その復旧について、やってくれということがなかった。ただ、今回、一般質問の内容を確認しまして、宮崎上水園の社長と話をさせていただいた。そうしたときに、復旧工事は必要ないとはっきり明言されました。ですから、我々としては、どのように工事を進めるのかということも含めて検討させていただきたかったんですけども、あの地域が高台で下のほうに山があるというそういう条件から、あの付近一帯が崩壊していくことというのは十分想定されるということでございました。

今後、また議員のほうから、そういった地権者の方にご一報いただきまして、そしてまた窓口のほうにお越しいただき正式に承った上で、今後話を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 終わるつもりでしたけど、またちょっと延長させますけど、持ち主さんは宮崎で設計事務所をされておりますので、そこ辺たいの理解はあると思うんですけど、

もうちょっと行政について積極的であるのかな、あったほうがいいんじゃないかなという意見も私は聞いておりますけど、水路が通っていなかったら何も私にも権利は何も言いませんということでしたけど、やっぱり水路が壊れちゃって、周りが杉がべらべら倒れちよるわけですから、そこ辺もお互いに納得いくようにやらないと全然前に進まないですよ。このまんまだったら、課長のおっしゃるとおり、私が家主さんに連絡を取って役場に交渉するように言いますよ。それでよろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 一応、まずは役場のほうに出向いていただくなり電話していただきまして、こちらのほうの対応についてもお話させていただくということから進めたいということ考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 非常に分かったようで分からんような気がしますけど、これは役所の仕事になりますから、私がどうのこうの言う必要はないかもしれませんが、やっぱり持ち主さんとしては不満があると思うんです。

いずれ近日中に役場に出向かれると思いますけど、その辺はよろしく願いいたします。

以上で終わります。

-----  
○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時35分休憩

-----  
午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位5番、中原議員。

〔2番 中原 美穂君 登壇〕

○議員（2番 中原 美穂君） 皆さん、こんにちは。発言順位5番、中原美穂です。

通告に従いまして質問させていただく前に、三股町DX推進について、DX（デジタル・トランスフォーメーション）とはご存じであると思いますが、企業がAI、IoT、ビッグデータなどのデジタル技術を用いて、業務フローの改善や新たなビジネスモデルの創出だけでなく、レガシーシステムからの脱却や企業風土の変革を実現させることを意味します。

その中で、行政として町民にどのようなサービスをしていくことがよいのか、高齢者でも利用できない方もいます。その方には紙媒体をなくすことはできないものの、見直していくべきことや変えていくことが大事であります。

高齢者の方たちでも、スマートフォンを使い、少しずつではありますが、SNSを使ったりと、情報収集をできたりしている現状であります。三股町でのDX活用含め、自治体DXも遅いように思われます。少しずつでも、三股町行政も変化に順応していただきたいと思います。

質問1、三股町が「令和3年3月の『第6次三股町総合計画』にて、デジタル社会を支える情報環境の整備充実を施策の基本的な方向として、様々な取組を行ってきました」と記載しておりますが、具体的な進捗状況を教えていただきたいから、順次質問席より質問していきますので、よろしく願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股町のDX推進について、現在のDX推進に関わる情報環境の整備の進捗状況についてお答えいたします。

令和2年度は、マイナンバーカードの普及を図るための町民保健課の北側にマイナンバー業務執務室を設置いたしました。

令和5年7月末現在、本町の交付率は84.3%となっております。

また、同年、コロナ感染症対策における業務体制の見直しから議会執行部の一部にタブレット端末の導入とネット環境を整備しリモートワークができる環境及び会議のペーパーレス化に着手をいたしました。

また、教育部門では、小学校用指導用デジタル教科書の導入やGIGAスクール端末整備一次調達として中学校への学習用タブレットの整備に始まり、学校ICT教育環境整備事業として計画的にICT環境整備に取り組んでおり、児童生徒1人当たり1台端末を実現しているところでございます。

令和3年度には、コロナ感染予防対策として、総合文化施設と「あつまい」をサテライトオフィスとして環境を整備するとともに、災害時の避難所運営及び選挙事務所の効率的な運用を図るため、6地区分館と西部体育館の指定避難所にWi-Fi環境を整備いたしました。

なお、4年度は8か所、今年度は2か所の指定避難所などにWi-Fi環境の整備に取り組んでいるところでございます。

また、コンビニ交付システムの導入やキオスク端末等の関連機器を庁舎内に整備し、午前6時30分から午後11時の時間帯に住民票等の交付サービスを開始することができました。

令和4年度は、町公式LINEアカウントを取得し、LINEを活用した情報発信の新たな取組に着手しております。

また、パソコン内蔵大型モニターMAXHUB3台を購入しまして、ウェブ会議やペーパーレス会議の推進に活用しているところでございます。



本年度、令和5年度は、組織機構の見直しを行いまして、DXの推進体制の一層の強化と地域情報化を促進するため、総務課の情報政策係をデジタル推進係に変更し、職員を1名増員し、4名体制で業務を遂行しているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。

DX推進に当たって重大な問題として、デジタル化を進めることで、職員の方の仕事が増えるということがあります。

窓口先や住民と接する部分、ほか機械との連携の上で、デジタル化が進んだとしても、窓口から中の部分、役場でのルールを含めた内部環境での業務、そういったものはアナログを前提としているものであれば、デジタルで入ってきたものを最終的にアナログに変換して管理したり、保存したりしていくことになりかねません。

例えばですが、デジタルで入ってきた情報と全く同じ内容のものを転記したり、また紙媒体に出力したり、ファイリングしたり、場合によっては一度アナログに転換したものを再度デジタル化してしまうと、そういうことが起きていることも一般的な話です。当役場でも同じことが見受けられるのではないのでしょうか。

それらは何らかのやむを得ない事情があって、そのようなことになっていることなのでしょうが、いわば一部デジタル化が進むことで職員の方の負担を増やしてしまう。そういうことであると、職員の業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくといったDX本来の意味から大きく外れてしまうのではないかと考えます。

デジタルで入ってきたものをデジタルで処理し、デジタルで管理し、デジタルで出力していく。デジタルはデジタルのまま活用し完結できるルールを含めた内部環境を整えていくことで、デジタル化のメリットを最大限に生かし、自動化、省力化、省人化できるところを増やしていき、人海戦術で押し切るようなケースを減らしていくことが大切です。

このような観点から、当役場内でもデジタルをデジタルで処理できる内部環境にしていくことが重要になると考えます。

このことに関して、当役場内での現状並びにDX推進に向けたご意見を町長に伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） DXの推進ということは、これはもう国全体を含めてそういった方向性に向かっているところではありますが、一応、国のシステムの標準化も踏まえた上でDXの全てが整うわけではないんですけども、スタートというところについては、令和8年度以降を見込んでおります。それまでに周辺の機器関係も含め準備を進めていくというのが今の計画の段階で

あります。

今、中原議員が言われました人的部分につきましては、一緒でありまして、やはりDXになったから職員がそれに対応できるか、業務体制、業務能力がどうなるのか、これも含めて、DXの研修と、職員向け研修等も含めて並行して進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。

では、次の質問に行きます。

三股町DX推進基本計画、令和4年11月、3ページ、取組方針2に記載してあります「利用者の視点から業務の流れを改革し、地域の実情に応じて、誰一人取り残さない人に優しい施策を講じています」と記載されておりますが、どのようなお考えで検討されているのか具体的に教えていただきたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 三股町DX推進基本計画の取組方針の2にあります「デジタルに不安がある人を取り残さない町民に寄り添った施策」に関する考え方についてお答えしたいと思います。

基本計画のDX推進の取組事項におきまして、デジタルに不安がある人への対策として、デジタルデバインド対策を講ずることとしております。

デジタルデバインドとは、情報通信技術の活用機会や活用能力の有無によって生じる社会的及び経済的な格差を意味しており、その対策こそがデジタルに不安がある人を取り残さない町民に寄り添った施策として考えているところです。

具体的な施策としましては、行政オンライン手続、インターネットサービスの利用方法、キャッシュレス決済の利用等につきまして、スマホ教室の開催や取扱相談窓口の開設、情報発信を積極的に行い、情報格差を是正する支援を行っていく計画であります。

また、デジタル化により業務に従事する職員の利便性に固執せず、住民目線での行政サービスの在り方について、全てをデジタル化にするのではなく、必要に応じては紙媒体での対応も町民に寄り添った施策であろうというふうに考えております。

基本計画では、デジタルデバインド対策の取組目標の時期を令和7年度としておりますので、スケジュール感を持って具体的な検討調整を進めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 誰一人取り残さない人に優しいデジタル社会に向けてという方針

を示していますが、全ての住民が対象になり、誰一人取り残さない観点からDXを進めていく、これは本当に大切なことだと思います。

例えば、住民が行政手続をする上で、各種手続を、関係各課を幾つも回らなければならず、多くの時間と負担が必要となっています。

自治体総合DXにおいて、デジタル庁は、地方自治体との共創を通じて、地方自治体における「書かない、待たない、回らない、ワンストップ窓口」を実現することで、地方自治体窓口の「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現を目指すとして提唱しています。

自治体として、全ての住民に対して、計画は先ほど述べられたと分かっては分かったのですが、どのようなサポート体制を考えているのか、方針を教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほども述べましたとおり、場合によって紙媒体も残していく必要があるだろうというふうに思っています。

デジタル化を推進する上で、全てを一括して変換することは非常に厳しい。職員の業務体制も含めてなんですけども、町民に対する情報格差をなくすという点におきましては、特に高齢者を対象とした、端末としましてはスマホが中心になってくるかと思っておりますので、そういったスマホの操作、こちらが操作できるような、高齢者に対してですね、そういった教室の開催、これも現場に出向いて、そういった機会を通じて教室を開く。具体的には高齢者サロンとか今ありますので、そういった機会に出向いて行って、そういった教室を開くという点。

また、教室を開くに当たって、じゃあ職員が行って開くのかというんじゃなくて、そういったところは民間の力を借りながら、そういった教室等を開くことができればいなというふうに考えているところです。

また、役場のほうに来られたときに、そういった役場内にも相談窓口、そういう取扱いについての相談ができる窓口をできれば設けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。

では、次の質問に行きます。

自治体DXの推進が不可欠と記載されておりますが、現状の取組状況、施策の具体化はどのように進んでいるのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 自治体DXの推進に関わる現在の取組状況についてお答えしたいと思います。

現在、大きく4つの事業を進めているところでございます。

1つ目は、国が示した自治体DX推進計画におけるデジタル・ガバメント実行計画において、国が指定する基幹業務システム18業務を令和7年度までに標準化。つまり国が定めた機能を設けたシステムへ移行することとしております。この計画に基づき、国のデジタル基盤改革支援補助金を活用して、令和8年度開始に向けて計画的に進めているところでございます。

2つ目に、国のシステム標準化に伴い全国の自治体がひもづけられることから、セキュリティ対策の強化が必要となりますので、今回、議案第62号の関連であります第7期仮想サーバ構築事業の一環としまして、現在のネット環境を三層に分離し再構築するものでございます。国のシステム標準化開始に合わせて進めてまいります。

3つ目に、デジタル田園都市国家交付金を活用した三股町デジタル窓口整備事業に本年度着手いたします。デジタル窓口の実践として、書かない窓口を4つの課、6つの係とひもづけて、令和5年、今年ですね、12月開始をめどとして進めているところでございます。

今回、関連事業として、町民保健課、戸籍住民係、受付カウンター、改修委託費を今回の議会9月補正に上程しているところでございます。

最後に、令和5年度に三股町DX推進本部内に、AI・RPAの活用、利用促進に関するDX専門部会、DX研究会を発足させたところでございます。

7月に第1回研究会を開催し、AIの分類や活用例を紹介しつつ、本年度は主に生成AI、チャットGPT等についての研究、協議を行うこととしております。

今回、都城市が民間会社と共同開発したチャットGPTのツールである自治体AIZevoの試験運用に9月1日から30日間の予定で参加しているところでございます。

この試験運用につきましては、今後の研究、協議に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。自治体DXを進めるに当たり全体としてDX戦略を考える部署は総務課とお話があり、デジタル推進課ができたということなんですが、それはどちらにあるのでしょうか。

また、当役場内のDXを推進するために、一つ一つの業務の見直しを行い、RPAを目指せる部署を7月から開始しているとのことですが、それはどのように町民は分かるのでしょうか。教えていただきたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 場所についてということでしょうか。

場所は、総務課のデジタル推進係ということで、現在、新庁舎のほうの2階の環境水道課の隣に部屋は設けてあります。南側にあります。

それとあと町民への周知なんです、このAI、RP、AI等につきましては、まだスタートしたばかりでありまして、まだまだ町民に示せるような段階ではないということで、先ほど言いましたように、DX研究会というのを立ち上げましたので、この中でこういった形でAIが使えていくのか、今後、協議検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。

では、本町においても自治体DXを進める中で多くのデジタル人材が必要になることが予想されます。その一部を、町内の就労支援を必要としている方々を育成し、本町のデジタル化の一翼を担っていただくよう、デジタルスキルの習得支援とデジタル分野への就労支援を自治体DXの推進とともに考えていってはどうか。ご見解を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほども申しましたとおり、例えば、スマホ操作の苦手な方々、特に高齢者の方々を対象に、そういったスマホ教室の開催をしたりとか、あと、役場庁舎内にそういった専用の窓口を設けたいということも先ほど申しましたが、そういった機会に民間の方々の力をお借りしながら進めていきたいというふうに現在考えているところです。

そのためにもDX推進に特化したところで、そういった民間事業者と連携協定等が結べれば一番いいのかなと思っています。現在はそういった考えを持っております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 三股町DX推進基本計画、令和4年11月の4ページ、重点取組事項の1、自治体の行政手続のオンライン化、2、マイナンバーカードの普及促進、3、自治体の情報システム標準化・共通化、4、AI・RPAの利用促進、5、テレワークの推進とされていますが、テレワークの推進に関して、どのように取り組みされているのでしょうか。

また、1から4で答えられるのであれば、具体的にどこまでが取組として進んでおり、今後の計画についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今言われた4項目、具体的なところは申し上げられないんですけども、テレワークについてなんです、これにつきましては、先ほど言いましたように、そういったテレワークができるような環境整備ということで、各公民館、公民館というか、公民館ですね、等につきまして、Wi-Fiの環境を順次今計画を進めているところでございます。

その中で、実際そのテレワークができてきているのかということでありますけれども、これは一つコロナ感染症対策の一環として、このテレワークというのを始めたわけでありますけれども、実際そのテレワークを、この感染症対策を考えずにテレワークを進めるという観点に関しては、非常に現段階では非効率的、業務上ですね、というふうに考えております。

ただ、そういった感染症対策も含め、そして今後のDXの推進も含めた上では、このテレワークも順次活用していきたいというふうに考えているところです。

以上、具体的にはテレワークのみ答えさせていただきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。

では、次の質問に行きます。

資料を御覧ください。

行政手続のオンライン化、ぴったりサービス整備の進捗状況、利用実績、町民の意見は把握されているのでしょうか。また、そのほか、オンライン手続に関する取組状況と内容を教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 行政手続のオンライン化、ぴったりサービス整備の進捗状況等についてお答えしたいと思います。

オンライン化によるぴったりサービスの実績として主なものを申し上げます。

まず、令和2年度に実施した国の特別定額給付金の支給に際し、マイナンバーの活用によるネット申請手続を実施しました。実績としましては、315件でございました。

次に、引っ越しワンストップサービスで、転入・転出・転居手続のネット申請が今年2月に運用開始となり、8月23日現在、転入74件、転出48件となっております。

次に、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、オンライン化を推進すべき手続、罹災証明書の発行や児童手当申請等25項目について取り組んでおります。本年度10月運用開始を目指しているところでございます。

最後に、宮崎県電子申請システムを活用した各種オンライン手続を実施しております。

主な手続に、コロナワクチン接種の受付予約、実績1万4,751件、わくわく教室申込み、実績371件、ふるさと三股・県外学生応援事業、実績233件など、ほか13事業のオンライン化を実施しております。

また、町民からの意見等につきましては、コロナワクチン接種やふるさと三股・県外学生応援事業を例に挙げますと、「接種予約がスムーズにできた」「遠隔からの申請が可能で助かった」「申請手続が簡単であった」などの意見を伺っております。

執務側としても、事業の周知浸透が幅広くできたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 町民の皆さんのニーズは多岐にわたり、これからも相談業務が多くなっていることが想像できますが、町民の方へのDXについてのニーズ調査は行われたのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） このDXの推進に関して、町民からのニーズという調査は特化して実施しておりません。これから、町としてのDX、ある程度の推進の方向性を具体化した上で、できる可能なところで準備ができた時点で、町民にはまたお知らせしたほうがいいのかと、それに対する、またご意見等を伺ったほうがいいのかというふうには感じております。

そのためにも、誰一人取り残さないというところに関して言いますと、内部的ではなく、外向けに今から対応を考えていかなければいけないのが、そういったスマホ等の端末という、操作というのが基本になってきますので、高齢者等を含めた方々に対しての、そういったスマホ操作ですね、まずは、そういったものを第一段階にやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） デジタル技術を活用することで効率化が図れることになり、業務効率化ができた時間は創意工夫や考える時間にして、町民の皆さんにもっと効率よく対応していけるようにしていただけたら幸いです。

では、次の質問に行きます。

ペーパーレス、コピー、製本、差替えなどの事務作業軽減、業務スピード向上など、本町での取組状況を教えていただきたい。自治体DX化による年間の経費削減見込みは計画に基づき取り組まれているのかも教えていただきたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ペーパーレス化に向けた本町の取組についてお答えしたいと思います。

ペーパーレス化に向けての取組につきましては、令和2年度に整備しましたタブレット端末を活用した各種会議等でペーパーレス会議や令和4年度に整備しましたパソコン内蔵大型モニターMAXHUBをウェブ会議や防災会議、町民代表者会議等に活用して、紙媒体の使用を少なくする会議化にも併せて取り組んでいるところでございます。

ペーパーレス化に関するコピー用紙の削減や印刷製本に携わる時間の削減、また、人的コストの削減による経費の削減効果等、削減計画において数字的計画立ては行っておりませんが、印刷ミスした紙の再利用や資料の両面コピー化には取り組んでいるところでございます。

現段階では、自治体DXの推進の側面からシステム機器の導入や更新において、また、システム標準化による保守費用の削減、サーバ機器の集約による電気使用量の削減、機器類の更新間隔の延伸による単年度ベースでの費用削減に取り組んでいるところでございます。

自治体DX化とペーパーレス化の関係性における経費削減の相関につきましては、DX化の進捗により、使用媒体の具体的な対応を見据えながらお示しできればなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 8月日経新聞掲載に、自治体や中央省庁のデジタル化の賛否は、賛成が66%で、反対が22%となり、39歳以下では賛成派が8割を超えており、40、50代の7割が賛成意見です。70歳以上でも賛成が5割超えとなっております。

また、楠原議員の、自治体DXに当たり、今現状、回覧板に関しても紙媒体で仕分をして手間がかかり、公民館役員の成り手不足になっておりますとお話がありましたように、役場ホームページでも広報など見れるわけです。

広報みまたは毎月7,700部を印刷しており、約7,000部を公民館長を通じて自治会加入者へ配布、残りは町立図書館、中央公民館といった公共施設や町物産館よかもんやなどへの設置のほか、取材協力者などに郵送しております。

また、印刷にかかった金額は、令和3年で584万9,381円です。

必要な方へ、必要な情報の手段との話もありましたが、必要な方だけの紙媒体にしていき、自治体DXをしていくことによりペーパーレスにつながり、労費削減につながると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、中原議員がおっしゃったとおり、例えば、自治公民館活動との関連性の中におきまして、一つは回覧板、そして、また、町報の広報誌等配布をお願いしております。その情報発信の手段ということで行っているわけなんです、今現在、そういったDX化の進む中で、先ほどの年代別の発信の手段についての意見等もあったところなんです、今、やっていることは、回覧板の今までの枚数をできるだけ減らそうということで、皆さんも気づいてらっしゃると思うんですが、ほとんどQRコードでできることはQRコードを載せて、そこからスマホで呼び込めるような手段を取ってしまして、今まで文字をずっと書いていた分をタイトル、



そして、内容だけ提示した上で、詳細についてはQRコードから入っていただく、ホームページに入っていただくとか、そういった手段を講じつつ、まず、枚数を削減していこうというふうに考えています。

また、回覧等のところには、内容等につきましては、先ほど言いますように、そういったスマホ等を扱えない方々もいらっしゃるわけですから、そういった方については、高齢者の方々向けの情報提供に関しては、従来どおりの大きい文字でお示ししながら情報を伝えていくと、そういった手段を取っているところでございます。

いずれDX化も進めていかなければいけないんですけれども、あった紙媒体のバランス、また、そういった端末を扱える方々の使用バランス、そういったことを踏まえながらDXのほうも進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） DXの取組について、最後の質問になるわけですが、町民への周知ということで、令和5年度におけるDXの推進について、その計画や組織体制の改正などは町民の知るべき事項だと思われませんが、そのDXの推進により三股町の行政サービスがどのように変わっていくのか、町民の利便性はどのようによくなるのか、将来に対する予見性にもつながると思います。来年度の予算が可決した場合、速やかに町民の皆様へ三股町が進めるDXの取組についてお知らせすることが必要であると思います。

町民の皆さんへ情報伝達する取組、仕組みをどのような手段で行う予定か教えていただきたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 一つ、DXの推進というところで、実用化に向けての町民に対するPRといいますか、周知につきましては、一つは、今年12月から運用開始を予定しています書かない窓口、こちらを今進めているところでございますけれども、まず、書かない窓口というのは何なのかと、その流れとかシステムについては準備ができ次第、また、町民の方にできるだけ詳しく伝わるようにお示ししていければなというふうに思っております。

その情報の伝達の手段なんですけど、例えば、回覧板もありますし、町の広報誌もあります。またホームページ、あとLINE、そういった手段を講じながらやっていきたいと思いますが、先ほどから何度も言いますように、特にそういった高齢者の方々がポイントだと思いますので、そういった方たちに、このシステムがどのように伝わるのか、そこを重点的に考えながら情報を伝えていければなと思います。

先ほど言いました、特に高齢者のサロン活動とか、あと老人クラブ、さんさんクラブとか、そ

ういった組織もありますので、そういった機会も含めて勉強の場とか、説明の場ということで、させていただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 三股町のデジタル社会を支える情報環境の整備充実を基本的方向として取り組んでいると思いますが、今ある作業を単にデジタル化することが目的で終わってはいけません。デジタル技術を使うことが目的となってしまうと、人的資源を行政サービスに振り向ける余裕は少なくなってしまうかもしれません。職員の皆さんが創意工夫し、新たな形で町民の利便性を向上させることがDXの真の目的であると思います。

デジタル技術、データ等の有効的な活用により、町民の利便性を向上させ、業務の効率化を図ることが大切です。DX化により作り出される効率的な時間、人的資源を行政サービス向上につなげていただきたいと思います。

そして、周知は、これからの住民サービスにとっては行政の要になるものだと思っておりますので、今回の答弁を鑑み、よりよい方向に進めていただければと思います。

以上で質問を終わります。

.....  
○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時38分休憩

.....  
午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、田中議員。

〔5番 田中 光子君 登壇〕

○議員（5番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。

通告に従って質問させていただきます。質問順位6番、田中光子です。

まず、質問事項1、公営住宅等維持管理についてです。

国土交通省公営住宅等長寿命化計画の必要性に、このようにあります。

公営住宅等の長寿命化の必要性、平成18年6月、本格的な少子高齢化社会、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、現在及び将来における国民の「豊かな住生活」を実現するため、住生活基本法が制定された。この住生活基本法の制定により、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図る道筋が示された。国民の居住ニーズの多様化・高度化、人口・世帯減少社会の到来、

環境制約の一層の高まり等、様々な課題を抱える21世紀の我が国において、住生活基本法に掲げられた基本理念にのっとり、国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するために住宅単体のみならず居住環境を含む住生活全般の「質」の向上を図るとともに、フローの住宅建設を重視した政策から良質なストックを将来世代へ継続していくことを主眼とした政策へ大きくかじを切っていくことが不可欠である。このようなストック重視の社会的背景の下、公営住宅等の分野については厳しい財政状況下において更新期を迎えつつある老朽化した大量の公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を行い、公営住宅等の需要に的確に対応することが地方公共団体の課題となっている。公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を実現する上で、公営住宅等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていくことが重要である。

これらを踏まえ、公営住宅等において点検の強化及び早期の管理、修繕により更新コストの縮減を目指し公営住宅等長寿命化計画の策定及び、これに基づく予防保全的管理長寿命化に資する改善を推進していくため、平成21年3月公営住宅等長寿命化計画策定指針が策定されたとありましたが、そこで質問要旨①30年以上経過した町営住宅の維持管理の現状はどのようになっているのでしょうか。

あとは質問席にて行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 公営住宅維持管理について、その中で①30年以上経過した町営住宅の維持管理の現状はのご質問につきましてお答えいたします。

本町の公営住宅につきましては、令和5年8月時点で57棟550戸を管理しております。

その内訳としましては、昭和42年に建築した蓼池第3団地などの簡易耐火平屋住宅が19棟62戸、昭和61年に建築した長田住宅などの木造住宅が14棟24戸、昭和51年に建築した稗田団地や最も新しい平成30年に建築した東原団地などの耐火構造住宅が24棟464戸となっており、全体で先ほど申し上げましたが57棟550戸でございます。

30年以上経過した町営住宅の維持管理につきましては、担当課長のほうから詳しく説明いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） それでは、30年以上経過した町営住宅の維持管理の現状について、都市整備課からお答えいたします。

30年以上経過した町営住宅は、中原団地、塚原団地、東原団地を除いた48棟284戸でございます。戸数で言いますと全体の約52%となっております。

その維持管理費につきましては、昨年度までの3か年平均でございますが、年1,900万円

弱となっております、町営住宅全体の維持管理費の56%を占めているところです。

また、1戸当たり換算いたしますと、新しい3つの団地につきましては5万6,000円、1戸当たり年5万6,000円程度なんですけど、30年以上の団地につきましては、年6万6,000円程度となっております、約1.2倍となっております。

また、維持管理の内容としましては、新しい3団地では、エレベーター等の保守点検、入退去に伴う室内の修繕等が多くなっているんですけど、30年以上の団地につきましては老朽化がありますので、そういったものに伴う貯水槽等の修繕とか、あと、空き部屋が多いということで、教育費負担金などが多く見受けられる状況でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 公営住宅の耐用年限は、耐火構造で70年、準耐火構造で45年、木造で30年と定義されており、また公営住宅建て替え事業の実施要件の一つに耐用年限の2分の1を経過していることとしていることから、耐火構造であれば35年が一つの更新時期となると考えます。

近年ストック活用の観点から、構造躯体骨組の耐久性等が確認できれば、改修を行うことにより耐用年限まで維持管理を続けることとしている自治体も増えているようです。

そこで一般質問に関する資料ですね、こちらのほうなんですけど、こちらのほうに資料2の1、2の1を御覧ください。

ここに米印の政策空家の説明があります。政策空家とは、老朽化対応のため入居者募集を停止しているとありますが、平屋住宅は分かるんですけども、その中に唐橋第2団地が11戸あるわけなんですけど、唐橋団地が築年数は38年から40年なんですけれども、これも政策空家になっている理由を教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 施設の老朽化によるものというのも当然あるんですけど、プラス施設も古くなっていて、大規模な更新が必要なもの、そういったものがございますので、そういったものは、政策空家として、空き家としております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） それは古くなったからということ分かるんですけども、耐火構造の中では一番新しい、中原、塚原、東原団地を除けては一番新しいはずなんですよ。唐橋第2団地は。なのに、ここに11戸の政策空家があるんですけど、これはなぜでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 老朽化というか、部屋というか、そういった状態といたしますのは、多分建物ごととか、あと日当たりとか、いろんな状況で変わってくると思いますので、現状としては、そういった状況ですので、今、政策空家として入れないようにしている状況でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） すみません。私の質問が悪いのか、唐橋第２団地は５８棟ありますよね。その中の１戸だけが政策空家になっているんですけども、この理由を知りたいということで、政策空家とは、建物自体が不備だからということで政策空家になっているのは分かるけど、５８棟ある中の１戸というのは私の勘違いなのか。この資料２の１に載っているところなんですけど、この政策空家になっている理由は、この１戸だけが古い部屋になってしまったんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） そういった状態の住宅に対して、現在住まわれている方もいらっしゃると思いますので、そちらも継続して使っていただいているんですが、空き家になった際に、そこを政策空家として、その後に入居者の募集を止めたりしているところを一応政策空家として残しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） また、これは次回お聞きします。

この資料でも分かるように、入居率も低くなっていて、築年数が古い団地は入居者が少ない上に、この資料２の２のほうを御覧ください。

資料２の２のほうで分かるように居住年数も長いわけです。古い団地というのは。入居率が低くて高齢者が多い団地で自治活動が困難になっていると思います。

以前、団地にお住まいの方から、団地の草刈りもできなくなったというお話をお聞きして、調べてみると全国的にどこの団地も高齢化と入居期間の長期化による自治活動の停滞が課題となっているようです。コミュニティの維持は、安全、安心に配慮した住環境を提供することとなっているのに居住者の高齢化やコミュニティの希薄化により自助公助が困難となっており対応が必要であると考えます。

それで質問要旨②です。団地の入居状況と空き部屋の活用はどうされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 今、見ていただいております資料２の①を御覧ください。８月

1日時点の町営住宅の団地別の築年数と管理戸数、入居戸数について取りまとめております。

一番下の段に合計を記載しておりますが、先ほど町長が答弁したとおり550戸を管理しております。そのうち全体で言いますと430戸に入居されており入居率は78.1%となっております。ただし、老朽化等のため入居者募集を停止している政策空室が33戸ございますので、実質の空き屋戸数は87戸で、空き屋率は15.9%となっております。

空き部屋の活用につきましては、目的外使用となりますので、国や県と協議し、承認を得る必要がございます。

現在は、災害の被災者など緊急に入居が必要な方の受入れを認めておりまして、現在2戸がそういった事情による入居者となっております。

しかしながら、全国の自治体ではグループホーム事業とか移住者向け住居など地域対応活用計画といった計画を、承認を受けて利活用を認められている事例もございますので、まずはそういった先進事例の情報収集を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに古い団地はそうやって政策的空家をしているから入居率は悪いというのは分かるんですけども、新しい団地が入居率が高いので、古い団地をカバーしているというパーセントになっているとも思います。

空き室を活用した、先ほど言われたように、空き室を活用した交流拠点施設の事例がありました。横須賀市のふれあいの家では、「もし認知症になっても、安心して暮らせる町、徘徊しても周りで見守りができる町に！あんぜん安心健康団地」をスローガンに、よろず相談会、ふれあいクッキングなど活動をされていて、団地入居者や県・市・町・福祉団体などが連携し、団地の近隣住民も巻き込みながら交流を図ることを目的に、誰もが健康で安心して生き生きと生活できる健康団地へ再生する取組を行っていらっしゃいます。

また、ある市では、団地への入居促進活性化に向けて大学などと連携し、学生の団地への居住及び地域貢献の実施を推進していて、学生は地域貢献活動として防災訓練などのイベントに参加するほか、地域貢献活動について意見交換などを行う学生ミーティングを開催しています。市は団地に居住し地域貢献活動に取り組む学生を対象に、家賃や通学のための交通費を一部助成している事例もありました。

京都市では、空き部屋を地域活性化につなげる試みを推進して、平成31年から龍谷大学の学生が伏見区の市営住宅に入居し、自治活動に参加したり高齢者の見守りを行ったりしているそうです。

本町でも大学や高校が近くにあるわけですので、このような取組を考えられてはいかがでしょうか。

うか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 今、ご助言いただいたようないろんな事例をまずは情報収集をさせていただきまして、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） じゃあ、次に、この田中光子の資料1の写真を御覧ください。これは私に相談があった方の浴槽の写真です。とても汚いんですけども、決して掃除をしてない方ではないんですよ。掃除をしても換気が悪くカビが生えて塗装が剥げている状態でした。都市整備課へお願いして塗装してくださいました。

また、ある方は、台風時にサッシの窓枠から雨が吹き込んで、役場に相談したところ、タオルや新聞を窓枠に敷き込んでくださいと言われてみたいのです。どうですか。団地に住んでいるんです。家賃も払っています。タオルや新聞で対応してくれと言われてたそうです。見に来られたが対応してもらえず、次の年の台風時に私に相談がありました。それで都市整備課へお願いしたところ、やっとサッシ枠の修理をしてくださいました。

三股町公営住宅等長寿命化計画の8ページ、8ページに、このようにあります。管理に関する基本的な方針が上げられています。

そこには、「入居者目線で見えた施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します」と書かれています。

そこで質問要旨③入居者目線での劣化、損傷の情報のくみ上げはされているのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 入居者目線での劣化、損傷の情報についてのご質問についてお答えいたします。

入居されている部屋の内部につきましては、プライバシー等の関係もございますので、行政側で積極的に点検等を行うことは困難だと考えております。このため入居者からの劣化や損傷の情報につきましては、基本的には入居者からの電話や窓口での相談があった際に情報を受けまして、順次修繕等により対応しているところでございます。

さらに、退居時の職員による退居の検査、入居時の入居者からの報告等と併せて、あとは供用部分につきましては、専門業者による建築物とか、消防設備の定期点検、また職員による日常点検によりまして、劣化や損傷箇所を把握し随時対応させていただいているところでございます。今後とも町営住宅の適正な管理に努めていきますとともに、毎年7月に全入居者を対象としまし

て収入申告の手続を行っているんですが、そういった手続の際に情報収集できないかとか、そういったところも含めて、よりの確な把握に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 的確に相談を受けた時点で、その受け止める側の気持ちですよ。軽く見られたのか何なのか分からないけど、その方は、何で議員に言ったらできるのに私たちが言ったらできないんだという不信感を持たれています。役場に対しての不信感が募っていきますので、その辺は的確に情報をくみ上げたときに対応していただけるようによろしくお願いします。

また、先日50年代に建てられた団地を見に行きました。そこでお会いした高齢の方は2階にお住まいですが、その方が言われたのは、「今年の台風で3階から雨漏りがしてきたんです。3階は空き部屋になっているんです。役場に相談したら見に来られて、3階の台所の小窓が少し空いていたみたいで、そこから雨が吹き込んだのでしょと役場の方は言われました」との話でしたが、空き屋の管理を徹底していただきたい。団地の空き部屋の管理はどのようにされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 空き部屋の管理につきましては、常日頃から点検とかしたりする状況ではございませんが、空き部屋になったときの点検、また、次に入居されると決まったときのその部屋の点検とかは行っているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） その小窓が空いていたという状況は、もう何年も空き部屋みたいなんですけども、その入居と退居時に1回見ただけで、窓が空いたまま台風が来たという状況なんですけれども、その間の点検というのはされないんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員、ちょっと質問の趣旨を変えてしてもらえるとありがたいと思います。この中に書いてあるのが、空き部屋の関係がないと思っているんですけど、いいですか。

○議員（5番 田中 光子君） 三股町公営住宅長寿命化計画の66ページに記載されていますが、良好な居住環境の確保がありますが、そこにこのようにあります。

「町営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない」とあります。

そこも、この質問の中にないと言われればないんですけども、関連としては答えてはいただけないでしょうか。私が相談に来るまで、役場で対応されないのはなぜなのでしょう。お伺いします。



○議長（指宿 秋廣君） 答えられますか。休憩しますか。

休憩します。

午後 1 時55分休憩

-----  
午後 1 時56分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ある記事にこのようにありました。

「公営住宅において、住生活基本法の制定を契機とした住宅セーフティネットとしての活用の転換、また、ストック重視の社会的背景の下、厳しい財政状況下において、更新期を迎えつつある老朽化した大量の公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を行っていくことが事業主体の課題となっており、この課題解決のために公営住宅長寿命化計画策定の推進が図られている」とありました。

そこで、質問要旨④団地別の維持管理、解体・廃棄までに要する費用の総額はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 町営住宅に関する長期計画につきましては、先ほどから言っていたとおりです。長寿命化計画を策定したところをごさいます。簡易耐火平屋住宅につきましては令和8年度までに用途廃止することとしておりますが、その他の耐火構造住宅等の解体や建て替えの時期等は示しておりませんので、総額としてお示しすることはできません。ということで、維持管理費につきましては、過去3か年間の年平均の額でお答えさせていただきたいと思っております。また、改修、解体の費用は今回概算で算出させていただきましたので、そちらの総額としてお答えしたいと思います。

また、あと、管理している団地が全て含めると14団地でございますので、団地ごとに説明すると時間を要しますので、種別ごとにお答えさせていただきたいと思っております。

まず、簡易耐火平屋住宅につきましては4団地でございますが、維持管理費は年180万円程度、令和8年度までに用途廃止としておりますので、改修等の費用はなく、解体に要する費用だけです。7,700万円程度となっております。

木造住宅につきましては2団地ございまして、維持管理費につきましては年190万円程度、改修、解体に要する費用は6,500万円程度となっております。

最後に、耐火構造住宅、こちら8団地ございまして、維持管理費は年3,000万円程度、改修、解体に要する費用が8団地合計ですが68億円程度となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） これからかなりの経費がかかって、維持管理経費はかかってくると思います。

また、次のような内容もありました。

「民間の建物の場合、点検と修繕だけでなく、修繕周期の間のメンテナンスを取り込むことで建物、設備を延命しているが、公共建築物においては、予算上、保守点検も修繕でもない作業費を計上することが困難なのか、このような取組は少ないように思う。特に効果的と思われるメンテナンスとして、給水ポンプの分解整備、屋上防水のトップコート塗布、雑排水管の清掃など」との記事もありましたが、このようなメンテナンスはされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 先ほどお話がございました給水ポンプと排水管の清掃につきましては、点検の際にそういった専門業者からのご指摘があった場合は対応しております。

また、屋上の防水とか、そういったものについては、定期的に屋上防水等の対応は行っているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 分かりました。こういうことを行うことで寿命が延びていくというか、維持管理も経費が少なくなっていくということが書いてありますので、また、田中光子の資料の2を御覧ください。

この写真にあるように、このような工法により老朽化した団地が生まれ変わっています。これは昭和35年に建てられた団地が生まれ変わった様子ですね。

また、一般質問に関する要求資料の2の2を御覧ください。2の3ですね、ごめんなさい。

2の3を御覧いただくと、ここにあるように60代以上の入居者が、60代から100歳までの入居者が合計54.6%となっています。

厚生労働省から平成2年に次のような通知があったと思います。

「高齢化社会の到来を控え、高齢者の居住の安定を図ることが重要な課題となっているが、中でも急速に増加しているひとり暮らしの老人や高齢者のみの世帯については、その在宅生活を支援する体制を整えることが緊急に必要とされている。このため、これらの世帯に対して昭和62年度より、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計とするとともに福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅供給を行うシルバーハウジング・プロジェクトをモデル的に実施することとし、その実施方針について定めたので通知

する」とのことでしたが、そこで質問要旨⑤今後、住み続けたいまちづくりの実現へ向けて、町営住宅の施策はどのように考えられているでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 今後住み続けたいまちづくりの実現に向けて、町営住宅の施策はどのように考えられているかのご質問にお答えいたします。

町営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的に整備しております。第6次三股町総合計画におきましては、効率的かつ計画的に整備を進めていくこととしております。

現在は、昨年6月に策定しました長寿命化計画に基づきまして施策を進めておりまして、簡易耐火平屋住宅につきましては、令和8年度までに用途廃止することとし、今年3月に今市団地の住民向け説明会を行うなど入居者の移転の手続を進めているところでございます。

木造住宅につきましては、長田団地と宮村第2団地の24戸を管理しておりますが、過疎対策の側面もありまして、また、周辺に町営住宅がないことから、引き続き維持管理をしながら大事に使っていききたいというふうに考えているところでございます。

耐火構造住宅につきましては、8団地464戸を管理しておりますが、このうち198戸は30年以上経過し、また、キッチン・バス・洗面所の3点給湯が未整備など施設面の課題もありますことから、施設の長寿命化や住戸改善などに取り組むこととしております。

また、長寿命化計画におきましては、社会情勢の変化に伴います将来の町営住宅のストック量を令和23年で382戸と推計しておりますが、この計画の中で令和8年度までに488戸とする計画としておりますが、また、今後の次の次期計画につきましては、より一層の見直しが必要だというふうに考えております。

このため、令和9年度以降の次期計画に向けまして、将来のストック量を考慮した適切な施設数を踏まえ、建て替えまたは大規模改修、さらにはその財源の見込み等を踏まえた具体的な対策を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ちょっと聞き逃したんですけれども、平屋とほか簡易耐火構造は政策的ということで壊していくということですよ。その中で耐火構造の中の古い築40年から47年ぐらいたっているわけですよ。その中の台所、お風呂場とかの構造も順次変えていくということですか。お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） まず、今後廃止していく方向にするのは簡易耐火平屋住宅にな

ります。木造住宅はそのまま残していきますけど、になります。

あと、先ほどお話があった施設の改修とかになるんですが、そちらにつきましては非常に大きな経費がかかってきます。今住んでらっしゃる方の引っ越しとか、いろんな問題も出てきますので、次期、次の計画に向けて、具体的にどの施設を残すとか、もしくは、集約するとか、そういったところも含めて次期の計画までに、それを整理して、必要に応じて、今の住宅の大規模改修といったものとかも検討していきたいというふうに考えていくところです。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ありがとうございます。そうなんです。古い団地に住んでらっしゃる方は居住年数が長くて、その間に改修は何もしてもらえないということで、すごく困ってらっしゃるし、お風呂場に換気扇はないし、そりゃカビも生えるよねという感じなんです。なので、そういうところをさっきの住環境の質ですね、質を求めるとその辺が大事なかなと思っています。

三股町公営住宅等長寿命化計画の61ページにも、基本目標として、「多様な住宅ニーズに対応した住宅の供給、高齢者入居者のためのシルバーハウジングの導入についても、福祉関係機関との連携を図りながら検討していく」とありますが、ここ辺も質問事項にはなかったんですけども、分かる範囲でいいです。このシルバーハウジングの検討はどの辺まで進んでいるかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 答えられます。都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 今、長寿命化計画の中で今お話いただいたとおり、多様な住民ニーズに対応した住宅の供給を目指して、高齢単身者等の小規模世帯への対応と併せてシルバーハウジングを検討するというふうにしております。

基本的には、多様な住民ニーズに対応した住宅の供給ということで、小規模世帯への対応ということで、東原団地等で単身世帯向け住戸の割合を増やすような形で整備をしております、そういった対応を行っているところでございます。

今、お話がございましたシルバーハウジングにつきましては、県内でもまだ事例が非常に少なく、まだ2つの自治体でしか進められていないという状況でございます、現在そういった検討も、こちらに計画の中に検討するというふうに記載がございますので、その検討に向けて事例収集を行っているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） これから本当に検討していただければ、今から10年後20年後、地域で安心して暮らしていけると思います。

このシルバーハウジングについて調べてみると、このようにありました。

住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員、ライフサポートアドバイザーによる日常生活支援サービスの提供を併せて行う高齢者世帯向けの公的賃貸住宅の供給事業です。市町村の委託によりシルバーハウジング、高齢者向け有料賃貸住宅等に居住している高齢者に対して必要に応じて日常の生活指導・安否確認緊急時における連絡等のサービスを行うものです。生活援助員の派遣事業は介護保険法に定められる地域支援事業のうち、市町村が地域の実情に応じて実施する任意事業の中に含まれます。公的な援助があり家賃を低く抑えるシルバーハウジングは人気があるのにもかかわらず増えておらず慢性的に不足状態である一方、民間運営のサービス付高齢者向けの住宅はどんどん新設されていますとの記事もありました。

シルバーハウジングが誕生した背景ですが、これは高齢者の自宅での事故の多さが原因です。高齢者は自宅で転倒したり、認知機能の低下によって火事などの事故につながったりと日常生活に様々なリスクを潜んでいます。これを解消するためにシルバーハウジングは誕生しており、高齢者でも安心して暮らせる住宅を提供することで事故防止にもなります。

このシルバーハウジングは通告していないので、また、次回の質問にしたいと思います。

それでは次の質問に移っていきます。

次の質問事項2のAED利用について質問します。

心臓が原因で突然心停止となる人は何と1年間で約8.2万人です。1日に約200人、7分に1人が心臓突然死で亡くなっています。

その原因の多くは心室細動と呼ばれる重篤な不整脈です。

心室細動による心臓はフレールのみで血液を送り出せなくなるのです。いわゆる心停止の状態です。数秒で意識を失い、数分で脳をはじめとした全身の細胞が死んでしまいます。心室細動から救命に迅速な心肺蘇生と電気ショックが必要です。

電気ショックが1分遅れるごとに救命率は10%ずつ低下します。119番通報をしてから救急車が到着するまでの平均時間は9.4分です。救急隊や医師を待っているだけでは命を救うことはできません。突然の心停止を救うことができるのは、その場に居合わせた人しかいないのです。

AEDとは心停止状態の傷病者に電気ショックを与え蘇生させる医療機器です。機器が自動的に心電図解析を行い電気ショックの必要の有無を判断しますので、一般の人でも救急救命時に使用できます。

医療機関だけでなく、学校・交通機関・高齢者施設・マラソンなどのスポーツイベント等様々な場所に設置されています。

厚生労働省からは、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイド

ラインが出されており、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項が上げられている中に、プール活動・水遊びがあります。このような場面において、AEDは万が一のときに使用できる体制が必要です。

そこで質問要旨①AED設置状況及び使用状況をお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、AEDの設置状況及び使用状況についてお答えしたいと思います。

資料ナンバー3を御覧ください。

本町で管理しているAEDの設置箇所は、町民保健課所管が1か所、総務課所管が4か所、福祉課所管が2か所、教育課所管が12か所の合計19か所となっています。

また、総務課所管の消防機動本部車両にもAEDを一つ、1基、移動用対応のため装備をしているところがございますので、それを含めると20か所となっております。

また、直近3年間の使用状況につきましては、関係課に確認しましたが全て使用なしと報告を受けているところがございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 本町では、近年使用しなくて済んでいるということで、ちょっと安心したんですけども、全国的には心肺蘇生を受ける人、AEDによる電気ショックを受ける人の数は年々増加し、決して特別なことではなくなっています。

しかし、倒れる瞬間を目撃された心停止の中でも約半数は心肺蘇生を受けておらず、さらにAEDによる電気ショックが行われたのはたった5.1%です。

心停止の直後にけいれんがあったり、呼吸しているように見えたりと、心停止かどうかの判断に迷う状況がしばしばあるようです。

三股町ホームページのAED設置場所一覧には16か所ですが、頂いた一般質問に関する要求資料の3には20か所となっています。これは増えたということでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 令和4年度に新たに危機管理系のほうで3か所設置しています。それを含めて19か所が現在ホームページ上には確認できるかと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 実は、この三股町ホームページを見て16か所だったんですね。また訂正をできれば、また確認してもらえればありがたいです。

令和3年3月には、ほかの議員が一般質問されたのですが、その後に3台増えたということで確認はいいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 私自身もホームページを見て、それを印刷した物を持ってきているんですが、確かに19か所あると思います。新しく設置したのが第5地区防災センター、それと3地区分館です。——ちょっとお待ちください。そして第4部消防詰所、この3つが昨年度設置した場所でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 増えることは大変にありがたいことです。

このホームページは、AEDで、三股町、AEDで探すと何か所も出てくるんですね。それで私が見たのと課長の見られたのが違ったんだと思いますが、ある記事によると課題として、AEDが設置されていたにもかかわらず、使用されなかったことがあるようです。AEDが何の機器であるか理解されなかったり、使い方が分からなかったりと、AEDの周知啓発がまだまだ不十分であることが伺われます。また、すぐに取りに行ける場所になかったために使用できなかったなど設置場所の改善も求められているようです。

三股町ホームページを開いてみましたが、さっきの話と一緒になんですが、探すのに迷ったんですね。三股町ホームページの一番前にはなかったもので、最初のトップページに広告が何か所かあります。その広告にAED設置場所とか載せていただければ、そこをクリックするとすぐ飛べると思うんですが、また、本町のAEDマップには、Aコープ三股店との記載となっているので更新をお願いします。Aコープはもうないですね。

それで質問要旨②必要なときにAEDが正常に機能するよう、適切な維持管理が求められるが、日常点検や消耗品の管理などの保守点検はどのようになっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） AEDの保守点検についてお答えしたいと思います。

同じく、また資料3を御覧いただければと思いますが、保守点検につきましては、AEDの機能、保証内容、屋内外の設置状況によりますけれども、日常的な点検、消耗品等の有効期限をめぐりとした点検が多いようです。

最新のAEDにつきましては、遠隔での監視システムを有しており、AED本体、バッテリー等の状態、並びにセルフチェックの結果をウェブ上で確認できる。日常的に管理できない設置箇所では有効に保守管理ができるものとなっているようでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 保守点検が大事になってくると思います。

AEDは使い方を音声で説明してくれる機能が備わっており、救護処置の経験がない方も比較的使いやすい機器です。しかし、ある程度の使用手順を頭に入れておくことで、よりスムーズな救助を行えます。初めて使用する方は不安も多いと思いますが、音声ガイダンスで正しい処置方法をAEDが教えてくれますし、誤作動の心配もないため、音声に従ってそのとおりに使用することができます。

日本救急医療財団によると、AEDの適正設置に関するガイドラインには、設置が推奨される施設として学校が上げられています。これは児童生徒だけでなく教職員や地域住民などの成人も含めて一定頻度で学校での心停止が発生しているというデータがあり、2005年度から2020年度までの16年間、8,400件余りのデータを詳細に分析し、その結果亡くなられた子供さんが1,556人に上り、内訳は、高校生が最多の700人、中学生が380人、小学生が272人、幼稚園や保育園児が97人などと年齢が上がるにつれて多くなっています。

そこで質問の要旨③教職員の研修の充実はどのようにされているのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっとお待ちください。

時間が50分になったので、一回ここで休憩をします。14時30分から引き続きやりたいと思います。答弁からですね。

本会議を休憩します。

午後2時22分休憩

-----  
午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

③の答弁から始めたいと思います。教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） AED利用に関する教職員の研修機会の充実はどのようにされているかについてお答えします。

町内の各学校におきましては、研修の充実を図るために都城市消防局等の専門性のある講師に心肺蘇生講習会を依頼し、心肺蘇生法とAED使用の実技研修を行っております。また、どの学校においても、全職員を対象に毎年度実施しております。

本年度の町内小中学校における研修の実施状況につきましては、全ての学校で実施済みであります。研修の時期としましては、ほとんどが水泳指導に入る前の5月から6月にかけて実施している状況です。

このほか、県教育委員会が実施する研修においても、AED利用の実技を含む救急処置の講習・演習が位置づけられているものもあります。



学校においても、水泳や持久走などの運動中の事故や熱中症に伴う突然の心肺停止のリスクもありますので、事故防止に最大限に努めるとともに、万が一に備え、各学校及び関係機関と連携しながら、引き続き教職員のAED使用に関する研修機会の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 重要なことなので、ぜひよろしくをお願いします。

学校における心肺蘇生とAEDに関する調査報告書では、学校では児童生徒が現場に居合わせることが多い。このときに、それぞれの発達段階に応じて、いざというときのため知識と経験を持っていることは重要であると考えられます。

このため、児童生徒の心の負担にならない配慮をしながら、発達段階や個々の状況に応じた心肺蘇生AEDの教育を行っていくことが必要と考える。

その際には、最新の知識や技能を持った指導者が指導できるよう、専門家である消防署や外部団体、学校医等の協力を得たり、教職員の研修機会等を充実させることが必要であるとありました。

教職員は研修を行っているということでしたが、児童生徒への教育はされているのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 小中学生につきましては、実技研修等は行っていない状況です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） これからの課題として、そういうことがあるので、もし、できれば、児童生徒もAEDについて学ぶ機会があればいいかなと思います。

AEDの設置がされている施設の例として、地域のランドマークとなる施設、例えば郵便局、銀行、コンビニですね、それに次いで、保育所、認定こども園が2番目に上げられます。幼稚園や保育所については、AEDを設置することが推奨されているということから、必要性が非常に高い施設であるということが言えます。

本町の保育園で三股町AEDマップが、またもや、ここで更新されていないかもしれませんが、設置場所は2か所だけでした。日本全国AEDマップでは、本町の多くの保育園が設置されているようです。三股町のマップの更新をお願いします。

次に、女性に対してAEDを使用する際にプライバシー保護ができないことなどからAEDの使用をちゅうちょする場合があります。傷病者のプライバシーに配慮しつつ、使用できるようにしなければならないと考えます。

カラーコピーの3番目の資料を御覧ください。こちらですね。

そこで、質問要旨④AEDシートを使用する際のプライバシー保護の手段を検討し、三角巾を導入してもらえないでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 三角巾等の装備状況についてお答えいたします。

こちらのほうも資料3を御覧いただきたいと思います。

タオル、三角巾の装備状況について確認したところでございますが、三角巾を装備しているAEDは確認できませんでしたが、代替品としてタオルを装備している箇所は数箇所ございました。

AEDを使用する際のプライバシー保護の観点から、三角巾の装備が推奨されています。三角巾は、ほかに傷口の止血や腕骨折時の腕つりと幅広い用途に使用できることから、三角巾の装備については前向きに進めていきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ありがとうございます。このAEDを使用する際、女性が倒れている場合は、やっぱり男性が救護するのにちゅうちょされる例が多々全国でも起きているようなので、そうやって導入していただくと大変助かります。

また、その中に三角巾の使用方法ですね、心肺蘇生を実施する人に分かりやすく表示されているシートを一緒に入れてもらえると安心です。

先ほど申しましたように、約半数は心肺蘇生を受けておらず、さらにAEDによる電気ショックが行われたのはたった5.1%だったそうなので、誰でも使用できるのに使用しないのは、使用の講習を受けたことがないからだと考えます。定期的に救命の講習会は行われているのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 講習等につきましては、総務課が主体となってやっている講習はございません。ただ、うちの総務課のほうでやっている分については、今、防災士を職員も含め一般の方々に広く募集をかけている中で、その一環としましては、この救急救命とかのAEDの操作方法、これについての講習も含まれていますので、そういった面に対応ができていますのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 先日の回覧にもAEDの使用に協力できる事業を募集しますと掲載されていました。また、ホームページにも同じことが掲載されていました。

そこで質問要旨⑤、会社、工場、作業所など、50歳以上の社員が働く事業所には、AEDを

設置することが望ましいのですが、町内の状況は把握されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 町内の事業所等への設置状況の把握についてお答えしたいと思います。

事業所等のAEDの設置は、基本的に働く人の安全・衛生管理の上で自ら設置するものであることから町内の設置状況は把握しておりません。しかしながら、緊急時に人命を救うサポートとして、一般人へのAED設置の情報提供は大きな役割を担うものと認識しております。

総務課危機管理係では、昨年度から回覧板等を通じ、AED設置事業所への設置情報の登録、並びに使用協力の実施しているところです。昨年度は5つの事業所の協力をいただき、登録をさせていただいたところです。

登録内容は、事業所名、住所、電話番号、位置図となっており、町ホームページ・防災ポータルサイト内で確認できますので、緊急時にはスマホから検索ができます。

本年度も9月1日付回覧板にて協力をお願いしているところです。

また、防災ポータルサイト内では、防災リンクから、先ほどからあります全国AEDマップ、そちらのほうにもリンクできます。

ただ、この全国AEDマップにつきまして掲載されています情報は、ユーザーによるAED情報の投稿により形成されたものでございまして、危機管理係で確認できていないAED設置事業所の位置が地図上では確認できるようになっているということで、全国AEDマップは、うちのほうとかが管理しているものではなく、そのお店、事業所を利用された方が、ここにもAEDがありましたということで、投稿によって、こういうふうに地図上に落とされているということですので、先ほどAコープの件もあったんですが、多分そのときの情報がそのままになっているんじゃないのかなというふうに思われます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 突然の心停止から救命するためにできることは、1つ、119番通報、2つ、胸骨圧迫、心臓マッサージ、3つ、AEDによる電気ショックです。このうち119番通報をして救急車の到着を待っていたのでは7%の人しか救命できません。しかし、胸骨圧迫をすることで2倍近く、さらにAEDを用いた電気ショックが行われることで、突然の心停止の約半数の人を救えます。これは、そばに居合わせた人がすぐに実施するからこそ得られる効果です。救急隊や病院到着後に医師や看護師が行う処置に比べ、数倍の効果です。

その場に居合わせた人が行う心肺蘇生は完璧ではないかもしれませんが、しかし、それでも医療者が関わってから行われる治療よりも効果が大きいのです。勇気を持って一步を踏み出すことで

救われる命が多くあります。

以上で一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。残りの質問は、明日行うことといたします。

---

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 2 時43分散会

---

---

令和5年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和5年9月8日(金曜日)

---

議事日程(第4号)

令和5年9月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問  
日程第2 総括質疑  
日程第3 常任委員会付託  
日程第4 質疑・討論・採決(議案第61号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問  
日程第2 総括質疑  
日程第3 常任委員会付託  
日程第4 質疑・討論・採決(議案第61号)
- 

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	教育長	-----	米丸 麻貴生君
総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	----	白尾 知之君	企画商工課長	-----	鈴木 貴君
税務財政課長	-----	黒木 孝幸君	町民保健課長	-----	齊藤 美和君
福祉課長	-----	福永 朋宏君	高齢者支援課長	-----	下沖 祐二君
農業振興課長	-----	山田 正人君	都市整備課長	-----	井上 政和君
環境水道課長	-----	木下 勝広君	ふるさと納税推進室長	----	細田 高広君
教育課長	-----	渡具知 実君	会計課長	-----	島田 美和君

---

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮といたしまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。また50分を超えた残りの質問部分については、最後の質問者が終了した後に行うことができることとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位7番、堀内和義議員。

〔6番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（6番 堀内 和義君） おはようございます。発言順位7番、堀内和義です。通告しておりました3件について、質問をいたします。

まず、勝岡小学校通学路の歩道整備について、町道勝岡・蓼池線に接する町道勝岡17号線の起点から、勝岡小学校校門までの歩道整備について質問します。この件については令和2年9月議会でも質問し、検討するとの前向きな回答を頂いておりますが、その後、何ら進展もしていない状況でありますので、再度質問することにしました。

路側のグリーンベルト付近にあった電柱については、九州電力で移動していただきましたが、以外については全く対応されておられません。国内での通学路で児童生徒の重大な事故が発生する

と、マスコミも大きく取り上げ、国も大急ぎで対策をしますが、時間が経過し、ほとぼりが冷めると忘れ去られるのが現状でございます。三股町においては、そのようなことはないと思いますが、町長、教育長、都市整備課長からも、様々な方面で検討するとの回答だったのですが、あれから3年経過しました。どのようなことが検討・議論されたのか、されているのかお聞きして、あとの質問は質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。勝岡小学校通学路の歩道整備について、①で、町道勝岡17号線、勝岡小学校に通じる通学路の歩道整備の進展を問うというご質問にお答えいたします。

町道勝岡17号線につきましては、町道勝岡蓼池線から勝岡小学校を經由し、高才・餅原・市場線につながり、通学時間帯には多くの小学生児童の通学に利用されている、総延長約710メートルの町道になります。

ただいまご質問にございました歩道整備の状況につきましては、担当課長のほうから回答させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） では、都市整備課のほうからお答えさせていただきます。令和2年9月議会におけます議員からのご指摘を受けまして、これまでの検討状況、及び通学路の安全確保に向けた取組についてお答えいたします。

ご指摘を受けまして、学校関係者や教育課の職員と現地調査等を行いまして、歩道整備及び通学路の安全確保について検討を行ってきたところでございます。これまでの検討の結果、道路の両側に家屋が連なっておりますことから、道路の拡幅を伴う歩道整備は難しいと判断しておりますが、通学路の安全確保につきましては、勝岡蓼池線との交差点から約50メートル程度、勝岡小学校まで進んだ路肩に電柱があり、先ほど議員のほうからもご紹介がありましたが、児童の通行に支障がありましたことから電柱の移転を電線管理者に依頼し、令和3年3月に移設が完了したところでございます。

引き続き、さらなる通学路の安全確保に向けまして、学校関係者等と連携しながら検討してまいりますと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） あれから3年たったわけですね。どういう検討がなされたのかということなんです、やはりある程度のあれがないと、私としては執行部は何をされていたの

かなということなんですけども、実際全然進展はしていないわけですから、検討はされたけど、何もできなかった、しなかったということで、そういう解釈でよろしいですか。そういうことで、いかなる理由があってできなかったのか、再確認ということで質問します。よろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） ②の質問でございます。（発言する者あり）すみません。②の質問の歩道幅も狭くてということで、歩道整備ができないかというところの答えでもよろしいでしょうか。それとは別にとということですか。

○議長（指宿 秋廣君） 検討をした先の過程はということなので、②はその後だと思います。

○都市整備課長（井上 政和君） 分かりました。すみません。それでは、これまでどのような検討をしてきたのかということについてお答えさせていただきます。

ご質問を受けて、検討させていただいて、歩道整備の可能性とか併せて、緑ヶ丘のところについても一緒に検討させていただいたのですが、また後ほど教育課から答弁があるかと思いますが、そちらもなかなか難しいということで、そういったことを通じて、今後もより一層通学路の安全確保に向けて、さらなる検討が必要かなということで、先ほどの答弁をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 緑ヶ丘の問題については、また問3でありますので、そのときに確認しますけれども。だから検討するということなんですけれども、具体的にないですよ。そうじゃないですか。それはいいんですけれども。

次に私が言いたいのは、縁石のある歩道整備はできないかということです。緑ヶ丘も別にすればいいんですけれども、今使っている中で、町道勝岡蓼池線から町道17号線の学校正門までは約230メートルあります。路側にはグリーンベルトが引かれていますけれども、道路幅が狭くて危険であります。餅原方面からの児童以外は西側の運動場入口から校庭に入りますので、運動場入口までの距離だと僅か70メートル程度です。

朝の通学時には、およそ15分間に全児童数395人の、約95%がこの区間を通ります。非常に混雑します。毎朝見守り隊や先生方が、横断歩道や運動場入口に立って見守りをされていますが、グリーンベルトだけでは道路と歩道との区切りがなく、車が通過すると、児童も安心して歩くことができません。安全を確保するためには、道路と歩道の区別があり、段差のある縁石の歩道整備が必要であります。町内にある小・中学校7校の中で、校門付近に縁石のない歩道は勝岡小学校だけあります。



当時の石崎教育長、福永都市整備課長は異動になりましたが、教育長は何らかの形で、児童の安全を確保するための対応を考える、対応がされればいいな、回答ですよ。それから都市整備課長は、路側を歩いている状態でございますので、それを正式な歩道とするということから含めて検討して、回答を出したいと思います、と言われております。

もう一回言います。検討して、回答を出したいと思います。回答がないですよ。当然検討されたと思うんですが、どのような検討をされたのか、詳しくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩しますか。休憩しなくてもいいですか。

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 後ほど縁石の質問とか、ほかの答弁でもまた出てきますが、いろいろと検討させていただいて、現地調査で実際に地権者の方に聞いたりとか、確認したりとか、そういったところも含めて検討させていただいたんですが、現状としては歩道整備は難しいと考えておりますので、現在の道路の状況を活用しながらというか、そのような状況の中からどのように安全確保していくかということ、改めて今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 改めて検討ですから、今まではなかったということですよ。そういう判断でいいでしょうか。回答をしますということですよ。回答も頂いていないんです。3年間です。その間で何かちょっとでも回答があれば、私は再質問しません。何ら何もないんです。それでいいんですか。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） これまでに回答がなかったということは、こちらからお詫びをするべきところだと思います。大変申し訳ございません。

ただ、結論として、先ほどお話したように難しい、歩道整備は難しいという判断をしておりますが、またさらに何とかして安全確保できるような方法はないかという検討は、今後まだ可能かと思っておりますので、しっかりそこは検討を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 難しいことは分かるんですよ、今まではずっとできてないんだから。けど難しい、難しいではなかなか前に進まないということじゃないんですか。三股町町道の構造の技術的基準を定める条例の中に、歩道という条例で、歩道の幅員は歩行者の交通量が

多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとなつてゐるようでございますが、グリーンベルトを見ますと、2メートルはないですよ。私が見たところでは、計つてみたところでは、1メートル50から1メートル60くらいしかないということです。これでいくと明らかに条例違反ではないでしょうか。これについてはどう思いますか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 今ご紹介がございました三股町町道の構造の技術的基準を定める条例の中に、今ご指摘のとおり歩道を設ける場合は、その他の道路にあつては2メートル以上という規定がございます。ただし、別の規定になりますが、歩道等を設けない町道において、歩行者等の通行空間を確保する必要がある場合は、路肩の幅を1.25メートル以上とするという規定がございまして、一応そちらの規定は満足しているものと考えているところでございます。以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） すみません。2.5メートル、もう少し詳しく。私は聞き取れませんでしたので、お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） それでは次の②の答弁でもよろしいでしょうか。それでは、17号線の路側にグリーンベルトは敷かれてゐるが、道路幅も狭く、危険であるので、縁石のある歩道整備はできないかのご質問にお答えしたいと思つております。

勝岡17号線の現在の幅員、道路の幅は約6メートルでございまして、例えば、ここに2メートルの幅の歩道を縁石により整備した場合は、残りが4メートルということになりまして、また車道の中には路肩も必要ですので、その路型の幅等も考慮しますと、車両の利用が困難になると思われまので、土地を買収して道路を拡幅する必要があると思つております、歩道整備する場合は。勝岡蓼池線との交差点側につきましては、ご存じのとおり、道路の両側に家屋が連なつておりますことから、道路の拡幅は難しい状況だと考えております。

あとまた先ほどご説明いたしました、三股町町道の技術的基準を定める条例の中には、読み上げますと、前項の規定にかかわらず、歩道・自転車道または自転車歩行者道を設けない第3種、または第4種の道路のうち、歩行者または自転車の通行空間を確保する必要があるものについては、地形の状況、その他特別の理由によりやむを得ない場合を除き、車道の左側に設ける路肩の幅員は1.25メートル以上とするものとするでございまして、そういった規定に該当しないものについては、路肩を0.5メートルから0.75メートル確保するといった規定になってございまして、歩行者の通行空間を確保する必要がある場合は、先ほど申したように1.25メートル以

上という規定が設けられているところでございます。

ということで、この規定は今現在、先ほどお話があったとおり、場所によって1.5メートル程度、路肩が確保されておりますので、その規定はおおむね満足しているという状況でございます。このような状況から、拡幅も含めた歩道の整備はなかなか難しいというふうに判断しておりますので、さらなる安全確保に向けまして、引き続き学校関係者等と連携しながら、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 道路事情によってはやむを得ず、それを使っていくと条例ちゅうのはなし崩しですよ。あそこを360人、10分、15分の間に通るんです。道路事情、これが二、三十人であればいいんですけど、課長はあそこを朝通るときに行ったことありますか。ずーっと数珠つなぎです。そこを、事情がそうだからやむを得ず、それでいいんでしょうか。教育長どう思われますか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 今、議員から言われたとおり、現在は蓼池方面からの児童が大変増えておりまして、朝の登校状況を見ますと、数珠つなぎというような言われ方をされましたが、ずっとつながった状態で児童が登校しているような状況があります。

学校と協力してやっているのは見守り隊、それから先生たちがその場に立って、児童が広がらないように、グリーンベルトがありますので、その内側を歩くという指導をしているところでございます。また、雨天時に車による送迎が多いという関係がありまして、その送迎の仕方については、学校のほうで保護者にこのような通路で送迎してくださいというようなお願いはしているところですが、時間帯が重なると、どうしても危険な状況を生まれているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 教育長も危険であるということは、もう分かっているわけですよ。けどそれを放置しているんですよ。でしょう。そういう意味じゃないんですか。何も対策してないということよりは、放置ですよ。そこの問題です。ですから、これがずっとこのままになっていけば、私が一般質問しなければ、誰も分からないんです。まず、勝岡小学校に行き来する人は少ないわけですから、朝の7時20分から40分の間に、毎朝行ってみてください。分かると思います。

今、三股町交流施設拠点整備事業と三股駅周辺の中心地市町地活性化事業の中で、よく町長も

言われるんですけども、歩きたくなる道路整備計画等については、多額の経費が見込まれております。歩きたくなる道路と、安心安全で命を守る道路整備、どちらが大事でしょうか。皆さんもっと真剣に考えてください。大きな事故があれば、対策を怠った行政の責任にもなりますし、人災と言われてもおかしくありません。この問題は、今日に始まったことじゃないんです。

以前から、地域住民、保護者も安全対策では危惧をされております。この前、学校に行って、校長先生と教頭先生とも話したんですが、本当に心配だということです。児童が安心して通学できる道路、何回も言いますが、校門ではなくて、西側運動場入口までは約70メートル、僅か70メートルしかないんです。分かりますか。どれくらいの経費がかかるかは分かりませんが、先ほど言った中心市街地活性化事業に比べたら、微々たるものじゃないですか。それくらいの予算もないんですか、三股町には。

文京の町、子育てに優しい町、住みよい町と自慢をしていますけども、自慢ができますか。まず安全です。児童です。一緒ですよ。それについて、町長にお聞きします。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま中心市街地と比較されましたけど、それとは話は別なんです。道路行政につきましては、道路関係の予算を確保していますので、そちらのほうで対応する。ただここにつきましては、この電柱の移設、それを先駆けてやりました。その後でどうするかということにつきましては、担当課のほうでいろいろと検討されたと思います。

そしてまた学校関係者、そしてまた教育委員会、そしてあそこの見守り隊、皆さんと話をしながら、どういう方法がどうかなというのに検討されて、今の状況になっていると。ただ言われるように、こここのところ町が削っているわけではありません。どういうやり方があるのかなということで、先ほどグリーンベルトの話も出ました。そのときに、住宅が密接していますので、要するにそこを拡幅すれば歩道が作れます。今の現状では、歩道ができないということなんです。

歩道ができないんじゃないじゃなくて、縁石をもつためには、縁石をすることによって、要するに離合が非常に厳しくなるということがございますので、その辺りを踏まえて、ここをどうするかというのは、やはり言われる子どもの安全確保、それが大事でありますので、その点からどんなやり方がいいのか、道路を広げるのか、あるいは今の中でどうしたら安全確保ができるのか、これもやはり難しい問題かなというふうに思います。ただし、安全確保の面から、そして交通量の時間帯はどの程度あるのか、その辺も十分検討すべきかなと思います。

この17号線を見てもみますと、周辺に二、三軒、家があって、奥のほうに10軒ちょっとぐらいでありますので、その辺りの時間帯を交通止めにするとか、一方通行にするとか、またほかの方法も考えられるんじゃないかなと思います。そういう意味では、予算をけちっているわけではなくて、やり方がいろいろ検討すべきかなというふうに思います。ご指摘のところは十分考慮し

ながら、また検討させていただければというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） どう考えても、今のままじゃおかしいですよ。ですから、ある程度のお金はつぎ込んでいかないと、今の道路幅を拡幅して、歩道を作るのであれば、当然土地買収が必要です。あそこに3軒あるんですけども。そういった予算をつぎ込んでいかないと、それか道路に2メートルの縁石のある歩道を作ればいいんですけども、道路が狭くなります。言ったように、やはりお金をつぎ込んでいかないと、対策はできない。

ただ言ったように、一方通行なり車両禁止、進入禁止にしてもいいんですけども、車両禁止、一方通行については予算は伴わないんですけども、生活道路でもありますし、あそこは学校の正門から東側に行くのと狭いです。迂回路にするにしても、非常に狭い。それと直角に曲がっているんです。それと、どこの学校も同じだと思うんですが、雨の日、結構送迎が多いんです。もうごたごたします。仮にあそこを一方通行あたりにしたときに、さてどっちに迂回するかですけども、車がごたごたしたら、そっちの事故のほうが怖いような感じもします。

ですから、厳しい選択です。目先だけの方法ではなかなか解決できません。ですから、やはり思い切って買収するなり、予算をつぎ込んでいかないとどうなのかなという状況であるんじゃないかなと思います。

それから問3ですけども、3年前に町長のほうから提案がありました。町道勝岡蓼池線の途中から、緑ヶ丘を通過して校庭に抜ける歩道整備です。これが一番安全面でいくと正しいと思うんですけども、ただあそこは町の土地ではありませんので、一部あるんですけども、やはり用地買収が必要となっておりますけれども、そういう話が出ましたので、私もそっちのほうがいいのかなと思ったんですけども、地権者との交渉はしているのか、されたのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 勝岡蓼池の途中から緑ヶ丘を通り、運動場に抜ける歩道整備も提案されたが、地権者との協議はされているのかのご質問についてお答えします。

先日、緑ヶ丘の通りの運動場に抜ける歩道、これについて地権者と協議をさせていただきました。その結果は、同意には至らなかったということでした。この勝岡蓼池線の途中から緑ヶ丘に通る、運動場に抜ける通学路、これについては長年通学路として使われていないことや、そういうことから、環境整備が必要になってきます。また通路が狭く、傾斜や階段があり、約300人以上の児童がその同じ時間帯に、通学する状況を考慮すると、町道勝岡17号線を通学路にしたほうがよいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 当然、地権者が、相手がいるわけですから、交渉が決裂ということであれば、言ったようにまた条件が、あそこ坂になっていきますので、若干そういうところがあるんですが、であればやはり町道17号を整備したほうがいいわけです。当然、そこに予算をつぎ込んだほうがいいと思うんですが、これについてはまた再々検討ですか、ここ辺りはもう今後は早急な対応をしてください。そういう対応がないときには再々質問をいたします。

それから、同じく勝岡蓼池線から町道17号の角地が空き家になっております。倒壊の恐れもある危険な状況であります。これについては、去る5月8日、勝岡小学校の見守り隊長から事前に連絡がありまして、校長はじめ学校関係者、教育長、教育課長も一緒に確認をしたんですけども、倉庫の一部が倒壊し、樹木で支えられてはありましたけれども、通学路のほうにはみ出ししている状況で、二、三日は通れなかったと思います。

教育長も一緒ですね、私と課長も一緒に行ってみたんですけども、そういう状況で、角地は、元は店舗住宅で、20年くらい前から店を閉めて、現在、郡元在住の娘さんらしき人が自動販売機を設置され、1週間に1回という程度、来られるとのことでした。建物も古く、壁も剥がれており、台風でも来ればいつ倒壊してもおかしくないような、危険な状況であります。所有者もおられ、私有財産である以上は、所有者の理解がなければ解決しませんが、このままの状態ではいずれ倒壊するんじゃないかなというふうに思っております。所有者との話し合いはされているのか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 勝岡蓼池線から町道17号線の角地が空き家となっており、倒壊の恐れもある危険な状態であるが、対策はできないかのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の空き家につきましては、先ほどご指摘いただいたとおり、今年5月に警察からの通報を受けまして、現地を確認しまして、通行の注意喚起等の対応を行っているところでございます。現場の状況としましては、以前店舗だった建物横の倉庫が老朽化等により倒壊しまして、その外壁等が敷地内の樹木を押し出しまして、その樹木が道路に張り出しているという状況だったために、今現在はカラーコーン等で注意喚起を行った上で、登下校時には学校教員による見守りを行っていただいているという状況でございます。

また、以前店舗だった交差点付近の建物につきましても、老朽化等により建物が一部傾いているような状況も見受けられております。空き家の管理につきましては所有者の責任となりますが、町としても通学路の安全確保等を図るため、所有者の調査を行いまして、所有者に対し、倒壊した倉庫と併せて交差点付近の空き家の除却もお願いをしているところでございます。

所有者とはこれまでに複数回の電話や、対面での話し合いを重ねておりまして、現在、敷地内の空き家の除却に向けて、協議を進めさせていただいているところでございます。引き続き早期の

課題解決に向けまして、所有者への進捗確認、協議等を進めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 一応相談はしているということですね。非常に危ないですよ。やはり所有者がいることですから、所有者が当然解決するべきでしょうけども、これがずっとこのままの状態であれば、行政の中で何らかの対応です。さっき言ったように、一番大事な角地ですから、そこ辺りもいろいろ交渉、土地の売買ですよ、交渉したらどうかということ。さっき言ったように、70メートルです。

ここをどうかすればいいわけですから、私は正門まで行くと230ですけども、そこまでは必要ないと思いますので、70メートルですから、そこに3軒民家がありますので、そこ辺りと早期の交渉をしたほうがいいんじゃないかなと、これが一番今の中ではベストだと思います。

まだ納得できる回答じゃないんですけども、あいまいな検討ではなくて、実行に向けて早急な対策をお願いします。さっき言ったように、解決するまでは一般質問をしますので、よろしくをお願いします。

時間が大分過ぎましたので、2番目の質問に入ります。議会のタブレット活用についてですが、現在、全議員にタブレットが採用されていますが、十分活用されていない状況です。これは議会側にも問題があります。議会資料以外では、タブレットとペーパーを併用した取組もしておりますけれども、今後、議会資料もペーパーレス化する必要があると思われます。ペーパーレス化しますと、用紙なり印刷費、印刷機の維持などの直接費の削減はもとより、人件費の業務効率化にも大きな効果があると思われます。議会資料のペーパーレス化についてはどのように考えておられるか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） タブレット使用による議会資料のペーパーレス化についてお答えしたいと思います。

まずペーパーレス化には、資料の電子データが必要です。電子データ化された資料を持ち運べ、どのような場面でもすぐに取り出し、起動できるのがタブレット端末となります。ペーパーレス化はコピー用紙の削減や印刷、製本に携わる時間の削減、人的コストの削減等にも期待ができるものでございます。またセキュリティ強化にもつながるものでございます。

一方、資料閲覧時に画面サイズの制限により、一覧性が悪く、一度に複数の資料が見つらいことや、会議中にメモが取りづらい、ITに不慣れな人にとっては利便性が悪いなど、デメリットも存在としております。執行部では、各種の協議・検討事項において、順次にタブレットを活用して、ペーパーレス化会議に取り組んでいるところでございます。メモの取りづらさや、即座に

必要な他の資料との突合に難を感じますが、慣れと工夫が必要であると実感をしているところでございます。

議会資料のペーパーレス化につきましては、可能でございます。取り組むべき事項であります。議会資料に特化した事前準備と、時間を経て行うことが必要であるというふうに考えております。またこのペーパーレス化の開始等につきましては、議会事務局と計画的に準備を進め、開始時期については定めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 当然、メリット・デメリットはあるわけですが、やはり経費節減にはなりません。あとは議会の対応、議員の対応なんですけれども、仮に議会資料をペーパーレス化した場合のランニングコストは試算されておりますか。どうですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ペーパーレス化によるランニングコストの試算なんですけど、これをまた議会に特化したところについてということでもありますけれども、数字的なものについては算出しておりません。ただ先ほど申しましたとおり、削減の効果としては用紙の削減と印刷・製本に携わる時間の削減、そして人的コストの削減、これは必ず見込まれると思っておりますが、数字的なところでの算出はしていないところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 金額的には試算していないということなんですけれども、当然削減効果はあるわけですから、やはり議会議員としても経費削減に取り組む必要はあると思っております。県内の市町村議会でもタブレットを導入して、ペーパーレス化している議会もあります。確かに、タブレット10.1インチでパソコンからすると画面が小さくて、少し見にくいですね。私もメガネをしていますから、ちょっと見にくいところがあるんですけれども、ページの文字数なり、様式を少し調整するなど、工夫すればある程度はできるんじゃないかなというふうに思っております。

要は慣れだと思います。そういうことで当初は、ペーパーとタブレットを配置して少しずつ慣れるしかないのかなというふうに思っております。今後、経費節減、業務効率化を目指して、議会内でも検討はしていきたいなと思っておりますので、その節はよろしくお願いを申し上げます、3番目の質問に入ります。

マキ科の害虫キオビエダシャクの発生状況についてですけれども、マキ科のイヌマキ、ラカンマキ、通称ヒトツバと言いますけれども、害虫のキオビエダシャクが大量発生をいたしております。キオビエダシャクの生態等についてはインターネットで調べ、北諸県農業改良普及センター



にも問合せをしましたが、別紙に資料を添付いたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。皆さんありますね。

もともとはインドマレー半島辺りに生息していたのですけれども、東南アジア一帯から奄美大島以南の南西諸島に分布して、近年、九州本土にも侵入、定着して、鹿児島県、宮崎県でも大きな被害が発生をいたしております。幼虫は体長5センチほどのシャクトリムシで、オレンジの模様があり、ふ化した幼虫がイヌマキの葉を食べて木を枯らします。振動を与えると、糸を引いて垂れ下がってきます。成虫は体長2センチ、羽を広げますと、6センチほどのガで、濃い青色の中に黄色の帯状の模様があります。

成虫そのものにはイヌマキに対する害はないのですが、繁殖力が旺盛で、イヌマキの樹皮の裂け目や付け根に卵を産みつけます。卵から1か月半から2か月でふ化し、発生時期は4月から12月にかけて、年3回から4回発生すると言われております。以前は越冬できないと言われていたのですけれども、温暖化の影響でしょうか、町内でも三、四年前から、濃紺で黄色の珍しい蝶々が飛んでいるのが見受けられるようになり、昨年あたりから大量発生して幼虫が葉を食い散らし、防除が遅れたところでは枯死したヒトツバが目立ち始めております。

私も今年4回防除したのですが、幼虫は死ぬのですが、次から次へと蝶々が飛んできて、なかなか絶やすことができません。町内部の発生状況はどのような状況なのか、お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） お答えします。

キオビエダシャクにつきましては、ただいま堀内議員から提供された資料やご説明にあったとおりです。

ご質問の、本町での状況につきましては、現在把握する手段がないため、難しい状況ですが、役場へは令和4年度に2件、令和5年度は現在までに5件の相談があります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員、50分を過ぎましたので。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位8番、上西議員。

〔3番 上西 雅子君 登壇〕

○議員（3番 上西 雅子君） 皆さん、こんにちは。発言順位8番、上西です。通告に従って、質問をさせていただきます。毎年6月から8月、この時期は太平洋戦争時の沖縄の地上戦、東京大空襲、広島・長崎の原爆被爆、そして終戦などの特番が各テレビ局で放送されます。中には目を背けたくなるような映像も流れて、悲惨な過去の経験談など、私は毎年胸が締め付けられるような思いになります。そして、もう二度とこうしたことは繰り返してはいけなと、改めて心に誓うのがこの時期です。

ところが、昨年2月からロシアのウクライナ侵攻が開始されて、互いの兵士のみならず、武器も持たない、何の罪もない市民までがこの1年半の間にたくさん犠牲になりました。そしてこの戦争は今でも続いています。ロシアのプーチン大統領は、核保有国の1つである我が国を攻撃すれば、悲惨な結果になるだろうといった威嚇をして、核兵器を使用する可能性を示唆するなどの脅迫を繰り返しながら、侵略を続けています。

この地球上で、また核戦争の脅威が現実的になっていることを、私は国民の一人として、また人々の平和と安全に責任を負うべき立場の一議員として、黙っているわけにはいかないと思いまして、この質問をすることにいたしました。また、こうした問題を我がこととして考えるきっかけを得る人たちが、一人でも多くなるようにと願い、質問をしていきたいと思ひます。

2017年7月、国連で122か国地域の賛成で、核兵器禁止条約が発行されました。残念ながら、唯一の被爆国である日本は、これに参加・調印・批准をしていません。核の傘の下で日本の安全が守られているという考え方が、国内に根強くあることが理由だと思います。また、今年の5月、G7広島サミットで示された広島ビジョンでは、核兵器のない世界の実現が究極の目標であると確認されつつも、核兵器が存在する現時点では、核兵器を持つことで防衛目的に役立つべき、そのことが前提で安全保障政策は取られているという、核抑止の考え方が同時に示されました。

しかしその後、今年8月6日に広島市長が、8月9日に長崎市長が、それぞれの平和記念式典の挨拶において、この核抑止論を真っ向から批判しました。世界中の指導者は、核抑止論は破綻していることを直視し、私たちが厳しい現実から理想へと導くための具体的な取組を早急に始めるべきだ、核抑止に依存しては、私たちの本当の安全を守ることはできないなど、地方自治体の首長として政治姿勢をはっきりとお示しになりました。

今年6月、我が町にも日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を引っ提げて、原水爆禁止国民平和大行進のキャラバン隊が訪れました。町長が公務のため不在でしたので、副町長、総務課長、議長が懇親会と出発式に参加していただき、激励の挨拶もしていただきました。この取組には、毎年町長も参加していることを聞いています。長い前置きでしたけれども、それらのことを踏まえまして、改めて1つ目の質問をしたいと思ひます。

国連の核兵器禁止条約に対する、町長の政治姿勢をお聞かせください。

この後の質問は、質問席にて行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 国連の核兵器禁止条約に対する町長の政治姿勢についてお答えいたします。

核兵器禁止条約は、先ほどお話がございましたとおり、2017年7月（平成29年7月）に国連総会で、122か国地域の賛成で採択をされました。この条約は、核兵器の開発・製造・保有・実験などを全面的に禁じる取り決めであります。条約が効果を発揮するために、条約に同意するための手続が必要であり、2020年10月（令和2年10月）にその条件が満たされ、2021年1月（令和3年1月）に発行されましたが、5大核保有国は参加を拒絶した状態となっております。

日本政府は、日本が唯一の戦争被爆国であり、核兵器禁止条約の掲げる目標は共有しているとしながら、北朝鮮などの核兵器の開発・使用が疑われる国があることから、日米同盟の下で核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要として、この核抑止論に必要として、参加意思を表明していないという状況にあります。この判断は、最近の緊迫した世界情勢や、北朝鮮の核開発などによる安全保障面と、世界で唯一の被爆国であり、核兵器の悲惨さを訴える立場のはざまでの判断ではあろうかというふうに、推察したところであります。

私としましては、核兵器の廃絶に向けては、世界で唯一の被爆国である日本が、核兵器のない世界の実現を訴え続けることが重要であるというふうに、考えております。また本町は、核兵器禁止条約の早期実現に向けた取組の推進を決議した、平和首長会議に加盟しておりまして、この会議とともに行動をとるとともに、国に加入要請を訴え続けたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 住民の命を守る立場として、我が町は平和の町でなければならないという、町長の政治姿勢ということでもよろしいでしょうか。それでは、それに関連しての質問です。何年か前まで、役場庁舎前に、非核・平和の町宣言という立て看板が掲げられていたと思います。私はそれを見たときに、平和に対する前向きな町の姿勢を感じまして、感動したことを覚えていますけれども、なぜか今は外されています。その理由を教えてください。また今後、町としてどのように取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま言われました、非核・平和の町宣言の看板表記については、以前は役場の入り口と、それと武道体育館前の町体育館がそちらにあったように記憶しております。宣言が発せられたのは平成2年10月、これは議会のほうで決議されたところでございますが、その後に看板設置、あるいは三角柱の看板の一角に表記されたのではないかというふうに思います。

この表記がなくなったのは、看板が老朽化する、あるいは三角柱看板の建て替え、そういうときに表記漏れが発生したのではないかなというふうに思います。今回、9月補正で看板設置の予算を組んだところでございますが、この看板がなくなっているということに気づいたこと、またそういう指摘もございました。

そしてまた、議会のほうの平成2年10月の決議、これを尊重しなければならないということ、そしてまた先ほどお話ししましたけれども、平和首長会議、本町はこれに加盟しておりますので、そちらのほうの核兵器禁止、そちらのほうの町としての、自治体としてのスタンスを示すことは大事というふうに思います。ですから、今回、看板設置の予算を計上したところでございます。場所は従来のところと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 今後、再度その立て看板が掲げられるということで、安心いたしました。平成2年に、そのことを決議した先輩議員たちにも敬意を表したいと思います。核兵器や戦争に関することは、町の安全安心を守る見地からして、思想・心情は全く関係ないと思います。住民の命と健康を守る、福祉の町をうたう三股町ですので、町民にとってもいい印象になるのではないかと思います。

今後、議会においても、政治的な意思を関係機関や政府に発信することも、必要ではないかと思っております。これからも一人一人の命、安全安心を守っていくという政治姿勢を、体制に流されることなく貫き、内外に示していけるまちづくりを、町民の方たちと一緒に目指していければと思います。これで、1つ目の質問を終わります。

続きまして、2つ目の質問に移ります。現在、町内で高齢者等が介護状態にならないような取組として、様々な介護予防事業が行われていると思います。その具体的な内容を教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 介護予防事業の内容について、具体的に伺いたいとの質問についてお答えいたします。

本町で行っている介護予防事業の主なものについて、ご説明いたします。お配りしました資料の一般質問に関する要求資料です。こちらの資料の1の①を御覧ください。主な介護予防事業と

しまして、元気アップサロン、足もと元気教室、ぴしゃトレなどがあり、元気アップサロンは第2・第4水曜日に、元気の杜で個人の状況に応じた運動プログラムや健康指導を行っています。

足もと元気教室は、町内14か所において、おおむね65歳以上の方が現状維持しながら、介護予防状態とならないように転びにくい体を作るための教室で、高齢者が住んでいる近くの地区分館や児童館などで行っています。ほかの事業ではあまり実施していない、集団でのレクリエーションや認知症予防に効果的なコグニサイズ、運動と計算等を組み合わせた体操を取り入れています。

そしてぴしゃトレでは、毎週木曜日の午前中に武道体育館において、低負荷クラスと高負荷クラスに分かれています。低負荷クラスは転倒のリスクのある方を対象に、椅子に座って、または椅子につかまっただけのストレッチなどの運動を、リハビリテーションの専門家の指導の下に行います。高負荷クラスは転倒のリスクのない方を対象に、リハビリテーションの専門家の指導の下、ストレッチなどの運動を行っています。また、ぴしゃトレは、比較的男性の参加者が多いという特徴があります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 個人の様々な状態・状況に合わせて、こうした3種類の事業を展開されているということが分かりました。私自身も今年に入りまして、私たち夫婦と母親とで、特別な用がない限りは、毎回参加をしております。このぴしゃトレは、回数を重ねるごとに人数が増えていまして、見ている限りですが、半年間の間に、半年強の間ですか、約2倍くらい増えているのではないかと思います。以前から来ていた利用者は辞める方が少なく、ほぼ毎回参加していらっしゃる方が多いです。

そのほか効果があるよとか、楽しいよという理由で、友人・知人に口コミで広げていっているようです。とにかく、ものすごく驚くほど増えていることを実感しています。また実際に、私の母は足腰が大分弱っていたんですけども、これを続けることで、歩行状態が随分と回復いたしました。とある定期的な健康チェックでは、体重は変わらず筋力だけがアップしていることを褒められていました。こうした事業を町がしっかりと取り組んでいることを、私は高く評価したいと思っています。

ただ、多くの町民に喜ばれているこの事業ですが、人数が増えているだけに、利用中に何らかの緊急事態が起こる等のリスクも高くなっていると考えます。職員の方たちも見守りをしてくださいませけれども、こうした現状の中、現在の職員配置が適正と思われるのかを伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） ピシャトレの回数を重ねるほど、人数が増えているけれども、職員配置は適正かということについてお答えいたします。

ピシャトレは、町が社会福祉協議会に委託している、リハビリテーション活動支援事業の一環で行われているもので、職員の配置については理学療法士1名、作業療法士2名、言語聴覚士1名、看護師3名のほか、町のケアマネージャー3から4名の合計11名ほどで対応しております。また低負荷クラスでは、高負荷クラスに参加された方の中からサポーターを募集し、現在4から5名の方に協力を頂いていますので、職員体制は適正かなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 専門職の方が11名いらっしゃるということと、ボランティアの協力もあって、何とか見守りをしている状況ということが分かりました。ただ、先ほど申しましたように、本当に利用される方がどんどん増えておりますので、これからも十分な人員配置を推し進めていただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続いて、これらの事業を利用される人の中に、個別サポートが必要と判断される人に対して、フォローをする事業があるのか伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 個別サポートが必要だと判断された人に対して、フォローする事業はあるかについてお答えいたします。

個別サポートが必要と判断された人に対しましては、ほかの職員やケアマネと情報の共有を行いながら、自宅への訪問を行ったり、ほかの社会資源の紹介を行うなどの対応を取っているところです。また、今後、元気アップサロンを、個別サポートの場として位置づけたいと考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） もろもろ工夫をしながら、自宅訪問とか他の社会資源の利用とかで、個別に必要なサービスの提供を行っているということが分かりました。

では、この介護予防事業の効果的な推進のために、厚労省による保険者機能強化推進交付金の制度があると思います。要求資料の1の②を御覧ください。これが内容資料になります。これは事業主、三股町とか社協ですかね——が自らの取組を項目別に評価をすることで見える化をして、課題の抽出をするという目的があると思います。町はこの取組を行っているのでしょうか。行っていれば、評価内容について教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 介護予防において、平成29年度から自治体へのインセンティブとして創設された保険者機能強化推進交付金があるが、これに向けた取組はされているのか取り組んでいれば、評価内容についてお伺いしたいと質問についてお答えいたします。

今お話がありました資料1の②を御覧ください。保険者機能強化推進交付金は、市町村や都道府県の取組の達成状況を評価できるような客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援重度化防止等に関する取組を推進するため、創設されました。評価指標としましては、大きく3部門10分野に区分されており、さらに62項目、233の指標で評価するようになっています。

介護予防関係については48の項目指標があり、本町で取り組んでいる項目としましては、行政内の他部門との連携して介護予防を進める体制を構築しているや、介護予防のケアプランや要介護認定の調査票等を確認しているなど、16項目取り組んでいます。また取り組めなかった項目としましては、介護予防におけるデータ活用により、介護予防の取組に関わる課題の把握を行っているなどとなっており、取り組めなかった項目についての対応が課題となっています。

取り組めていない課題に取り組むことにより、高齢者の介護予防につながることから、関係機関と連携を図っていき、取り組むように進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 了解いたしました。

続いての質問ですけれども、町の介護予防事業において、運動機能訓練と認知症対策を関連させた事業は行っているのか、伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 町の介護予防事業において、運動機能訓練と認知症対策を関連させた事業を行っているか伺いたいという質問についてお答えいたします。

認知症の進行は、介護度の悪化に多大な影響を及ぼすことから、介護予防事業においても、それぞれの教室の特性を生かした対策を講じています。また認知症機能の低下が疑われた人の情報は、ケアマネ等の関係機関とも共有し、ほかの教室や資源の紹介を行っています。今年度より、脳年齢測定会を実施しており、介護予防事業担当者が認知症予防事業の計画検討会議にも参加しており、各教室で認知症機能が低下している人に対し、測定の勧誘などの早期対応へつなげています。また、脳年齢測定を利用した認知症予防に積極的な人に対して、各教室の紹介を行っているなどを行っています。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） いろいろな工夫をしながら、取り組んでいることが分かりました。

私に関わる人たちの中にも、表面的には気づきにくいけれども、認知症予備群であろうと思われる人たちが多くいらっしゃいます。

今、運動による認知症予防が、今おっしゃったように、厚労省でも推奨されていますし、そのことに関する多くの研究論文が発表されています。一人でも多くの人たちが介護状態にならずに、生き生きとした地域生活ができるように、ぜひ効果的な介護予防事業を、これからも推進し続けていってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

最後にすみません。申し訳ありません。最後に、介護予防事業の今後の課題や展望について、伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 介護予防事業の今後の課題や展望について伺いたいとの質問についてお答えいたします。

今後の課題や展望としましては、足もと元気教室など介護予防教室や高齢者サロンなどに参加されていない、閉じこもりの高齢者へぴしゃトレへの参加を呼びかけ、成果を上げているところですが、取りこぼしがないように実態把握を行い、介護予防教室への参加勧奨や、必要な支援につなげていく必要があると考えています。また、健康管理センターを行っています健康マイレージに参加している高齢者に、ぴしゃトレへの参加を呼びかけたり、ぴしゃトレへの参加者に健康マイレージを紹介したりと、連携を図っているところであり、それぞれの事業の相乗効果を図っていきたいと考えています。

さらに介護予防教室の体系を整理し、専門職の共通認識の下、元気アップサロンを個別サポートの場と位置付け、足もと元気教室やぴしゃトレなどで個別サポートが必要と判断された人を、元気アップサロンに誘導するなど、きめ細かなサポートなどの支援を行っていきたいと考えています。介護予防教室に参加された方のデータを蓄積し、介護予防の効果や認知症対策への活用ができればとも考えているところです。

今後とも、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康に生活できるように、関係機関と連携し、様々な支援を行っていきたいと考えています。そのことが、介護給付費の抑制にもつながるのかなと思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） まさにおっしゃるように、一人でも多くの人たちが、住み慣れたこの地域で生き生きと生活ができるように、これからもいろいろな取組を、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、3番目の質問に移りたいと思います。生活困窮者や生活保護受給者に対する自立支援



に関する質問です。まず、何らかの理由で生活困窮になられた方や、生活保護を受給している方たちに対する支援は、どのようになされているのかを伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 町における生活困窮者に対する自立支援に向けた取組は、どのように行われているのかとのご質問にお答えいたします。

生活困窮者自立支援法で福祉事務所を設置していない町は、生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用勧奨を行う事業等を行うことができるとされています。

町では、この生活困窮者自立相談支援事業を、町社会福祉協議会に委託し、実施しております。生活保護受給者を除く、生活困窮者に対する困窮の重篤化、及び困窮の連鎖を断ち切ることを目的として、自立相談支援機関である南部福祉こどもセンターと連携を図り、住居確保、就労、家計管理など、状況に応じた支援を行っております。

また、関係機関とのネットワーク構築や、どうぞ便の配達ボランティア等による生活困窮者のモニタリングなどから、課題発見に努めています。そして、既存の制度で解決できない問題については、民生委員等と連携し、自立支援につながるような取組をしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 分かりました。その人たちに対して一人一人に合わせた支援をされているということですね。相談支援についても同じようによろしいでしょうか。続いての質問、相談支援はされているのかを伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） それでは、生活困窮者に対するきめ細やかな相談支援がなされているのかとご質問にお答えいたします。

この相談支援事業業務の本年度の状況であります。件数は、4月29件、5月22件、6月41件、7月37件であり、内容は収入、債務、就労、病気、住まいに関するものが多くあります。支援の方法は、電話や来所での相談への回答、電化製品の故障など、住まいに関する場合は訪問対応、関係機関への情報共有、引継ぎ、そして状況によっては個別支援会議を開催し、生活困窮者個人に必要なとされる支援の方法を協議しています。

個別支援会議は町社会福祉協議会が中心となり、南部福祉こどもセンター、町の窓口担当課職員、民生委員、地域包括支援センターなど、支援に必要な専門職や機関からのメンバーで構成されています。今年度4月から7月で、計6人の支援について個別支援会議を開催しており、住まいに関するものは3件、病気、健康、障害に関するもの、債務に関するもの、入浴に関するもの

は1件ずつとされています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 各部署が連携して、その人に合わせて、できる限りのケース支援をやっていることが分かりました。

私が、今回なぜこの質問をしたのか、その理由について述べたいと思います。ここ何か月間の間ですけれども、生活保護を受給される方や受給している方の関わりとか相談が多くて、そのため県の南部福祉事務所や町の担当者の方とのやり取りが増えています。その中で、各担当者の人たちは、どちらかという受給開始の支援と収入等の把握などの事務的業務が、かなり大変そうなイメージを受けました。

ただ私は、頑張っているとは思っているんですが、生活困窮者や生活保護受給者の支援のもう一方の支援として、そこからの脱却、自立をすることを目的とした支援がもっと系統を立てて計画的、組織的に実行されるべきなのではないかと思ったからです。

町と南部福祉事務所、社会福祉協議会の連携で、様々な支援をされているとは思いますが、少し現状を考えて、キャパシティ等を考えても、恐らく一部の方の支援にならざるを得なくなっているのではないかと思います。南部福祉事務所も就労支援員がいらっしゃって、大変頑張っているということはお聞きしているんですけれども、お一人でやっていたらっしゃるため、なかなかきめ細やかな支援が行き届いていないのかなというふうに、正直感じております。

そこで、1つの参考となる自治体の例のお話をしたいと思います。北海道の釧路市なんですけれども、2014年から生活保護自立支援プログラムというのを導入して、そのプログラムによって被保護世帯が減少しただけではなく、地域の事業主の協力や住民相互の支え合いも生み出されたことで、一時注目をされました。北海道の地方自治を研究されている正木浩司さんという方が、その取組に関する論文を書いています。

釧路市の自立支援の在り方は、就労による経済的自立支援のみならず、それぞれの能力や抱える問題に応じ、社会生活における自立の支援も含む被保護者の自立疎外要因を累計化し、それぞれの累計ごとに取り組むべき自立支援員の具体的内容や実施手順等を定め、組織的に実施することが必要だった。そのためには、解決に向けた多様な対応、長期化を防ぐための早期の対応、効率的で一貫したシステム的な対応が必要であったと述べています。

こうした下で、釧路市はその人たちの自立疎外要因を多重債務者、DV被害者、精神保険福祉等々、様々な累計分けをして、なおかつ一人一人に合わせた支援プログラムを作成しながら、居場所の支援をしたり、企業のボランティアや就労体験等を通して社会参加、就労を目指すなど、その人に合わせた段階を追っての支援を積極的に行っていたそうです。

我が町は、それなりに顔の見える支援ができる地域ではないかと思えます。守秘義務を守ることとを大前提として、様々な機関が連携して、効率的で一貫したシステム的な対応をしていけば、効果も見えていきやすいのではないかと思えます。その件に関してのお考えを伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 現在、町がこの事業を委託している社会福祉協議会の担当者によりますと、生活保護や生活困窮から自立できるように支援することはいろんな要因が重なり、容易ではないと聞いております。

議員から紹介のありました釧路市の取組は、一気に就労自立とか、そういった解決を目指すのではなく、段階を作り、その方にふさわしいプロセスで徐々に進めていくことであると受け止めました。社会福祉協議会でも、就労意欲のある相談に対しては、独自にトイレ清掃や草取りなど環境整備を依頼したり、相談所の状況によっては長期間にわたり伴走支援を行っております。

現在の制度の中では、町や社会福祉協議会がプランを作成するということまではできることにはなっておりませんが、ご提案いただいたことを所管である県のほうに要望するという形で、進めてまいりたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 生活困窮や生活保護受給者の人たちは、好きでこうなったわけではないと思われる方が多くいます。働くことだけでなく、社会的なつながりをもう一度作るなどして、自分も人のために何かできるんだと思ってもらえることができれば、この地域にたくさんのいいものが生み出されるのではないかと思えます。

今後、高齢化や家族関係の希薄化が進んでいく中で、いたしかたなく生活困窮、生活保護に新たに移行される方も増えていくと思えます。必要な人たちが適正に保護を受けて、自立が可能な人たちは自立できるような、適切な支援が受けられるような仕組みを作っていくことが、健全なまちづくり、地域づくりにつながるのではないかと考えます。どの誰もが住みよい町を目指して、共に頑張っていければと思います。

それでは、最後の質問4に移ります。役場庁舎や町所有の公共施設のバリアフリー化についてです。まず現在、至る箇所で障害者や高齢者が利用しにくい箇所、つまりバリアフリーでない箇所が幾つか見受けられます。議場、議会傍聴席、体育館、各地区分館、児童館等の今後のバリアフリー化の予定を伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは総務課から、役場庁舎の議場、傍聴席のバリアフリー化の考え方についてお答えしたいと思います。

まずバリアフリー化についてなんですけれども、高齢者、障害者、妊婦、けが人などの移動や、施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するための高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が、平成18年12月に施行されました。法律では、施設設置管理者等が講ずるべき措置として、既存の施設等については基準適合するように努力義務とされており、一例で言いますと、本町では昨年三股駅のバリアフリー化に取り組んだところでございます。

議場、議会傍聴席のバリアフリー化につきましては、必要性を認識した上で、これまで建築技師、職員等、協議・検討を重ねてきたところでございますが、現状の建物構造の範囲内でバリアフリー化をすることは、高さ、広さ等からスロープ、設置、スペースがないことや、勾配基準を満たさないということ、またリフトやエレベーターの設置も同様に、構造上の理由から不可能であり、非常に困難であるとの結論に至っているところであります。機能としまして、議会の傍聴に関わる分につきましては、1階玄関ロビーにテレビ視聴ブースというのを、代替の策として設置させていただいているところでございます。

総務課からは以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、教育課が所管する施設、ここで言いますと体育館、各分館等ありましたので、そちらのバリアフリー化の考え方についてお答えします。

バリアフリーの状況についてですが、体育館については手すりスロープ、多目的トイレ等の整備は、一定程度進んでいるところでございます。そして各分館についてですが、建築年数の古い建物については整備されない施設も一部ございますので、今後、三股町公共施設等総合管理計画等を考慮しながら、バリアフリー化について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 福祉課が所管する施設のバリアフリー化についてお答えいたします。

手すり、スロープ、多目的トイレ等の設置状況を見ると、公営で放課後児童クラブを運営している施設の中で、梶山、植木、蓼池、東原、今市、前目、宮村児童館の7施設にはいずれの設備もなく、三股小児童クラブには多目的トイレは備わっております。また、第2地区交流プラザと三股西小第1児童クラブには、全ての施設が備わっています。

設備が備わっていない施設について、これまで放課後児童クラブを運営する中で、利用者の保護者や児童クラブ支援員からバリアフリー化を望まれるお声は頂いておりませんが、今後、個別計画の中で必要な改修を進めてまいります。それまで、障害児やけが人には、これまでどおり児童クラブ支援員が必要な対応を取ってまいりたいと思います。

その他の所管施設として、町総合福祉センターには全ての設備が備わっており、訪れた方が安全にご利用いただけるものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 各課のバリアフリーの取組の状況が分かりました。不足しているところに関しては、早急なバリアフリー化への取組をどうぞよろしく願いいたします。

ただ、まず庁舎内についてですけれども、議場と議会傍聴席は構造上無理ということが分かりました。ただ、もしも今後、どなたかの議員が、これ以上歩行困難や車椅子状態になったらどうすればよいのか。また、私のところに届いている声なんですけど、車椅子の方が傍聴に来たいというふうにおっしゃっています。車椅子の方とか、歩行が困難な方とかが傍聴に来たいといった声に対してはどう対応されるのかを、もう一度伺いできますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 構造上の問題があるということで先ほど申しましたけれども、取りあえずできることとしましては、先ほど言いました玄関のビー前に議会の状況がテレビのほうでモニターとして見られることができますので、そちらのほうに誘導できることをまず考えております。また、構造上バリアフリー化ということ自体はできないんですけれども、できる限り議員、そして傍聴席の方々が歩行等に支障がないような工夫ということを考えますと、例えば手すりとかがどこか付けられればいいのかなど、ここも階段が高いですので、この段差をどうにか低くできないのか、そういった工夫ができると思いますので、そういった視点からは、ぜひ取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ぜひぜひ前向きな取組をお願いいたします。既存の庁舎は努力義務で、絶対的義務ではないということですが、努力義務というのはやらなくてよいということではなくて、努力しなさいということなので、ぜひとも何らかの努力をしていただく必要があると思います。もしも現庁舎で難しいのなら、やはりこれまで何人かの議員が主張してこられたように、庁舎の建替え、ないし大改修の計画構想を練る時期に来ているのではないかと思います。その辺りのお考えを聞かせていただけますか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） バリアフリー化という視点からについての、現在のところその建物の建替えという分については、協議もしておりませんし、現在ところ考えはないというところ、計画もございません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 要望といたしまして、中長期的な計画を、今後ぜひ具体的に検討していただきたいと思います。

続いて、先ほどおっしゃられた各公共施設についてです。前向きな検討が進まれている、検討されているということは分かりました。しかしバリアフリーについて、この時代を迎えて、私も少し考え方を変えなければいけないのではないかと気づかされることがありました。

この夏、多くの地区公民館などで久しぶりの夏祭りが開催されて、大いに盛り上がりを見せたと思います。私も幾つかのお祭りに参加をいたしました。その中で、7月に行われた8地区分館で東原地区夏祭りが行われましたが、女性用のトイレの洋式トイレの前で、複数の人たちが開くのを待っていました。あと2つ和式トイレがあるんですけども、待っている人に聞いたら、膝が痛くて和式トイレにはしゃがみができないと言っていました。つまり高齢などの理由で、足腰に問題のある方が増えていて、しゃがむのが大変になっている方が多くなっているということです。つい先日も、宮村の第3地区分館を利用される方からも、同じような要望を頂きました。

コロナ禍が落ち着いて、町民が公共施設に集えるようになったことはとても喜ばしいことですが、その反面、利用する施設のトイレが使いにくくなっているという声が聞こえてきています。少し前までは、バリアとは認識されなかった和式トイレですけども、この高齢化時代の中でバリアになっているということです。つまり、ぜひとも公共施設を利用される町民の目線に立って、バリアフリーについて、いま一度検討してもらいたいと考えておりますが、最後にすみません。ここにありませんが。

○議長（指宿 秋廣君） 誰に。

○議員（3番 上西 雅子君） 教育課長に。すみません、お願いできますか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 先ほどご指摘があった3地区分館と8地区分館、確かにの多目的トイレというか洋式はございますけども、残りが和式ということで、おっしゃられるように高齢化、これからますます高齢化が進んでまいりますので、いろんな機会、例えば修理とか、そういったタイミングで取り組めば、積極的に、そういう取組を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 施設関係のバリアフリーについて、いろいろとご指摘がございました。これにつきましては、また、それぞれ施設を見直しながら、しっかりと対応していきたいなと思います。

町としまして、今のところ、道路のバリアフリー化ということで、今、山王原のほうから上米のほうに向かって道路の幅員が狭く、そしてアップダウンしている。そこを全部フラットにしていくというところで、町としては道路のバリアフリー、そしてまた県のほうにもお願いしまして、33号線、そちらのほうの道路の多くの歩道も非常に狭くて、アップダウンある。あそここのところを全部フラットにさせていただく、そして両歩道としていただくというようなことで、バリアフリー化って非常に重要だと考えていますので、そちらのほうも一生懸命取り組みたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 様々な取組をされていると聞いて、安心しました。これからもどうかバリアフリー化のほう、町民の目線に立って、ぜひバリアフリー化を進めていただきたいと思います。時代の流れをつかみとって、ぜひ役場庁舎や公共施設などを、どの誰もが利用しやすいものとしていただきますよう、心から要望いたしまして、私からの一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時50分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位9番、岩津議員。

〔1番 岩津 良君 登壇〕

○議員（1番 岩津 良君） 皆さん、こんにちは。発言順位9番、岩津良です。通告に従い質問してまいります。

質問事項として、今回、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進についてお尋ねしていきたいと思います。また昨日の議員の一般質問と重複するところもあると思いますが、ご容赦ください。それでは、各通告した項目に基づきましてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

総務省令和4年9月、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画第2.0番のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された中で、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいとされています。

自治体においては、まず、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用

して、住民の利便性を向上させること、デジタル技術や人工知能（A I）等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められるとともに、D Xを推進するに当たっては、住民等とのその意義を共有しながら進めていくことも重要となる」と供述がされております。一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができる、誰一人取り残さない、人に優しいデジタルと、時代に取り残されることなく、かつ住民・町民の方がデジタルの恩恵を受けれる形にしていかなければならないと思っております。

そこで、まず、一つの通告事項に移ります。

三股町において自治体D Xの意義について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

残りの質問は質問席にて行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 自治体D Xを推進する意義について、私の見解を申し上げます。

国は令和2年に、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、目指すべき社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の方針を示しました。そして、地方公共団体は、「デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を活かした自立的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規程されております。このことから、自治体D Xを推進する上で最も重要なことは、業務の効率化を目指すだけでなく、住民の満足度を向上させるための視点を持って取り組むことが重要であるというふうに考えます。そのためにも職員の意識改革とともに、住民ニーズの把握が必要不可欠であると考えています。

なお、D Xを推進するに当たり、情報格差が生じないように、端末操作の苦手な高齢者世代に対する操作教室の開設や、庁舎内のD X専用相談窓口の開設、必要に応じた紙媒体の使用にも配慮すべきと考えているところです。つまり、自治体D Xを推進するに当たっては、デジタル弱者にも配慮しつつ、町民の皆さんが恩恵を受けられるデジタル化を推進し、町の活性化、住民サービスの向上につなげていくことが重要であり、意義のあることだと考えています。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 今、職員の意識改革、また住民町民のニーズの把握、デジタル弱者による情報格差、そういったことを駆使して、町の活性化、住民サービスの向上につなげていただくという見解いただきました。しかし、まだまだ自治体D Xが進まないというところに関して一つ一つ質問をお伺いさせていただきたいと思いますが、その理由の一部として、まず、まだまだ



やっぱり紙が使う文化が根強く残っているのではないかなと思います。DXを進めていく上では、様々な業務をオンライン化していかなければなりません。会議などでデジタルハブのモニターなど用いたペーパーレス会議化など、少しずつ進めていっているところだとは思いますが、自治体の手続等に関しては、紙をはじめたアナログ管理がまだまだ定着しております。行政も町民の方々も紙での手続に慣れていると、オンライン化への抵抗もあるのではないかなと思います。

その次に、やはり既存の業務でどうしても手いっぱいになっているのではないかなと思います。自治体DXの推進は、デジタル技術が強い人材が数人いれば進むものではなくて、組織全体の協力が欠かせないかなと思います。自治体としては、住民へのサービスを優先せざる得ないため、長期的なところは重要だとしても、DXの取組はどうしても後回しになってしまいがちではないかなと思います。そんな役割を超えた協力体制が重要ではないかなと思うところですが、DXは非常に影響範囲が広く、目標の実現に向けて部署や役割や関係なく一人一人が力を貸してくれるような体制も必要不可欠だと思いますし、時には町全体を巻き込んでDXの推進や取組に考えていかなければ、スムーズには進まないのではないかなと思います。その他も細やかなDXの進みにくい理由や課題は多々あると思いますが、以上の観点も含め、次の通告事項として、各論の課題等についてそれぞれ質問を進めさせていただきます。

次に、2番の人材についてです。

特に地方自治体においてはデジタル人材が少ないのが現状であり、これがデジタル化に進む大きな壁になっていると懸念されます。そのため、行政内における現場の実務を把握し、業務に即した技術の導入を検討、判断、助言できるデジタル人材の確保が必要ではないかなと感じております。

しかし、このようなデジタル人材をすぐに確保することは難しいのかなというふうに思います。また、デジタル化するツールを整備できたとしても、それを職員が理解して使いこなせるようになれば活用されません。デジタル人材の確保と職員への教育、業務への浸透を合わせて考えることが必要だと言えます。DXを様々な部署にこれからも落とし込んでいくに当たり、課題を洗い出すことも重要ではないかなという点で、2番の質問事項の3点伺います。

三股町でDXを推進していくための人材が現状どのくらい必要なのか。デジタル人材確保・育成のこれまでの取組、また、現在の課題も含めて今後の取組をどうされていくのか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、自治体DX化に向けたデジタル人材の育成・確保等について、質問があった3点についてお答えしたいと思います。

まず、本年度から総務課の情報政策係をデジタル推進係に変更し、3名体制から4名体制で自

治体DX化の取組を進めているとご紹介します。

資料のNo. 4の①を御覧ください。DX関係の人材育成として、オンライン研修や自治体DX推進セミナーへの参加、九州自治体情報システム協議会への加入、「書かない窓口」実施に向けての先進地視察の実施、令和5年度からは地方公共団体システム情報機構J-LISに職員を派遣しているところをご紹介します。

国が進める自治体DX化の方針が示されてから、本町においても自治体DX化の意義を深め、理解、活用において職員の育成に取り組んでいますが、幅広い分野での応用が可能なデジタル化において、その用途の検討、判断、助言できる専門的人材の配置が必要と考えています。

以前、システムの標準化や全国・県内の自治体が一斉にDX化に着手することを踏まえ、住民サービスの仕組みの統一性が必要であるとの考えから、宮崎県に対し、専門的知識を有するデジタル人材を確保し各自治体に派遣できないかお願いをした経緯がありますが、実現はできていない状況でございます。

また、県内では、民間の人材を活用して自治体DXの推進に取り組んでいる事例もございます。資料のNo. 4の④を御覧ください。都城市では、株式会社Another worksと民間副業人材活用に関する連携協定を締結し、デジタル化に向けてアドバイスができる人材の確保に努めております。西都市におきましては、農業分野での生産性向上にAIを活用したDX化を目指し、事業者2社と包括連携協定を締結しております。日向市におきましては、ソフトバンク株式会社と包括連携協定を締結し、専門人材の常駐により専門的知見や技術支援を行っているようでございます。

以上のように、自治体DX化に向けては、民間との協力によりアドバイスのできるデジタル人材を確保し、指導できる動きもあることから、事例を参考としつつ、デジタル人材の確保の必要性において検討していきたいというふうに考えております。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） やはり県の要望も行い、やはり人材の確保については大変苦戦している様子であります。これは三股町に限らず、全国どの自治体も凝らしている課題だと思います。民間企業ですらIT人材は不足とされているところでもあります。また、総務省が今現在調査した公表によると、全国の市区町村1,741団体のうち、外部デジタル人材を活用していないと回答している団体は1,483団体まで上ります。三股町も専門的人材の配置が必要ともご答弁の中で考えている中で、検討して取り組まれることになるかと思いますが、やはり人材については、不足しているというところの観点から、どこも取り合いになっていくのが予想されます。

そんな中でも、先ほどの自治体の例などを述べていただき、連携したような形で、民間との連

携で人材を確保していくような形で事例を述べていただきましたが、そのほかにも民間と連携した制度の例があります。

ご提供差し上げている資料の2を御覧ください。1枚目をめくっていただければと思います。地域活性化企業人材派遣制度というものです。概要についてはお手元の資料どおりなので割愛いたしますが、この制度に関しても、近隣市町村でいうと高原町、また志布志市も令和5年9月1日時点で地方公共団体リストの募集の要項として総務省に掲載させられていました。特別交付税措置もあり、民間とのお互いがメリットを取り合える形と考えられます。先ほども申し上げたとおり、人材は取り合いになると予想されます。早い段階でいろんな制度を活用されてみてはいかがと思いますが、こういった制度を見て、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ご提言ありがとうございます。本当に民間の方々の力をお借りしないと、なかなか進んでいかないというふうには認識しておりますので、ぜひこういった制度等も提示がございましたので、前向きに検討しつつというか、ぜひ活用の方向で検討していきたいというふうに思います。うちのほうで三股町DX推進本部がございますので、そちらのほうにもこういった制度もあるということ、また職員間でも共有しつつ、活用できれば活用をしていく、制度を使えるところは使っていくというようなところで進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ぜひよろしく申し上げます。

しかし、外部デジタル人材が確保できたとしても、これらの団体の抱える課題として、そのほか最も多く挙げられていたのが、外部デジタル人材に求める役割やスキルを整理、明確にすることができないという団体が、1,483団体のうち800団体にも上りました。約7割です。いわゆるデジタル人材は確保したものはいいものの、どのような役割、業務を任せるかを明確に整理しておらず、結果として外部デジタル人材を有効に活用することができないという状況に陥る地方自治体が存在することが想定され、そのことに対し、政府もスキルの整理・明確化について支援策など制度は示しているものの、中身の役割の整理・明確化については対策が見えない状況の中、この整理・明確化は、地方自治体個々が状況に応じて実施すべき課題でもあるのではないかなと思います。

また、地方自治体において外部からデジタル人材を確保する場合、当該人材は有期雇用となるのが一般的ではないのかなと思います。雇用期間終了後、デジタル関連施策の推進主体が不在となってしまう可能性が十分に考えられます。この状況を防ぐために、地方自治体の内部におい

ても、最低限自分たちが担うべきデジタル関連施策における役割を整理し、その役割を担うことができる人材を育成することが必要だと考えます。

以上を踏まえれば、外部からのデジタル人材確保に当たっては、その前段階として、まず庁内で展開するデジタル施策、事業について、内部で担えること、担うべきことと、外部に依頼する必要があることの整理をすることが望ましいのではないかと思います。前者に担う人材を育成するために必要となる職員向けの教育研修等を実施すること、また、後者を実現するために確保する外部人材の要件の定義、採用プロセスを実施する必要があるかと考える点もありますが、再度質問させてください。内部人材で担えること、担うべきことと、外部に依頼する必要があることの役割の整理・明確化について、何かお考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） デジタル人材の外部、そして内部の育成というところでございますけども、今の段階では、庁舎内の職員、このデジタル化に対して、自分たちが実際どういう役割を担うのか、どういうふうに進んでいくのか、まずそれが具体的にまだ理解できていない、認知できていない部分もありますので、まず一つは、デジタル化によって自治体行政がどういうふうに変わっていくのか、また、住民サービスがどのようにできていくのか、その辺のまず入口の部分を、デジタル化のですね。まず、職員向けに研修をしたほうがいいのかというふうに思っています。そういった、まず内部の職員向けの研修、それをまず第一に、そしてまた、外部からのそういったデジタル人材の確保ということで、いろんな民間等のノウハウ等も指導、助言していただきながら、その辺をうまくマッチングできればいいのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） デジタルDX推進に当たってまだまだ走り出したばかりではあるかと思いますが、この役割整理・明確化について十分DX推進系のほうやDX研究会のほうでも十分ご検討していただいたほうが、今後とも容易に動きやすいと思う観点から、取り決めていただくのも一つかと思えます。

そういった点から、行政内の業務などについて、次の質問に移らせていただきますが、三股町DX推進基本計画の内容についてです。デジタル・ガバメントを推進すると掲げられておりますが、このデジタル・ガバメントとは、情報通信技術を使って行政サービスをより簡単に利用できるようにする意味のことです。自治体DXの中でも近年急速に動きがあるのが、自治体の業務改革である自治体BPRです。日本語に和訳すると、業務改革や業務再設計という意味でBPRという言葉は使われています。多くの民間企業で企業の目標や目的を達成するため、社内の組織構

造や業務内容を根本的に見直し再設計するために、民間企業でもBPRは実施されています。民間企業においては、新サービスの導入や経営状況の変化のため、業務フローも定期的に改善されていきますが、しかし、自治体や行政は、予算取りや業務プロセス改善における検討、申請、承認に長期的な時間が必要となるため、導入もどうしても遅くなります。また、先ほども申し上げたとおり、日々の業務に時間が取られ、なかなか業務改善まで手が回らないということも事情としてはあるのかもしれませんが。ですが、住民から頂いている税金の無駄遣いを避け、効率的に業務を回し、住民サービスの向上を図るためには、自治体こそDX、BPRを積極的に実施するためにも、人工知能であるAIや業務の自動化のRPAの活用の導入は欠かせないと思います。

自治体推進基本計画どおり行政サービスの向上のために人工知能(AI)、また、業務自動化のためのRPAをどのようにしていくことに取り組まれているのかとは思いますが、具体的にどのような場面の業務の内容について取り組んでいるのか、3番の通告事項についてお伺いいたします。

○議長(指宿 秋廣君) 総務課長。

○総務課長(白尾 知之君) 本町のDX推進基本計画におけるAIまたはRPAを活用することの考え、取組についてお答えしたいと思います。

令和5年度に、三股町DX推進本部内にAI、RPAの活用、利用促進に関するDX専門部会、DX研究会を発足させたところでございます。7月に第1回研究会を開催し、AIの分類や活用例を紹介しつつ、本年度は、主に生成AI、チャットGPT等についての研究、協議を行うこととしております。

今回、都城市が民間会社と共同開発しましたチャットGPTのツールである自治体AI「zevo」の試験運用に、本町も9月1日から30日間の予定で参加をする予定でございまして、今後の研究、協議に生かしていく考えでございます。

資料No.4の②を御覧ください。こちらの資料は、デジタル田園都市国家交付金を活用したデジタル窓口の実践として、窓口受付支援システム、いわゆる「書かない窓口」の事業に着手していますので、その事業概要について説明したものでございます。

図にあるように、住民移動業務における届書や異動に伴う各種申請書をシステム上で作成支援するもので、町民保健課戸籍住民係を起点とし、ほかの課の窓口の申請書、届出書への住所・氏名等の手続の負荷解消や、待ち時間軽減等を図るものでございます。この過程におきまして、米印の2というところに「RPA」と記してありますが、これはロボットによるプロセス自動化が関与しており、作業手順の指示により入力作業をロボットが自動で行うことで、ヒューマンエラーの解消や作業時間の軽減を図る効果が得られるものでございます。この「書かない窓口」につきましては、令和5年12月運用をめどに進めているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 「書かない窓口」の事業の着手についてですが、まだまだDXは走りだしたばかりです。小さなスタートから成功体験を重ねて課題をクリアし、トライ・アンド・エラーを繰り返しながら一つずつ次の事業の展開へと進めていってもらえたらと思うのですが、ご答弁の中で一つだけ教えていただきたいと思うんですけども、都城市が民間の会社と共同開発したチャットGPTのツールである自治体AI「zevo」というのは、まだ参加されたばかりで、ご不明な点も多いのかと思うんですけども、概要としましてはどのようなものなのか、分かる範囲でいいので教えていただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） このAI「zevo」に関しましては、私も直接参加しておりませんので、担当者の説明に伺ったというところでの話なんですけど、やはり生成AIですね。言葉をやはり文字に置き換えるとか、そういったものを中心とした共同開発であるということです。例えば、議事録音声、それをも文書に置き換えるとか、そういったものをできるという話で、独自で開発したシステムでありますので、それがどのような形でうまく運用、動くのかどうか、これもまた試験段階ということですから、一応その試験の段階にうちのほうも入って、いろいろとシステムの運用等を勉強させていただくという流れになっております。それ以外にはちょっと私のほうも詳しく知ってはおりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ほかに様々な自治体とかでも、公式LINEの活用なんかの中で、AIチャットという、いわゆるこちらの質問事項に関して、文字でAI（人工知能）を用いて回答いただくという便利な機能も取り組んでいる自治体も多いのかなというふうに見受けております。電話番号の窓口の人数体制なんかでもそれで十分減ることも予想されるだろうし、そういった部分のチャットGPT、AIのツールなのかなというふうに思いますので、ぜひ住民サービスの向上及び業務改善のためにも、また今後、前向きにこの導入の検討も取り組んでいただければと思います。

また、そんな都城市も、先ほどの資料4の4番ですかね。民間の包括の連携に取り組んでいる模様です。そのDXのみならず、ふるさと納税なんかについても外部アドバイザーを活用するなど、民間の協定により大きな先駆的な取組をされておりますが、三股町では何がいいのかなとまだまだ模索状態なのかなというふうに思います。活用できるものがあれば、都城市との連携も用いて進めていただければと思います。

そんな都城市では、マイナンバー交付率もかなり高いというふうにも思っているところで、次のマイナンバーに関して質問のほうを移らせていただきます。

そんな自治体DXの手續にも、このマイナンバーというものは、やはり欠かせないものなのかなというふうに思います。宮崎県全体としても、全国的にも高い交付率があると認識しております。ただ、マイナンバーについて不安に思うことは、カードの紛失が心配であるだったりとか、個人情報漏えいなどが心配であるだったりとか、報道においても、近年、新しい報道でありました、宮崎県でマイナンバーのひもづけを誤ったケースが2,336件あったと発表されたものもありました。普及に足止めがかかるのではないかと、また活用においても、そして、もしかしたら自主返納・返礼する事態になるのではないかなというところも懸念されますし、マイナンバーカードの安全性や利便性について正しく理解していただくための取組、また、全ての住民の方に安心した普及を考えていく必要があるかと思われませんが、まず、三股町での現在のマイナンバーカードの交付率はいかがでしょうか。また、誤登録など、トラブルについてなど様々な話がある中で、対策などはあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） マイナンバーカード交付率についてお答えいたします。

マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化を進め、より公平・公正な社会を実現するためのデジタル社会の基盤として、平成28年1月に導入されました。

資料の4の⑤を御覧ください。過去3年間のマイナンバーカードの交付数、交付率は、令和2年度、9,401人、36.02%、令和3年度、1万4,865人、57.12%、令和4年度、2万635人、79.07%となっております。令和5年度の月別交付数は、4月、2万1,230人、5月、2万1,669人、6月、2万1,832人、7月、2万1,912人。現在の交付率は84.30%となっております。年間の交付数は、令和元年度までに3,260人、令和2年度の1年間で6,141人、令和3年度の1年間で5,464人、令和4年度の1年間で5,770人、令和5年度の4月から7月末現在で1,277人です。今のところがマイナンバー交付についてですが、町民保健課では、マイナンバーカードの健康保険証利用と公金受取口座登録のサポートをマイナンバー窓口のほうで行っております。健康保険証や公金受取口座の設定につきましては、総務省作成のマニュアルを遵守し作業を行っております。

設定誤りの対策としましては、当初よりパソコンの標準で表示されている画面に保険証と口座のアイコンを町独自で作成し、誤作業が発生しない仕組みをつくっているところでございます。

また、マイナンバーカードの利便性についてですが、窓口サービスを充実するため、令和4年1月より住民票等のコンビニ交付を開始し、令和4年度で4,197件、令和5年度の4月から7月末までに2,133件の利用がありました。庁舎内にもキオスク端末を設置していますので、

窓口での利用の案内や、マイナンバー交付時にコンビニでの証明書の受け取り方の説明をしております。また、来庁者が申請書を記入せずに各種証明書の発行や住民異動届等の手続きができる窓口サービスを、先ほども説明がありましたが、令和5年12月に導入予定ですので、利用の周知を今後図ってまいりたいと思っております。

安全性についてのご質問についてですが、政府が各種制度で管理する制度固有の番号とマイナンバーの間のひもづけが正確に行われているかの総点検を行うことになっています。まずは、ひもづけを行っている事務の実施機関に対し、現場で行われているひもづけ方法の確認があり、本町は総点検に該当する事務はなかったところです。

マイナンバー制度がデジタル社会の基盤として有効に機能するためには、マイナンバーがそれぞれの事務で正しく本人の情報にひもづけられていることが必要になります。ひもづけ誤りの再発防止対策として、政府においてマイナンバー登録事務に関する横断的なガイドラインの策定等が検討されています。本町としましては、マイナンバー登録事務に関するルールやガイドライン等を遵守し、今後もマイナンバーカード関連の事務を適正に実施してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） キオスク端末やコンビニでの証明書の受け取り方の説明もしていただいているということで、ぜひマイナンバーの利活用について、一人でも多くの利便をしていただきたいなというふうに感じているところです。また、本町の事務についても総点検に該当する事務はなかったというところで、安心した次第ではあるのですが、マイナンバーの申請発行について、今回、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化となっております。

今回のマイナンバーの発行申請について、こんな報告・相談という形であったので、一つ事例として挙げさせていただきます。

まず、マイナンバーカードの交付は、法律の定めにより、原則としてご本人の来庁が必要ではありますが、やむを得ない理由により本町の来庁など困難な場合や、その他の場合、代理人による受け取りができるようにされているとされています。ご病気であったり、ご身体の障がいであったり、未就学児の方であったり、障がいのある方、入所者、その他の理由や様々あるとは思いますが。

そんなところで、私のほうに、障がいのある利用者さんを支援計画を作成する相談支援専門員の方からこんなご報告がありました。自筆署名が困難な利用者さんがマイナンバーの申請にご兄弟とご同行されて行かれたそうです。しかし、自筆署名ができないというところで、代理申請ができなかったというふうに言われました。できなかった理由については、説明があつたのかもしれませんが、ご本人は納得せず、私のほうに相談がありました。もしこのような事例というもの



は本当に起こっているのでしょうか。また、そのような自書・署名が困難な場合など、申請はどのように対応されているのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 今のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの申請につきましては、町民保健課のほうでマイナンバー申請の窓口を設けてまして、お手伝いをさせていただいているところです。

ご質問にあった相談に来られた方の件なんですけど、その方のちょっと情報を把握していないところなんですけれども、マイナンバー室のほうに申請に関しての相談等は数件受けているものがあります。その中では、本人のちょっと意思確認ができずに、ちょっと申請ができないという事例がありました。

まず、マイナンバーの申請におきましては、必ずマイナンバーを作るという本人の意思確認が必要となっておりまして、またマイナンバー交付に関しても、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領が国が定めておりまして、この要領に基づきまして町のほうでは対応をしているところです。先ほどありました署名に関しては、代理が可能です。そのときの職員の結局説明がうまく伝わらずに、納得されていないのではないかと思いますけれども、通常はきちんと理解ができるように、丁寧にゆっくり分かりやすく説明するようには心がけているところなんですけど、実際岩津議員のほうに相談があって、納得されていないということであれば、説明の仕方の工夫が必要であったかと思っております。もしその方がまた連絡取ることが可能であれば、再度丁寧に説明させていただきたいと思っておりますので、町のほうにご連絡をいただければと思っております。確かに本人が来れない場合については、代理人が可能です。ただ、やはり本人の意思確認ということは必要ということがあります。また、マイナンバーの申請された後に、マイナンバーを交付するときに暗証番号の設定等も必要になってきまして、暗証番号の設定は、本人が暗証番号を決めないといけません。そこが意思表示が難しい方には、職員が代理で暗証番号の入力等はできます。職員に暗証番号を伝えるときに、言葉で伝えることが難しければ、例えば、紙みたいなものに数字とかアルファベットを書いて、指差しで指してもらおう等の工夫もして、できるだけ申請が可能ないようにこちらとしては工夫をしているつもりなんですけど、なかなかそこがうまく伝わっていない事例が確かにあるということで、また相談の方には対応していきたいと思っております。ただ、どうしても本人の意思確認が難しい場合、申請ができない方も実際いらっしゃいます。これに関しましては、市町村としても誰一人取り残さないという割には、申請したくてもできない方がいるということについては、課題だと思っております。この件に関しては、国のほうに市町村が意見を取りまとめ、県を通じて国へ要望をしているところです。ただ、現在、まだ事務処理要領とか、マイナンバーの交付基準が変わっていませんので、今のところ本人意思

確認が難しい方に対して、ちょっと申請が難しい状況となっておりますが、今後も国のほうに要件緩和等を求めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。またご本人様にもお伝わりするようにきちんと説明を差し上げて、ぜひ来庁してもらえるようにいたしますので、ぜひご丁寧な対応のほうをよろしくお願ひしたいと思います。やはり今回、マイナンバーについても、そのほか知的障がい者の方向けの手帳のひもづけの誤りなどあったとも報道がありました。高齢者の方や障がいのある方含め、デジタルの不安にある方にとっては大変混乱する事態であろうと思うことから、これからの対応やDXの推進に気を付けて注視していかなければならないのかなというふうに思います。

そんなデジタルの不安にある方について、次の質問事項に移らせていただきたいと思っております。

パソコンをはじめ、コンピューターやインターネットを扱える人、扱えない人の間に生じる格差、いわゆる情報格差、デジタル・デバイドと指します。インターネットを仕事からプライベートまで活用する人が多くなった反面、デジタルを活用せずに情報をうまく得られない人々の存在も問題になっております。情報格差デジタル・デバイドが発生すると、身近な例として、一部ですが、例えば、パソコンやスマートフォンを利用できない高齢者が、周囲と連絡が取り合えず孤立をしてしまう、また、デジタル機器を使いこなせない人が仕事で高い収入が得られず、収入に格差が拡大するなどなど、その他も様々な情報格差やデジタル・デバイドによっていろんな問題が発生するのかなと思います。できない、持てないでは仕方ないでは済まされないのかなと思います。DXを進めていく上でも、目的として、町民の方には、生活の質、社会活動を含めた総合的な活力、生きがい、満足度を高めるためにも、最初のご答弁でもいただきましたが、具体的な取組をどうお考えなのかお伺いさせていただければなと思います。

そんなところで、内閣府の情報通信機器活用状況の世論調査によると、60歳代が25.7%、70歳代では57.8%がスマートフォン等の利用・活用ができていない点が判明されました。そこで、2021年2月、総務省は、デジタル活用支援推進事業について支援策を呈してある自治体の例がありますので、ご提供差し上げている資料の⑤No. 1、2を御覧ください。石川県の加賀市の事例になります。

概要については、また資料を御覧いただければと思いますが、この加賀市のデジタル・デバイス対策の支援も、デジタル活用支援推進事業の交付金を用いて取り組んでいるようです。また、そんな中で、総務省のデジタル支援推進事業関連の政府方針の一部として、みんなで支え合うデ

デジタル共生社会の実現と、政府も必要性を方針として示してあります。みんなで支え合うデジタル共生社会の実現とは、高齢者や障がいのある方が身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境づくりを推進するデジタル活用支援事業に重点的に取り組み、これまでのデジタル活用支援による携帯ショップや地域のICT企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター、公民館等での講習会の実施の成果を踏まえ、さらなる質の量の効率を図り、地方公共団体や教育機関等とも密接に連携し、地域のサポート体制を確立し、幅広い取組を国民運動として促進するとともに、このような取組を定着させるための対策を検討していく必要があるとされています。

それでは、通告の内容に伺いたいと思いますが、三股町では、デジタル・デバインド対策、デジタルに不安のある方をどのくらい見込んでおりますか。また、この情報格差を是正するための支援方法や対策はどのようにされるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず、三股町におけるデジタルに不安のある方はどのくらい見込んでいるかというご質問にお答えしたいと思います。

今、岩津議員のほうから言われました内閣府の情報通信機利用活用状況の世論調査による数値を引用させていただきまして、見込みということで報告させていただきます。世論調査による60歳代が25.7%、70歳代では57.8%がスマートフォン等を利用できていないという実態ということでありますので、その数値を令和2年の国勢調査による本町の年齢別・男女別人口に当てはめたときに、60歳代が924人、70歳代が1,727人の計2,651人となります。これは、本町の全人口の10.3%に当たるものでございます。さらに、デジタルに不安があると考える80歳代以上の全人口を加味しますと、5,121人となりまして、本町全人口の20%になることが見込まれます。

このようなデジタル化に不安を抱える世代への情報格差を是正するための手段としまして、三股町DX推進基本計画では、デジタル・デバインド対策を講ずることとし、具体的な施策としましては、行政オンライン手続、インターネットサービスの利用、広報、キャッシュレス決済の利用等について、スマホ教室の開催や取扱い相談窓口の開設等の情報発信を積極的に行い、情報格差を是正する支援を行っていく計画でございます。

また、全てをデジタル化にするのではなく、必要に応じては紙媒体での対応も情報格差を是正する施策であろうというふうに考えております。特にスマホ教室の在り方や相談窓口の開設に関しましては、年代層で集まる機会、例えば、さんさんクラブや高齢者サロン等の地域活動や、また、携帯電話取扱店等の民間企業との連携を含めた人材の確保等の取組も必要と考えられますので、今後の検討課題として捉えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） これより14時30分まで休憩します。

午後2時20分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位7番、堀内和義議員の残りの一般質問を行います。堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） それでは、午前中に引き続き質問をいたします。

問1の中で、担当課長のほうから、町内での発生状況は把握をしていないということなんですけども、問合せとしては令和4年度2件、5年度5件の問合せがあったと言われましたけれども、北諸県農業普及センターに確認をしましたところ、広い範囲で大量に発生はいたしておりますよということでした。私の近辺でも結構発生しております、昨年の被害で枯れたところが何件かあったようでございますので、潜在的には非常に多いのかなというふうに思っております。

今後については、実態を十分把握していかないと分からないということですので、やはり多くの情報を収集して、町広報紙なり回覧等で形態・生態・加害情報を知らせ、早期駆除につなげる対策が必要じゃないかなというふうに思っておりますけども、これについてはどんなでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） お答えします。

キオビエダシヤクは、成虫を防除するのは捕殺するなどの方法しかなく、困難を極めますが、幼虫であれば薬剤散布が効果的であると言われております。

本町では、過去に広報みまたにて広報しております。本年度は、幼虫の早期発見や防除等に努めていただくよう、町のホームページやフェイスブックで8月末に広報いたしました。また、回覧では9月15日号で広報するよう進めております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） やはり早期駆除が一番だと思います。薬剤については、私もさっき言ったように今年4回したんですけども、農薬の殺虫剤、スミチオンなり、マラソンあたりで即効いて死にます。もう10秒ぐらいしたら虫が下がってきますので、防除としては簡単です。ただ、チョウチョについては、フマキラーあたりでやったら死ぬんですよ。最初はずっと網ですくいよったんですけども、網ですくっても、もう取りきらんとですよ。それよりかはフマキ

ラーをばっばっとふったら死にますので、そういうことも含めて回覧なり口頭でお知らせしてもいいんじゃないかなというふうに思っております。

続きまして、問3になりますけども、各家庭での適宜防除が最善だと思うんですけども、防除機具があり、また、防除できる人はいいんですけれども、大木や高い木は高齢者の方にはなかなか無理じゃないかなというふうに思っております。大量に発生した場合、幼虫が成虫になり、さなぎとなってふ化して、ガとなって広範にわたり飛び回ると、個人での防除には限界があります。今後どんどん増えていきますと、地域ぐるみで防除しないと被害を食い止めることは難しいと思います。自治体によっては、自治公民館やグループで行う防除に町所有の防除機を貸し出ししたり、薬剤補助を実施しているところもあるようでございます。町のほうに小型の防除機等があれば、防除機の貸出し、薬剤補助等、何らかの対応はできないかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 自治公民館やグループ等で行う防除に、町所有の防除機の貸出し、薬剤補助はできないかのご質問についてお答えいたします。

現在、農業振興課においては、家畜自衛防疫推進協議会で動力噴霧器を所有しております。当協議会の噴霧器は、口蹄疫や鳥インフルエンザ等が近隣で発生した場合、発生農場や消毒ポイントでの消毒液散布のために所有しております。また、年に一度、有事の際の噴霧器の稼働状況確認の意味も含めまして、家畜伝染病予防のために、ウイルスの媒体となるハエ、蚊などの害虫を駆除するために、和牛研究グループ等の協力によりまして、和牛生産農家を中心に、町内一斉殺虫剤散布に使用しているところでございます。

議員ご提案の防除機の貸出しにつきましては、本来の目的とは異なる仕様となりますが、キオビエダシヤクの異常発生や、それに伴う樹木被害が深刻であることから、貸出し基準を設けるなど前向きに検討させていただきます。

なお、薬剤の補助につきましては、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 今、豚熱のほうも出ておりますので、防除機、いつ出るか分かりませんので、非常に大変だと思うんですけども、やはり今年もですけども、この状況は来年あたりも続くと思うんですよ。ですから、言ったように共同防除をしていかないと、個人でも、チョウチョになってくると何キロも飛ぶわけですから、言ったようになかなか完全駆除はできないという状況ですので、そういう体制はつくっていただきたいなど。ただ、薬については、マラソンあたりで500ミリリットルで1,000円ぐらいですから、高くはないんですよ。ですから、そういうのをしてくださいということで案内を流せばいいんじゃないかなと。言ったよう

に、先ほど、行政もですけども、結構ネットで調べてみますと、動力噴霧器の貸出しなり、それから、薬剤補助ということで、鹿児島県ですけども、さつま町の役場なり、それから、鹿児島の出水市辺りでも自治会で行う薬剤散布には補助を出しておりますし、器具等も貸しているということでもありますので、そういう方法があれば、また十分検討していただきたいと思います。

今回3問ほど質問いたしましたけれども、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） 暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時40分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

発言順位9番の岩津議員の残りの一般質問を行います。岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） それでは、引き続き、5番、デジタルに不安のある方をどのくらい見込んでいますか、その情報格差を是正するための支援方法や対策はいかがでしょうかというところで、まず1回目のご答弁をいただきました。引き続き再度質問させていただきたいと思っております。

やはり60代、70代、80代の方含めると、相当数の不安のある方がいるかなというふうには数字的には見られるのですが、デジタルの中でもマイナンバーカード、先ほど申し上げました。その利活用についても、どのくらい活用できる方を増やしていくのか。また、スマホなどに関しても、そもそも持たない人もいるのではないかと考えると、このDX推進に対しては全く恩恵を受けないという方たちが出てきってしまうかもしれません。また、このデジタルに不安のある方、60代が約900人、70代が1,700名と、このデジタル・デバインド、情報格差の解消に取り組んでいくためには、スマホ教室などを考えると、相当回数を開催していかなければならないのではないかなというふうに思います。誰一人取り残さないという観点からいうと、かなり計画的かつ、もう行政だけではない形で連携しながら推進、取組を進めなければならないのではないかなというふうに思います。まず、そもそもなぜDX、デジタルを推進していくのか、町民に理解していただければならないということから出てくると思います。

そういうところで、提供差し上げている資料⑤の資料No.2ですね。同じ加賀市によるデジタル・デバインド解消の施策によるものです。その中で、そもそもスマホが持たないというふうな観点から、2番にあるスマートフォン購入助成制度というところがあります。加賀市の例とはまた別ではあるのですが、また事例を述べさせていただく上で、この大きな問題の一つとして、ス

スマートフォンではないガラパゴス携帯、通称ガラケーですね、が、もはやauでは2022年3月末では既に3Gサービスを終了し、ソフトバンク、ワイモバイルでは2024年1月末、NTTドコモでは2026年3月末には3Gサービスを終了する予定であるということで、このガラケーというのは、もはや使えなくなってしまうという事態に陥ってしまいます。

そんな背景から、事例として別の自治体の事例を挙げさせてもらいたいのですが、高知県の日高村というところがあり、人口約5,000人程度の高齢化率約48%の日高村では、村全体の活力の低下や人口減による税収減、住民同士のつながりの希薄化などが課題とされていて、住民の暮らしの質の向上にはDXの推進も不可欠だと掲げられ、村丸ごとデジタル化事業の支援、スマホ普及率100%を目指しているそうです。ここは、スマホ普及事業と両軸で始め、健康、防災、情報の3分野でスマホ普及・活用の重要性を進め、2021年6月では60%台の普及率から1年後、2022年6月では約80%、現在では90%超えのスマホ普及率となっているようです。

内容としては、スマホを持たない、活用しない住民に対して、理由をアンケート調査を行い、「必要ない」「使い方が分からない」「価格が高い」という3つの意識が根強いことだったということです。スマホの普及には、これらの意識や先入観を一つ一つ解消していく必要がある中で、必要がないという意識を変えるために、住民にこれからどんな事業をするのか、どんな支援サービスを活用できるのかを説明され、自治公民の会長さんなど、役場の職員による説明会の開催で周知を行っているようです。また、必要ないの考え方の奥には、現状のガラケーで十分だという意識が強いことがあり、ガラケーのサービスが数年以内に終了すると言っても、自分が使っているのだから、なくなることはないだろうと捉える現状維持の先入観が強くあったようです。こうした考え方は取り除くのに時間はかかりますが、丁寧な説明を積み重ね、スマホを普及させていったというところでは。

私も整骨院のほうで予約やお問合せを公式ラインで受け付けているのですが、苦手な方について、できる限り操作を教えさせていただいていますが、80代の方でも教えてあげると、当院のご予約のみならず、これで娘や友達と写真の送り合いができるようになるねなどと、活用以外の質の暮らしの向上にもなり、喜んでくれます。また、町内の商工関係者もお客様などがデジタル活用いただくと、運営にも効率化につながるかなというふうに思います。

加賀市の提供差し上げている資料にあるように活用ができるようになれば、行政サービスの活用のみならず、様々なスマホ活用にステップアップされます。そうになると、取り残さないという観点から、パソコンやスマートフォンを利用できない高齢者等が周囲と連絡が取り合えず孤立するといったことは解消されるかもしれません。

また日高村の話に戻りますが、窓口相談、よろず相談所とは別に、村内にある飲食店舗などに

個別にスマホの使い方を教えたり、まちぐるみの取り組み中で、お互いの関係性を持った方同士のほうが聞くのが恥ずかしいなどと、初歩的な質問も、知っている方だと気軽に話し合えるそうです。

また、このスマホ教室にも総務省のデジタル活用支援推進事業の交付金を活用しており、スマホ活用が住民にある程度普及したときには、ご年配の方同士が使い方を教えるといった循環が生まれることのように、冒頭に申し上げました、まさに支え合うデジタル共生社会に近い形ではないのかなというふうに思います。ぜひ国の支援策、交付金なども利活用しながら、地域の実情もそうですが、三股町に合ったモデルで普及や格差の解消に取り組んでいってほしいところだと思いますが、今の話をお伺いして、なぜDXが必要なのかと町民に理解をどう進めていくのかというところをお伺いしたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） この対町民向け、特にそういったスマホ操作のできない方々、そして高齢者という方々に対してなんですが、先ほど言いましたように、このデジタル化というところについては、非常に幅広い応用、活用方法があるわけで、例えば、職員においても、自治体としてこのデジタル化をどういうふうに進めていくのかという具体的な、また、職員自体もまだ具体的な方向性が見えていないという段階におきまして、対町民に対してデジタル化の意義というものを伝えるというのは、非常にまだまだ難しいところがあると思います。ただ、その端末として、媒体としてそれをやはり操作できるところについては、十分最初に取り組んでいけるとこなのかなと思いますし、やはりそういう人が集まるところによってそういった教室を開くことによって操作方法等を教えることにおいて、もう人の間、間でそういった操作の流れ、循環が生まれて広がっていく、そしてまた、スマホに対しての興味を持っていただく。ただ、一方的にデジタル化になるからスマホが必要なんだじゃなくて、スマホ自体の端末をどのように活用できるのか、そういった視点のほうからの、何ですかね、利点というか、目的を示していったほうが、よりよくデジタル化に近づいていけるのではないのかなというふうに考えているところです。今のところ具体的にどういうふうという考えはありませんけれども、そういった意識づけを持って進めることが大事なのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） またこれからの部分でもあると思うのですが、私自身もこのデジタル・デバイス対策についても注視していきたいと思っております。また取組も今後よろしく願いいたします。

そんなスマホなども含めた暮らしに役立つ生活情報のアプリやサイトについて、次の質問に移



らせていただきたいと思います。

コミュニティづくりにもスマートフォンの活用が欠かせないものの一つになっているのではないかなというふうに思います。これに伴って、自治体等では、直面する課題解決のツールとして、一方、住民にとっても生活に役立つパーツとして、利活用している自治体も多くなっております。例えば、広報紙、また、ごみの分別カレンダー、中には道路損壊等の情報提供等もサイトに通じて報告したり、また、妊娠期や子育て支援等などのアプリや地域情報発信、安心、安全に役立つものの発信など、様々なアプリやサイトを活用している自治体があります。

そこで、行政サービスは、町民に対して広くあまねくという観点から、スマートフォンアプリと連携したサービスも多く展開していけばいかかなと思う観点から、現状をお伺いしたいのですが、次の⑥です。三股町で住民サービスに関連するアプリやサイトは幾つで、どのようなものがあるのでしょうか。また、三股町でも防災情報アプリなどはありますが、その登録数、ダウンロード数はどのくらいでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、お答えいたします。

まず、アプリやサイトの数、そして、種類と登録者数等についてお答えしたいと思います。

令和5年8月時点におきまして、アプリにつきましては、フェイスブック1,514名、LINE1,338名、ユーチューブチャンネル144名、三股町観光協会インスタグラム1,965名、三股町防災アプリはこれまでの登録者数はちょっと調べる事が不可能でしたので、直近1年間では新たに78件の登録者数が確認しております。

サイトにつきましては、三股町公式ホームページ、三股町防災ウェブ、施設予約状況サイト、観光ホームページ、文化会館ホームページ、図書館ホームページ、移住サイト、そして、あつまいサイトがございます。

アクセス数、ページビュー数につきましては、三股町公式ホームページのみ確認できておりますので申し上げたいと思います。令和4年度の年間実績では、アクセス数約23万人、一月平均1.9万人、ページビュー数は24万ページで、一月平均8.2万ページとなっているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。そのほか、キャッシュレスの納税など様々活用できる場所もあると思いますが、そのほかアプリについて、ここで事例を立てさせていただきたいと思います。

提供差し上げている資料の6番のNo. 1、2です。先月に文教厚生委員会で子育て支援策に

ついて視察を行って行ってまいりました。福岡県の新宮町という町で、福岡市のベッドタウンということもあり、人口が伸び続けている町のようなものでした。子育て世代も住宅の開発も大変進んでいることからすごく多い町で、そのことから伴走型相談支援により一層充実のために開発されたのが、No. 2が画像に掲載しておりますが、この子育て支援アプリになります。多忙な子育て世代にはうれしい機能が設けられていて、特に予防接種漏れや接種間隔の勘違いは、もうしょっちゅうしてしまいます。運用はまだ始まったばかりということでしたが、すぐに登録者数は増えてきている状況のようで、また、予算についてですが、ご担当の執行部の方から説明があり、開発に当たっては補助を利活用し、運用についても数万円程度と、財政の負担には全くなっていないとのことでした。住民サービスの向上のため、また利便性の幅を持たせるためにも、参考にさせていただけないかなと思った次第なのですが。

引き続きご紹介したいところがあります。次のページです。引き続き、2枚つづりの資料6の2番の「かこがわアプリ」というものです。これは、行政情報やサービスなどのアプリやサイトが一気に凝縮したものです。当然タイムリーな情報もお知らせいただける機能で、アプリ内でよく使う機能やリンク先にすぐに飛べることができるという内容です。ホームページを開いてわざわざ検索をして文字を見て、いろんなどころに飛ばなくてもいいというところですか。大規模な開発でもあるかもしれませんが、部分的に取り組めるところはあるのではないかと思います。例えば、広報紙などホームページでわざわざ検索して見に行く方は少ないのではないかと思います。紙媒体でも必要だと思いますが、QRコードにて電子媒体での閲覧はできますが、隙間時間などで見たい場合は、手元にQRコードがなければ読み込めませんし、幅広い世代に注目してもらうためにも、見るまでの手間をいかに省くことを工夫することで関心が増え、アプリへの登録や住民サービスサイトの閲覧の利用につながる可能性があるのではないかなというふうに思います。

その中で、このアプリの一部として一番参考にできるのが、バスロケーションシステムではないかなと思います。民間の交通会社でも活用されている、また、タクシー会社でもよく活用されているのですが、例えば、三股町でも現在、くいまーるバスの実証実験、現在行われている中、デマンド交通も踏まえて、今後のくいまーる運行を充実させていただくためにも、GPSなどを使い、バスの現在地や巡回状況や、どのくらいで到着するかなど、大いに活用できるのではないかなと思いました。

また、なぜこの資料を提供差し上げたかと思いますが、ホームページやサイトの問題として、必要な情報までとどり着くまで、文字の閲覧の際に、スマートフォンの画面の大きさでは制限があるので、文字が見えづらいということです。例えば、昨日の田中議員の一般質問でもあったのですが、AEDの緊急的な検索の場合、特にアプリやアイコンという形の絵で設けていただいた

ほうが、すぐに検索したかったページに飛べると思います。以上を踏まえた観点で、何か三股町でも取り組んでほしいと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ありがとうございます。本当にいい資料を提供していただきましてありがとうございます。今お話もありましたとおり、実際スマホという本当ちっちゃい画面の中で情報を見ていく、探していくとなると、特にデジタル・デバイドの関連も含めて、特にやはり高齢者の方々には非常に使い勝手が悪い、見づらいという点が分かります。そういったところで本当に、今ご指摘がありましたとおり、記号ですね。記号ですぐ入り込めるような形で、やはりアプリのほうもちょっと、さらに検討をしていかなければいけないのかなというふうには本当考えたところでございます。

それとあと、現在進めている中では、今ちょっとお話があったんですけども、今、くいまーるバス実証実験やっておりますが、非常に今回バス停も多くなり、周遊となってきますので、いつこの場所に来るのかという点では、これは時刻表で従来で提示しますと、非常に文字が多くなって見づらい状況になります。そこで、来年度事業で今計画しているのが、宮交さんが宮交バスどこどこというのがありまして、今現在バスがどこを走っているのか、それが分かるようなアプリがあるということで、バス停のQRコードから読み込めば、乗りたいバスの現在位置が分かるということでもありますので、そういったものをうまく活用しつつ、時刻表の文字数を減らして、もう誰が見ても分かるように、バス停、そして、バスの乗り降りができる環境づくりをしたいなというふうに思っております。

それとあと、田中議員が昨日おっしゃったAED、これについても、実際スマホから入っていると、知っている方はいいんですけども、町外の方で知らない方が緊急時に町内でそういった事態が発生したときに、AEDがどこにあるのかと。まず分かりにくいというのを分かりました。そういったことから、今おっしゃったようなアイコンというか、アイテムの中でAEDのマークをもうポンと最初から出しておけば、すぐ設置場所が分かるというようなこともありますので、特にそういった緊急性のある部分については、早くそういうふうに取り組めるよう、前向きにどうか、やっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。ぜひ早急に前向きに取り進めていただき、住民の生活の質の向上、また、利便性の幅の広さに向けて取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問になるのですが、質問の要旨の2のご答弁の中でも、資料の中で頂きました包括連携協定、民間との協定による質問になります。

自治体にとっては、包括連携協定の締結により、住民の要望に合わせた行政サービス及び活性化、財政の発展にもつながるというメリットが、この提供の資料の都城市や西都市及び、このほか市町村の例でも様々メリットがあるというところは、この資料を見ても十分分かります。住民のニーズや財政の運営についても多様化しており、自治体だけでは全ての課題を把握し解決することは困難なケースが少なくありません。一方、民間企業は常に競争社会の中で新しいサービス、商品開発を行っており、民間企業視点で自治体の業務をチェックすることで、新たな課題やニーズを発見できる可能性が見込めます。また、包括連携協定の場合は、初期段階から自治体と民間企業の意見交換なども行われるため、従来の入札方式と比べ、お互いのモチベーション向上にもつながるのではないかなというふうに思います。

次に、メリットとして、地域全体に向けた高い宣伝効果があるのではないかなと思います。民間企業においても、包括連携協定の締結により、地域に対する宣伝効果が見込める点がメリットではあると思います。最近では、西都市では、農村部でもDX化で農業の効率化をと、IT企業と連携協定が結ばれたと報道でも流れておりました。三股町においては、地域の実情にあった提案や町外の民間企業である場合、把握が可能なのか精査する必要性もあるかと思いますが。

そこで、④の最後の質問です。三股町においても民間と協定を締結するなど、一体となってDXに取り組むなどされていく予定はあるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） DXに関わる民間との取組についての考え方についてお答えしたいと思います。

先ほどもご質問に触れたとおりですが、都城市、西都市、日向市の事例にあるように、民間が持つ人材能力、そして技術力、宣伝力、そして、民間個々の特性を自治体DXの推進に生かすことは、今後のDX活用や用途の広がりが必要不可欠であると感じております。そういった中で、三股町DX推進本部会議において、今後の検討事項として取り組んでいきたいと、いかなければいけないというふうに考えております。

それとあと、さっき高齢者に対してのスマホ教室等の開催と、これに民間事業を活用できないかということだったんですが、現在、南九州大学のほうと包括連携協定を結んでおりますので、そういった操作という点においては、こういった大学、若い学生たちの力も借りてやってもいいのかなというふうな、先ほど感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。ぜひ社会的資源の活用や、いろんな町全体含めて巻き込みながら、DXについて取り進めていただきたいと思います。人口も減少してい

ますから、公務員の方の数も減少していくことかと思えます。数年後のDXの推進整備状況により、もし、例えば、庁舎の建て替えが迫ったときには、こんな大きな箱物庁舎でよくなる時代が来るかもしれません。そんなことも、大きな将来像も模索しながら考えていながら連携し、町民に還元していかなければならないと思えます。

今回の取りまとめとして、まず、DXについての見解を述べていただきました。そして、人材の確保・育成について、業務効率化について、マイナンバーについて、デジタル・デバイド対策について、アプリ開発・サイトについて、民間との連携についてと提言させていただきましたが、現在、三股町では、デジタル推進係、DX専門部会のDX研究会、また、地方公共団体システムの情報機構の職員の派遣など、様々これから走り出したばかりであります。最後に、町長、三股町のDXについてですが、取りまとめとしても構わないですが、これからこういった部分を先駆的に進めていくべきであろうと思われませんか。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） いろいろとご提言ありがとうございます。ただ、やはり今、スタートしたばかりでございますので、地道にやっていきたいというふうに思います。人材育成についても、デジタル推進係のほうの4名ほど、こちらのほうも非常にやっぱり優れた職員が配置されておりますし、そしてまた、J-LISのほうにも1名派遣しまして、そちらのほうで研修を積んで、2年後には帰ってきます。それとまた、民間のほうとも連携しながら、いろんな形で人材育成に努めながら、そしてまた、本町の「書かない窓口」、それが12月から始まりますので、そういうところからスタートをしながら、町民への周知に努めていきたい。そしてまた、行政のシステムの共通化、標準化というのでも取り組んでおりますので、そういう意味合いでは、マイナンバーを使っているんな取組、自宅から行政文書といいますか、いろんな住民票等、いろんな取れるような形での利便性も向上していくんじゃないかなと。そういう意味合いで、皆さんが本当に利便性を感じていただけるような状況を生んでいくことによって、また、高齢者を含めて必要性というのを感じていただけるんじゃないかなと思っておりますので、地道にしっかりとやっていきたいというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。まだまだ走り出したばかりということなので、これから本当に模索していく部分かと思えます。コロナ禍において、リアルの対面もなかなか、希薄化にしていき、コミュニティーも薄れる中ですが、このデジタルのDXも目的ではなく、あくまで一つの道具、ツールとしてコミュニケーションを図ることもできます。また、生活の質を上げることもできます。また、このDXについては私自身も今後注視してまいりたいと思っておりますので、町長、また執行部の皆さん、よろしく申し上げます。

以上で私の一般質問を終了いたします。誠にありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして一般質問を終了いたします。

---

### 日程第2. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された全ての案件についての質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたって自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意をお願いします。

なお、質疑は会議規則により1議題につき一人3回以内となっております。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

---

### 日程第3. 常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、本日配付しました常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は、付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いをします。

なお、各委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局へ提出くださるようお願いをします。

---

### 日程第4. 質疑・討論・採決（議案第61号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、質疑・討論・採決を行います。

議案第61号「工事請負契約の締結について（令和4年災 1019／341福留水路本復旧工事）」を議題とします。

質疑の回数は、会議規則により、全体審議の場合は1つの議題につき一人5回までとなっております。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第61号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後3時11分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午後3時15分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時15分散会  
-----

議事日程(第5号)

令和5年9月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第64号及び発議第2号の取り扱いについて
- 日程第2 常任委員長報告
- 日程第3 質疑(議案第40号から議案第60号までの21議案)
- 日程第4 討論・採決(議案第40号から議案第60号までの21議案)
- 日程第5 質疑(議案第62号及び議案第63号の2議案)
- 日程第6 討論・採決(議案第62号及び議案第63号の2議案)
- 日程第7 質疑・討論・採決(諮問第1号)
- 追加日程第1 議案第64号上程
- 追加日程第2 質疑・討論・採決(議案第64号)
- 追加日程第3 発議第2号上程
- 追加日程第4 質疑・討論・採決(発議第2号)
- 日程第8 文教厚生常任委員会の視察研修報告
- 日程第9 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第10 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第11 閉会中における議会運営委員会の活動について
- 日程第12 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動について
- 日程第13 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第64号及び発議第2号の取り扱いについて
- 日程第2 常任委員長報告
- 日程第3 質疑(議案第40号から議案第60号までの21議案)
- 日程第4 討論・採決(議案第40号から議案第60号までの21議案)
- 日程第5 質疑(議案第62号及び議案第63号の2議案)
- 日程第6 討論・採決(議案第62号及び議案第63号の2議案)



日程第7 質疑・討論・採決（諮問第1号）

追加日程第1 議案第64号上程

追加日程第2 質疑・討論・採決（議案第64号）

追加日程第3 発議第2号上程

追加日程第4 質疑・討論・採決（発議第2号）

日程第8 文教厚生常任委員会の視察研修報告

日程第9 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第10 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

日程第11 閉会中における議会運営委員会の活動について

日程第12 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動について

日程第13 議員派遣の件について

---

出席議員（12名）

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫 辰生君	教育長 .....	米丸麻貴生君
総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長 .....	白尾 知之君	企画商工課長 .....	鈴木 貴君

税務財政課長	……………	黒木 孝幸君	町民保健課長	……………	齊藤 美和君
福祉課長	……………	福永 朋宏君	高齢者支援課長	……………	下沖 祐二君
農業振興課長	……………	山田 正人君	都市整備課長	……………	井上 政和君
環境水道課長	……………	木下 勝広君	ふるさと納税推進室長	……	細田 高広君
教育課長補佐	……………	神野 康志君	会計課長	……………	島田 美和君

---

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 議案第64号及び発議第2号の取り扱いについて**

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、議案第64号及び発議第2号の取り扱いについてを議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る8月28日と9月13日に議会運営委員会を開催し、本日追加提案されます議案第64号及び発議第2号の取り扱いについて協議をいたしました。

本件の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、議案第64号及び発議第2号は委員会付託を省略し、既に提案されている議案全てを議了後、日程を追加し、全体審議で措置することに決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。本日追加提案されます議案第64号及び発議第2号につきましては、議会運営委員長の報告のとおり委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、日程を追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本日追加提案されます議案64号及び発議第2号については、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

---

**日程第2. 常任委員長報告**

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 楠原 更三君 登壇〕

○総務産業常任委員長（楠原 更三君） おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果を三股町議会会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案47号から52号、58号から60号の計9件です。全て環境水道課の案件でした。どの案件におきましても、詳細な資料を基に、微に入り細をうがつ説明がなされました。

まず、47号から49号の特別会計歳入歳出決算の認定について慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、50号の水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について慎重に審査した結果、全会一致で可決及び認定すべきものと決しました。

続いて51号及び52号の条例について慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

58号から60号の補正予算について慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、9月12日の総務産業常任委員会で、ただいま実証実験中の市街地循環バスに二手に分かれて約50分の行程にそれぞれ試乗してまいりました。午前9時台でしたが、両コースとも我々委員以外に5名の方が乗車されました。買物と通院の方が多くようで、大変便利になったとのことでした。実証実験のことは回覧や広報で知ったというより、サロンや病院で知ったという方が多く、実証実験についての周知が不足していると感じました。

試乗後委員会で話し合いを行いました。その結果を報告いたします。1点目、図書館及び元気の杜の正面入り口や上米公園をコースに入れられないか。2点目、高齢者が多く入居されている団地をコースに入れられないか。3点目、現状でもバス停名に企業名が使われているところがあるが、買物や病院を目的とする利用者が多いと考えると、循環バスの利用者を増やすためと循環バスの関係者を増やすために、バス停名にネーミングライツを導入し、現在のバス停名に近隣の複数の企業名をプラスすることはできないか。4点目、現状で既に治療時間をバス時間に合わせている病院があるとのことで、病院利用者の利便性を高めるために治療時間をバス時間に合わせてもらうよう病院に協力要請できないかということが話し合いの結果出ました。

以上で、総務産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 西村 尚彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（西村 尚彦君） それでは、文教厚生常任委員会の報告を行います。

去る9月11日10時より委員会を開催いたしました。付託されました議案は、議案第40号以下9議案であります。

議案第40号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例）」。

本案は、国民健康保険税を納付各期で分割した際に生じる端数処理について1,000円未満から100円未満での端数処理に変更するものです。このことにより1期の負担を軽減し、平準化にもつながるものです。

慎重に審査を行いました結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第43号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

担当課より、収入支出の状況や被保険者数の推移、保険税収納状況、療養費等の推移について説明を受けた後、出産育児一時金の支給状況や保険税の不納欠損の原因について、また、県補助金の保険者努力支援や保険税の減税世帯について質疑応答が行われました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第44号「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

担当課より、収入支出の状況や被保険者数の推移、保険料の収納状況、療養費等の推移、1人当たりの療養給付費の金額等について説明を受けた後、滞納繰越額等について質疑応答が行われました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第45号「令和4年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

担当課より、財源負担割合について、被保険者数や要介護認定者の推移、保険料の収納状況、歳入精算、保険給付決定状況、基金の運用状況について説明を受けた後、保険税の決定の仕組みや基金の運用などについて質疑応答が行われました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第46号「令和4年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

担当課より、収入支出の状況、特に介護予防サービス計画費収入や介護予防プラン作成委託料について説明を受けました。特に質疑等はありませんでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第54号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について。

本案は、規定の予算に6,415万3,000円を補正するもので、決算に伴う繰越金が主なものです。

執行部より、担当課より予算の状況について説明を受けた後、質疑が行われました。

国庫補助金の健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金について、これは出産育児一時金が50万になることにより、1人につき5,000円の補助が交付されるもので、これは国保だけの処置かという質問に、保険組合に対する補助であるので、社保等にもあるということでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第55号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」について。

本案は、既定の予算に53万8,000円を補正するもので、決算に伴う繰越金や人事異動に伴う人件費の減額が主なものです。特に質疑はありませんでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第56号「令和5年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について。

本案は、既定の予算に1億5,024万6,000円を補正するもので、決算に伴う繰越金や低所得者保険料軽減繰入金が主なものです。特に質疑はありませんでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第57号「令和5年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について。

本案は、既定の予算に96万1,000円を補正するもので、決算に伴う繰越金が主なものがあります。特に質疑はありませんでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 田中 光子君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（田中 光子君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第41号、42号、53号の3件でございます。以下、案件ごとに説明いたします。

議案第41号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和5年度三股町一般会計補正予算（第3号））」について。

本案は、県の6月補正で措置されました物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業により、歳入歳出それぞれ1億6,700万5,000円を追加したものです。

各課より議案について説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第42号「令和4年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」。

歳入歳出差引額7億2,430万3,002円となり、剰余金を持っての決算となっております。各課より説明を受けました。

農業振興課へ、森林環境譲与税の配分についての要望が出ました。

環境水道課への質問で、本町の最終処分場の現状についての回答を得ました。

町民保健課への質問で、出産・子育て応援交付金については、妊娠7から8か月時のアンケートの回収率について回答を得ました。また、がん検診事業について、がん検診率の回答を得ました。

福祉課からは、重層的支援体制整備事業の実施報告書の回答を得ました。

慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第53号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第4号）」について。

本案は、令和4年度決算、国・県の補助決定によるもののほか、当初予算以後生じた事由に基づく経費等についての補正を行うもので、歳入歳出それぞれ5億4,294万6,000円を追加したものです。

各課より説明を受けました。

企画商工課からの説明を受けましたが、もっと詳しい説明が必要で削減を求める意見が出ました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、委員会の報告を終わります。

---

### 日程第3. 質疑（議案第40号から議案第60号までの21議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は会議規則により1議題1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 議案53号、今、委員長が申したとおり、ちょっと内容は分からなかったものがある。もう一回、企画課長かなんかでもいいんだが、ちょっと詳しい内容を聞かせてくださいよ。どちらでもいいです、内容だけですから、よろしく。

19ページの12、委託料です。五百六十何万とか、少し内容が分からんとです。よろしく。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午前10時19分休憩

-----  
午前10時20分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

-----  
日程第4. 討論・採決（議案第40号から議案第60号までの21議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、討論採決を行います。

議案第40号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第40号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

議案第41号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和5年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第41号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

議案第42号「令和4年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第42号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり認定されました。

議案第43号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり認定されました。

議案第44号「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり認定されました。

議案第45号「令和4年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり認定されました。

議案第46号「令和4年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第46号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり認定されました。

議案第47号「令和4年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第47号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり認定されました。

議案第48号「令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第48号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり

り認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり認定されました。

議案第49号「令和4年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第49号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり認定されました。

議案第50号「令和4年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第50号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第51号「三股町特別会計条例を廃止する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第51号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第52号「三股町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第52号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第53号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第54号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題と

して討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第55号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号「令和5年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第56号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号「令和5年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第57号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号「令和5年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第58号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号「令和5年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第59号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号「令和5年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第60号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 質疑（議案第62号及び議案第63号の2議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、全体審議の議案の質疑を行います。

議案第62号及び議案第63号の2議案を一括して行います。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。質疑の回数は、会議規則により、全体審議では同一議題につき1人

5回以内となっております。

質疑はありませんか。中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 63の質問でもよろしいですか。

○議長（指宿 秋廣君） 63号、オーケーです。

○議員（2番 中原 美穂君） 財産無償貸付けについてなんですけれども、ご質問です。現状の養護老人ホームを拝見しますと、老朽化しており、耐震の問題もあると思います。現在ご利用されているご利用者の安全確保も必要であると思うのですが、三股町としてスマイリング・パークさんに新たな土地での建て直し、運営計画を伺う必要ではないのでしょうか。また、その建て直し、運営計画が予定されているのでしょうか、お聞きしたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 新しい場所での建て替えということですが、今の土地で行うということで、新しいところでの建て替えということは計画していないところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 今のところで運営をしていくということではあるんですけれども、無償貸付期間中の施設の建て直し、運営とかは計画はないのでしょうか。また、もしも、民間譲与をしたスマイリング・パークさんに、新たな土地での施設運用予定や建て直し計画を遂行できる法人への譲渡とかは考えていないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 契約期間での建て替え等についても考えていません。また、新しいところでの建て替え等についても考えていないところです。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 計画していくべきではないのかと思います。なぜならば、老朽化になっていて、老人の皆様の安全を確保するのは三股町としての役割でもあるので、そこは計画していくべきではないかなと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 意味分からなかった。休憩しようか。休憩します。

午前10時42分休憩

-----  
午前10時46分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

今のは分からないのでということでした。中原議員。これが……。 （「同じ」と呼ぶ者あり）  
4回目ですね。

中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 財産無償貸付けについての、今の民間建物という形で理解はでき  
たんですけども、養護老人ホームは三股町でないといけない施設ではあるんですよ。また、  
上米公園の遊具、場所からして子供から家族連れ、高齢者の方が多く利用されているし、養護老  
人ホームの敷地は三股町民とっても大切な貴重な土地でもあります。また、町として敷地の有効  
活用については、町民のために計画を立てていくってことはないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午前10時47分休憩

-----  
午前10時49分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 無償貸付けの期間においては、スマイリング・パークさんの  
ほうからもそういう相談もありませんので、計画はありません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 大丈夫ですか。最後、中原議員、どうぞ。

○議員（２番 中原 美穂君） 相談がなければ、ずっとスマイリング・パークさんに無償貸付け  
が続いていくっていう現状で捉えるってことでお間違いないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 現在のところでは、スマイリング・パークさんのほうで運営  
していただいておりますし、何ら問題なく緊急対応時にも対応していただいておりますので、引き  
続きスマイリング・パークさんをお願いしたいと考えているところです。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。山中議員。

○議員（１２番 山中 則夫君） 今の件に関してですが、最初は、我々が話を聞いたのは、山下  
医院の町の土地がある前住宅があったところに移そうということで、あそこは、役場のほうが希  
望していたんじゃないかと。そうしたら、彼らが今のところで、建物もあるし、いいですがって  
言ったから、そりゃそれでいいんだけど、行政も言うことを、そこに建て替えをしてくださいと  
いうことだけは言ってよ。

要するにあそこは、今、場所的にはどうしても、老人ホームちゅうのなんか、町なかじゃなく  
てああいうところに造るのはいかんとよ。やっぱり町なかでみんなが生活してるところに、だか  
ら、それだけの要望ぐらいは言ってくれないと。いや、決まっていますからって、それなら何の  
質問もできないから、よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長、何かありますか。——山中議員のあれは、執行部に対する要望と  
いうことで捉えさせていただきます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

---

#### 日程第6. 討論・採決（議案第62号及び議案第63号の2議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第6、討論・採決を行います。

まず、議案第62号「財産の取得について（三股町第7期仮想サーバ等構築事業）」を議題と  
して、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案62号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されま  
した。

次に、議案第63号「財産の無償貸付について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第63号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されま  
した。

---

#### 日程第7. 質疑・討論・採決（諮問第1号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第7、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として、  
質疑・討論・採決を行います。

本案は地方自治法第117条の除斥に該当しますので、上西議員は退場をお願いします。

〔3番 上西 雅子君 退場〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑は、会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内と



なっております。質疑はありませんか。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 上西議員本人は、人格、見識ともに申し分ないと思います。しかし、反対討論として、議員をしながら……。

○議長（指宿 秋廣君） 討論じゃなくて質疑、討論は別に設けます。

○議員（５番 田中 光子君） 議員をしながら役職を引き受けると本人も大変だと思います。議員は、いろいろな相談対応が多岐にわたります。専門分野以外でも、分かりませんと答えると、もっと勉強しなさいと言われてたりもします。なので、これ以上委員活動を行うことは困難だと考えます。ほかに数人の候補者がおられるとお聞きしております。それならば、ほかの方にも活動の場として委員になっていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 反対討論……。

休憩します。

午前10時55分休憩

-----  
午前10時56分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

質疑はありませんか。山中議員。

○議員（１２番 山中 則夫君） 今の議案に対してですけど、その人がいかんとか、そんなんじゃないかと、以前もやっぱり議員は議員だから、いろんな影響があるから、議員はいろんな役職に、ならんほうがいいちゅうことで、行政側がそれですとやってきたですがね。それで、今度何をこれでするって、どういう審議をされているんですか。審議を、どういうふうを選んでですか。それをはっきりしないと、いいときには何とかって、駄目だと言ったんですよ。私も数年前に、あれをしようと思ったら、いや、議員はもうならんほうがいいですよって、やっぱりそういうあれがあったんですよ。今、全部取り崩しているがね。

○議長（指宿 秋廣君） 審議の過程をちょっとしゃべってもらおうか。

○議員（１２番 山中 則夫君） 審議の過程を教えてよ。

○議長（指宿 秋廣君） 個人の話ではないみたいですので、審議の過程という形の質問というふうに捉えざるを得ませんので、お願いできますか。総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今回の人権擁護委員の町のほうからの候補者の選出につきましては、今、人権擁護委員は三股町に6名いらっしゃいます。そのうち男性が3名、そして女性が3名の計6人の構成となっております。今回、そのうちの女性の委員の方が、今年12月末日をもって辞められるということになりまして、その後任ということで、今回候補者、立てさせていただき

ました。

先ほど言いましたように、女性1名が辞められるということで、どうしても一番最初に考えたのが女性の人権擁護委員、こちらを擁立したいという考え、一つでございます。

また、町内全体的なところを見たときに、いろんな今までの経歴等含めた上で、年齢的なところを踏まえた上で、どのような女性の候補の方がいいのかなということで、福祉課等にも相談をさせていただきながら、候補者を5名出させていただきました。その5名の中でも、こちらのほうから先に声をかけていく優先順位というのを決めさせていただきました。

その優先順位につきましては、やはり年齢、そしてこれまでの経験値、それと、やはり一番大事なのは、人権擁護委員としては耳を傾けていただくというのが一番だろうという中で、今回5人の候補のうち上西議員について、第1候補者として優先順位ということで当たらせて、お願いをさせていただいたところでございます。

また、重々町議会議員であるということは承知しておりましたけれども、法的な部分も含め、町議会議員の兼職に触れないかどうかなのか、その辺も調べさせていただきましたけれども、人権擁護委員につきましては兼職に当たらないということが分かりましたので、第1候補者として優先的に上西議員をお願いをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 今、説明は分かりますけど、やっぱり町会議員は我々もみんなやけど、やっぱり選挙に出ているんです。選挙に出ている、どうしてもそういう影響は出るんです、よかった悪かったは別にして。だから、町民がどういうふうに思うかです。あれですわ、昔から、それで通っていたんだけど、そのときは行政も、選挙に出て、いろいろ問題がありますからと言うとって、私は長くやってるからその辺の経緯を知っているんです。何で、今回だけ議員でいい。人間的によかというのは分かります。しかし、議員というのは、それは、議員の威厳がなくなっていくですがね。そういうことです。

そこら辺は、町長が指名したといううわさですよ。うわさですから、ちゃんと言ってくださいよ。町長が答えてくれればいいですがね。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 人権擁護委員、そしてまた保護司、そしてまた民生・児童委員、これはもう全部、議員さんたちも兼職して構わんとです。都城のほうでも保護司もなっぺいらっぺいいますし、民生・児童委員も。

皆さん方、要するに、いろんな形で地域に根差している方々、そういう方々がやはりいろんな公職というのを兼務していただくと。これが今の世の中の、何ですか、国からのお願いなんです。

そして、役場職員自体も、実際保護司になってもらえんかと。この前も所長が来られました。

非常に今保護司の方は、今日の新聞にありましたけれども、もう4割の方がもう70以上、もう引退の、更新時期になっていると。そういうふうな時期に、若い人たちをいかに育てて、またそして、そういう役職を担っていただくか。そういう意味合いでは、もう議員さんたちも大いにそういう民間的な、民間といいますか国の、国家、非常勤の特別職ですけれども、非常にそういう意味合いで、いろんな人権擁護、あるいは保護司、また民生委員・児童委員、そういうものも兼務していただきたいなというふうに思います。

そういうことによって地域のことがよく分かってくる、よく見えてくる、そして、それがまた地域の住み心地とか、いろんな意味合いで向上していく、そういうふうに考えています。

ただし、やはり利害関係のあるところとなると、やはりそれなりにいろいろと問題があるでしょうから、今言われたような国からの非常勤特別職、これについては別段議員さんがなっても問題ないと、我々は理解しています。

○議長（指宿 秋廣君） 質疑ありませんか。中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） お聞きしたいんですけども、第1候補者で今上西議員がなられたということなんですが、残り4名様にはお話ししたんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 優先順位として一番最初にお声がけするというので、1番目にお声がけをしたということであります。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 残り4名様にはお話ししてないということになるんですね。

思うことなんですけど、一応町民で成り手がいない、声をかけてもできなかった、だったら出てくれる上西さんがっても思うんですけど、やっぱりそれ、町民の皆さんも、5人の候補者を町が声かけて話しするっていうほうが大事だったんじゃないかなと、私としては思います。

○議長（指宿 秋廣君） 質問……、クエスチョンマークをさっき言ったようにつけてもらわないと、答えようがないし、執行部も。反対討論とか討論であればいいんですよ、こっち側が答える必要がないので。だけど、質疑ですから、クエスチョンマークをつけてもらって。続きをどうぞ。

○議員（2番 中原 美穂君） 残りの4名様にお声をかけなかったんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 候補者、先ほど言いましたように、優先順位ということで当たっていきましたので、最初の方にお声かけをして、ご理解、ご了承を得たということで、ほか4名の方には話はしておりません。話をかけることによって、全員オーケーとかなった場合にどうするのかという話になってきますので、優先順位という立場でお声かけをさせていただきました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 質疑ありませんか。山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 話は分かりましたけど、ただ、前回というか、何十年前から私もいろいろ話を聞いています。だから、その頃はやっぱり議員も威厳を持ちよかったから、言わなかったんです。本当はなりたいたと思ったかもしれんけど、やっぱりそこ辺は議長は経過は分かりませんか。さっきの件であったとか、そういうのは気づいていたら言ってくださいよ。どっちがいいとか悪いとか、そういう問題じゃないんです。どういうふうにするかです。

○議長（指宿 秋廣君） すんません、議場の中で議長に質問は、ちょっと答えるというわけには。

○議員（12番 山中 則夫君） みんな言い切らんからですよ。

○議長（指宿 秋廣君） そういうシステムになっていませんので、ご容赦お願いしたいと思えます。それは、この席を降りたらしゃべる機会はあるかもしれませんが、すんませんけど。

質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 先ほど申しましたけれども、再度よろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） はい。

○議員（5番 田中 光子君） 上西議員本人は、人格や見識的にも申し分ないと思います。しかし、議員をしながら役職を引き受けると、本人も大変だと思います。議員はいろいろな相談対応が多岐にわたります。先ほど町長が、委員をすると幅広く町民と関わられるって言われたんですけれども、私たちは現在でも幅広く多岐にわたって相談を受けています。専門分野以外でも分かりませんと答えると、もっと勉強しなさいという叱咤激励も受けます。なので、これ以上委員活動を行うと、そういう相談対応が困難になってくると考えます。

ほかにも、先ほど言われた数人の候補者がいるということだったので、そういう方たちに委員になっていただくと、そういう方たちも三股町にいろいろ委員として携わってくださるので、いいので、反対討論とします。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これで討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） 起立少数であります。したがって、諮問第1号は不適任とされました。上西議員の除斥を解除します。

〔3番 上西 雅子君 入場〕

---

### 追加日程第1. 議案第64号上程

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第1、議案第64号を議題とします。

議案第64号「町長等の給与の減額に関する条例について」、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 追加提案しました議案第64号「町長等の給与の減額に関する条例について」、ご説明申し上げます。

本案は、去る令和5年9月8日付で執行しました職員2名の懲戒処分に関して、最終的な監督責任者等としての責任を重く受け止め、町長、副町長自らに処分を課するものであります。

処分内容につきましては、令和5年10月1日から令和5年10月31日までの間において、町長等の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる給料月額から、町長においては当該額の100分の10に当たる額を、副町長にあつては当該額の100分の5に当たる額を減じるものであります。

この条例により、改めて法令遵守、公務員人事及び服務規律の確保に取り組み、町政に対する町民の皆様の信頼回復に向けて、職員一丸となって邁進してまいります。

以上、1議案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

---

### 追加日程第2. 質疑・討論・採決（議案第64号）

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第2、質疑・討論・採決を行います。

議案第64号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。本案に対する討論の発言を許します。中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 今回の責任に、減給し責任を取っていただくのは大変ありがたいのですが、減給の内容があまりにも軽過ぎると思います。なので、もう少しそれは金額等を含めて、大きい、町としてのお金を見直す、それに対しての皆様の考えの浅はかさだと私は思うので、もう一回減給見直しをしたほうが良いと思います。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。議案第64号は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） 起立多数であります。したがって、議案第64号は可決されました。

---

### 追加日程第3. 発議第2号上程

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第3、発議第2号を議題とします。

発議第2号「三股町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） それでは、発議第2号について提案理由を申し上げます。

発議第2号「三股町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」は、地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）により、政令で定める額を超えないものについては、議員個人による請負に関する規制の対象にはならなくなったことに伴い、議会運営の構成、事務執行の適正が損なわれることのないよう、議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、新たに条例として制定するものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

---

### 追加日程第4. 質疑・討論・採決（発議第2号）

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第4、質疑・討論・採決を行います。

発議第2号を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 文教厚生常任委員会の視察研修報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第8、文教厚生常任委員会の視察研修報告を議題とします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 西村 尚彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（西村 尚彦君） それでは、文教厚生常任委員会の視察研修報告を行いましたと思います。

令和5年8月7日月曜日と8日火曜日、佐賀県みやき町と福岡県新宮町へ、子育て支援事業について、委員5名と事務局1名の計6名で視察研修を行いましたので、その報告を行います。

まず、令和5年8月7日13時30分より佐賀県みやき町の視察研修を行いました。みやき町は、佐賀県の東部、佐賀市から東側約20キロ、福岡市から南側約30キロに位置しており、平成17年3月1日に中原町、北茂安町、峰町の3町の合併により誕生し、令和2年度の国勢調査人口2万5,511人、面積が51.92平方キロメートルの町であり、福岡県久留米市、那珂川市、佐賀県鳥栖市に隣接しており、生活圏は福岡県久留米市と多くを共有しているとのことです。

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計で、2005年の人口2万7,157人から、2035年には29%減の1万9,270人と予測され、早急に人口減を食い止め、人口増を図るために新たな施策を町全体で取り組む必要があると判断し、平成24年度から定住総合対策事業を策定し、重点プロジェクトを掲げ、取り組んでいるとのことです。

みやき町議会としても定住対策特別委員会を設置し、事業の実施、時期など円滑な事業が実施できるよう、町と十分な事前協議を行った上で事業実施に取り組んでいるということです。

また、平成24年には「子育て支援のまち宣言」を行い、8つの子育て支援の施策を実施されていますが、その子育て応援プログラムの一部について紹介します。

まずは、学校給食費の支援です。平成27年度から実施されており、平成27年度は町内に住所を有する小中学生の第3子以降の児童生徒の給食費を無償化、事業費は460万です。翌年度、平成28年度に対象者の範囲を拡大、第1子、第2子を半額にし、事業費4,340万、平成29年度にさらに対象を拡大し、第3子の対象を中学生から高校生までに拡大、事業費4,510万、そして、平成30年度にはふるさと納税を活用し、第1子、第2子も全額補助、完全無償化にし、

事業費 8,090 万となっております。

次に、新婚世帯子育て支援住宅整備についてです。これは P F I 事業による住宅建設で、中堅所得者層の対応の新婚世帯・子育て世帯住宅、公営住宅による新婚世帯・子育て世帯住宅の建設に取り組み、これまで戸建て・集合住宅を含め 183 戸建設され、学校給食費無料化の効果もあるのか、令和 2 年度の国勢調査では 22 年ぶりとなる人口増加を実現され、社人研の推計より 400 人上回る状況であるということです。

続きまして、令和 5 年 8 月 8 日火曜日 10 時より、福岡県新宮町の視察研修を行いました。

新宮町は、福岡県の福岡・宗像地方にある町で、糟屋郡に属し、福岡市中心まで交通のアクセスが非常によく、J R 西鉄及び国道 3 号、495 号で福岡市中心部へつながっています。平成 18 年度より町内 3 つの地区において中心市街地整備事業を進め、平成 22 年度には J R の新しい駅、新宮中央駅が設置され、また、九州初出店となった家具世界大手 I K E A が出店し、急激な人口増加につながったそうです。

面積は 18.93 平方キロメートルですが、平成 18 年、2 万 3,000 人の人口が、令和 5 年 6 月には 3 万 3,304 人となっています。児童生徒も急激に増え、中心市街地事業後に認可保育所が 4 園新設、小学校が 1 校新設、平成 28 年 4 月開校です。中学校が 1 校新設、平成 31 年 4 月開校になっています。——をやっております。年少人口割合がピーク時は 22%、現在は 19% ぐらいということです。

子育て支援事業については、平成 30 年度に児童福祉担当が本庁舎から別館のシーオーレ新宮に事務所を移転し、母子保健担当を統合し、子育て世代包括支援センターを開設されています。臨床心理士や作業療法士、言語聴覚士を配置し、シーオーレ新宮内に発達支援センターを設置し、通所療育事業を直営化されています。また、町独自の子育て支援アプリ子育てモバイル「ぐーまっち！」を今年 6 月に導入され、伴走型相談支援を後押しする機能を活用し、子育て世代への支援を行っています。

今後は、母子手帳交付や面談、各種イベントなど、オンライン予約機能の追加や成長グラフや乳幼児健診の記録など、母子手帳の内容をマイページに記録できる電子母子手帳機能、予防接種漏れや接種間隔ミスを防ぐ予防接種 A I スケジューラーなどの実現を目指しているとのこと。また、給食費の支援や保育料の支援についても、現在、役場内部でどのような方法がいいのか検討中だそうです。

そのほか、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、出産・子育て応援交付金など、事業内容や実績、今後の改善点について意見交換を行いました。

今後の課題としては、人口が急激に増えたことにより施設のスペースが狭くなり、また、駐車場も不足する、交通の便が悪いなどの改善が必要とのことでした。



最後に、新宮町議会が考える今後の町の課題について聞いたところ、人口が、子供が増加している地区もあるが、やはり高齢化、人口減少の地域があり、今後のこれらの地域の発展・活性化が課題ということでした。

これで文教厚生常任委員会の研修報告を終わりますが、今後、委員会や、また様々な協議の場において、今回の研修を踏まえた提案等を行っていきたいと考えております。

なお、この視察研修報告並びに詳細な資料につきましては、いつでも閲覧できるようにまとめておりますので、閲覧を希望される方は事務局に申し出ただければと思います。

以上で、文教厚生常任委員会の研修報告を終わります。

---

### 日程第 9. 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 9、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の閉会后、議長宛に所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会閉会后、議長宛に所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員長及び文教厚生常任委員長は、閉会中も活動できることに決しました。

---

### 日程第 10. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 10、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第 74 条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長から申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決定いたしました。

---

### 日程第 11. 閉会中における議会運営委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第11、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めることに決定しました。

---

### 日程第12. 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第12、閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動についてを議題とします。

三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、本特別委員会が所管する調査等について、閉会中の活動の申出があります。

お諮りします。三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中に本特別委員会が所管する調査等の活動をすることについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中に本特別委員会が所管する調査等の活動をすることに決定しました。

---

### 日程第13. 議員派遣の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、研修会等にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣について配付資料のとおり、それぞれの議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。今期定例会において、議決、案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います

が、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で全ての案件を議了しましたが、議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時30分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午前11時35分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

.....  
○議長（指宿 秋廣君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和5年第4回三股町議会定例会を閉会します。

午前11時35分閉会  
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 中原 美穂

署名議員 新坂 哲雄